

JETRO Invest Japan Report 2016

ジェトロ対日投資報告 2016

はじめに 理事長メッセージ

政府は「日本再興戦略」において、海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るために、外国企業の誘致を進め、2020年までに対内直接投資残高を35兆円にすることを政策目標に掲げています。2014年に初めて20兆円を超えた対日直接投資残高は2015年末には24.4兆円となり、過去最高額を更新しました。さらに、2016年上半期の対内直接投資の大幅な流入超過を受けて、2016年6月の残高は推計26.7兆円となっています。こうした対日投資の順調な伸びには、日本の投資環境に対する評価がポジティブに変化してきていることが背景にあります。

変化の一つ目は、日本市場の再評価とビジネス機会の拡大です。従来から外国企業が日本でビジネスを行なう上での最大の魅力は、高い品質の製品やサービスを求める消費者や顧客がいる日本の「洗練された巨大な市場」でした。今はこれに加え、日本市場での成功はアジア市場やグローバル市場での成功につながることから、「トレンド発信地」として再認識、再評価されています。

また、日本のビジネスコストが、シンガポールや香港、さらには上海などと比べ相対的に低下していることに加え、研究・技術開発力や知財保護の確実性から、日本の企業や研究機関との協業を通じた、「製品開発」、「研究開発」拠点としての評価も高まっています。加えて、訪日観光客の急拡大によって、日本の観光ビジネスも注目されています。

変化の二つ目は、対日投資に向けた政府の取り組みについてです。政府は、外国企業の投資を後押しし、「日本を世界で最もビジネスのしやすい国にする」ため、様々な政策を打ち出してきました。法人税の低減やコーポレートガバナンスの強化などのビジネス環境の改善策、製薬・医療機器、電力・エネルギー分野をはじめとする規制改革などにより、日本におけるビジネス機会は確実に拡大しています。TPPへの取り組みも大きな変化です。

政府は事業環境のさらなる整備に取り組むべく、2016年5月、「対日直接投資推進会議」を開催し、世界最速のグリーンカードの導入などの政策パッケージを決定しました。また、昨年の「対日投資報告2015」で、外国企業にとって日本でビジネスする上での阻害要因として最上位に指摘された行政手続き・許認可については、政府がワーキング・グループを組織し、規制・行政手続きの抜本的な簡素化に向けた検討を行っています。

変化の三つ目は、外資系企業の評価と行動です。既に日本でビジネスを行っている外資系企業はこうした変化を実感しており、多くの企業が実際に、日本での投資拡大や雇用拡大を計画しています。

ジェトロは、対日投資誘致の中核機関として、2003年以降対日進出のサポートを行ってきました。今年で14年目に入り、現在までに15,000件以上のプロジェクトをサポートし、1,500件あまりの企業設立を成功に導いています。言語はもとより、商慣行や規制など、外国企業が進出に際して直面する課題に対して、経験豊かな職員と、産業や法律、会計等の専門家が連携して対応しています。2015年度からは、対日投資に従事するスタッフを大幅に増員し、海外をはじめ、国内の外資系企業のプロジェクト発掘を強化しました。政府や地方自治体とも連携しつつ、きめ細かく、信頼性の高いサービスを提供することで、より多くのプロジェクトの実現を目指しています。

本報告書は、最近の対日投資のトレンドや政府の関連政策、外資系企業の活動や日本のビジネス環境に対する意識、そしてジェトロの活動についてまとめたもので、2015年版に続き、2回目の刊行になります。本報告書が関係の皆様にとって、日本ビジネスを検討する上での、あるいは外国企業の対日投資を支援される上での参考になれば幸いです。



独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

理事長

石元博之

CONTENTS

I	順調に推移する対日投資	2
	1. 対日直接投資残高は順調に推移	2
	2. 地域別残高ではアジアがシェアを拡大	3
	3. 2015年のフローは4年ぶりのマイナス 2016年に入り大幅な流入超過	5
	4. 2015年の対日M&Aは低調 2016年は大型案件増加 サービス市場への参入拡大	7
II	ビジネス環境の改善に向けて	8
	1. 改善する日本のビジネス環境	8
	(1) 規制改革によるビジネス機会の創出	8
	(2) 法人実行税率の引き下げ	11
	(3) コーポレートガバナンスの強化	11
	(4) 国家戦略特区の活用	12
	2. 外国企業誘致のための施策	14
	(1) 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」	14
	(2) 「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」	16
	(3) 規制・行政手続見直しワーキング・グループの開催	17
III	対日投資のトレンド（外資系企業の動向）	18
	1. 研究開発分野	18
	(1) 外資系企業による研究開発拠点設置の事例	19
	(2) 外資系企業と日本の大学の共同研究	21
	2. アジアからの投資／観光分野	21
	3. 外資系企業と日本企業との協業	22
IV	外資系企業による日本のビジネス環境の見方	24
	1. 4割を超える企業がビジネス環境の改善を実感	24
	2. 8割近くの企業が今後の投資拡大に意欲	25
	3. 地域特性を活かし、製造、研究開発、地域統括、バックオフィスの拠点拡大も	26
	4. 日本の魅力 ～最大の魅力は「日本市場」～	28
	5. ビジネスの阻害要因 ～人材確保の難しさが課題～	30
V	ジェトロの対日投資促進事業	34
	1. ジェトロの活動実績（誘致実績）	34
	2. ジェトロの事業活動重点	36
	3. ジェトロの事業概要	37
	(1) 対日直接投資促進に資する情報発信	37
	(2) 対日投資関心企業、二次投資の発掘・支援	40
	(3) 研究開発拠点など高付加価値拠点の誘致	41
	(4) 地域への外資誘致に向けた自治体との協業	42
	(5) 外国企業の拠点設立支援	42
VI	地方創生：外資による地域活性化	44
	1. 外資誘致に向けた地域の取り組み	44
	(1) 福岡市 ―特区での規制緩和により、スタートアップビザなど外国人の創業を支援―	45
	(2) 神奈川県 ―羽田空港に隣接する特区で、再生・細胞医療の実用化を支援―	46
	(3) 三重県 ―ターゲット産業にあわせた豊富なインセンティブで外資を誘致―	46
	(4) 佐賀県唐津市 ―地域間交流を活かし、フランスの化粧品企業の誘致を目指す―	47
	2. 外資に特化した自治体の優遇措置等	48
	3. 地域の投資環境の魅力：ビジネスチャンスが眠る日本の地域	49



順調に推移する対日投資

2015 年末の対日直接投資残高は、前年に対して概ね横ばいで推移したものの、過去最高の金額を更新した。フローベースでは、欧州からの投資の引きあげの影響でわずかながらマイナスとなった一方、アジア、米国からの投資は引き続き高水準であった。また、2015 年中の対内 M&A は低調であったが、2016 年に入って大型の案件が見られており、活況を取り戻しつつある。今後も、外国企業による対日投資は、拡大していくことが見込まれる。

1. 対日直接投資残高は順調に推移

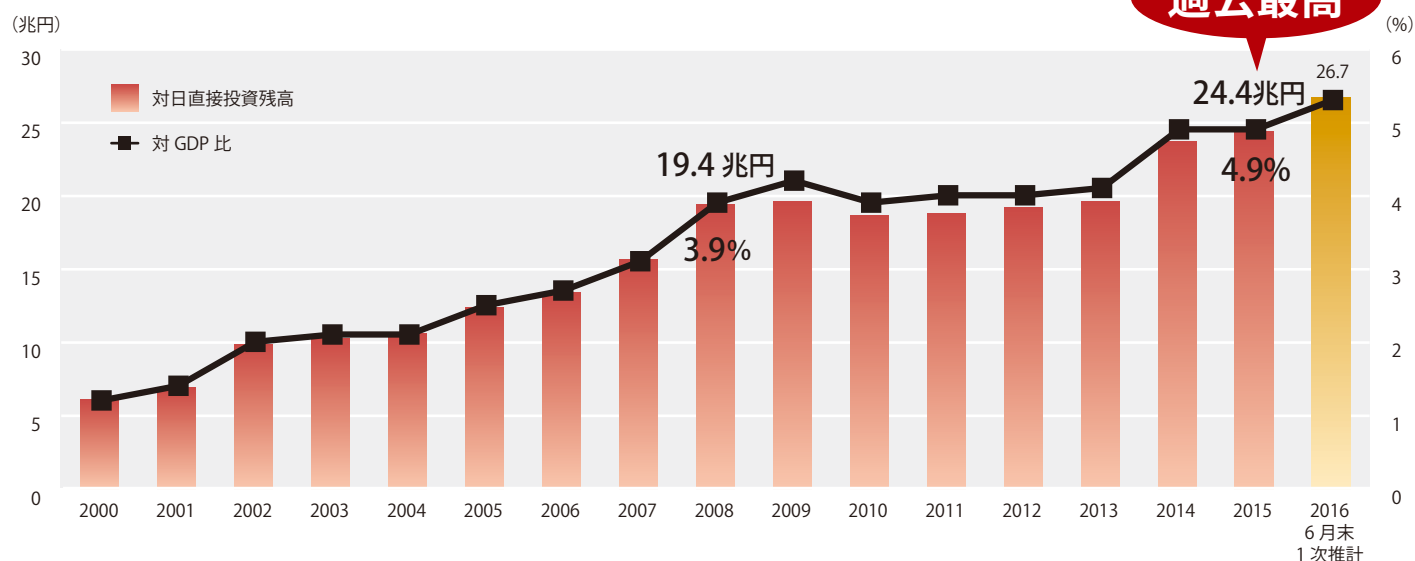
2015 年末の日本の対日直接投資残高は、前年末時点から 2.7% 増加の 24 兆 3,843 億円となり、前年に引き続き過去最高額を

更新した。2014 年末残高の 23 兆 7,480 億円から 6,363 億円の増加となった（図表 1-1）。

財務省の試算では、残高の増加の主な要因は統計値の調整とされている。2015 年の対内直接投資フローによる微減（164 億円）と為替相場の変動による押し下げ効果（430 億円）に対し、株価や債券価格の変動に伴う増減や国際収支統計と資産負債残高統計の相違による調整により残高は増加となった。

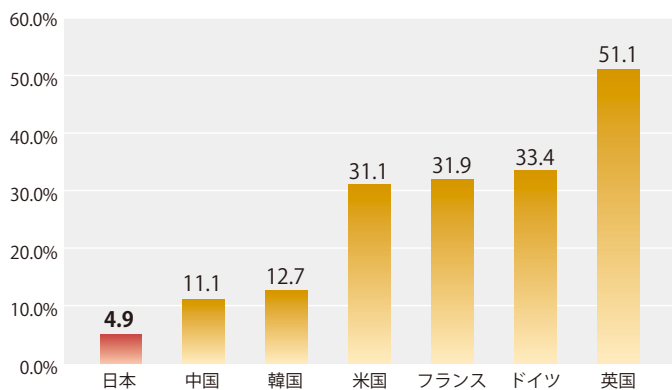
対内直接投資残高の名目 GDP 比は前年と同率の 4.9% であり、国際的に見て引き続き低い水準であるといえる（図表 1-2）。また、対内・対外直接投資残高を比較すると、例年と同様に対外は対内の 6.2 倍に相当し、依然として大きな開きがある（図表 1-3）。

図表 1-1 対日直接投資残高の推移と対 GDP 比



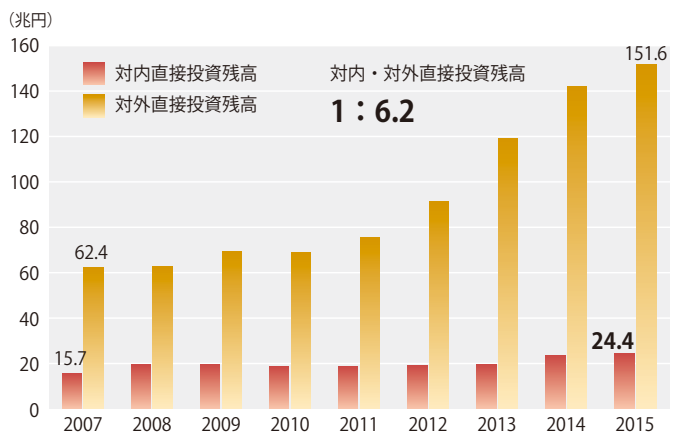
〔出所〕「国際収支統計」（財務省）、「国民経済計算」（内閣府）より作成

図表 1-2 対内直接投資残高の対 GDP 比 国際比較(2015 年末時点)



〔出所〕「World Investment Report 2016」(UNCTAD)、FDI database より作成
日本については、「国際収支統計 (2015 年末時点)」(財務省)、「国民経済計算」(内閣府)

図表 1-3 対内・対外直接投資残高の比較



〔出所〕「国際収支統計」(財務省) より作成

2. 地域別残高ではアジアがシェアを拡大

投資元地域別の対日直接投資残高を見ると、欧州からの投資が 11 兆 2,102 億円と最大で、全体の 46% を占めた。北米からが 7 兆 280 億円 (28.8%)、アジアからが 4 兆 2,900 億円 (17.6%) と続き (図表 1-6)、とりわけアジアからの投資のシェアは、前年の 15.5% から 2 ポイント以上増加した。

国別では米国からの投資が最大 (6 兆 8,559 億円) で、全体の 28.1% を占め、オランダ (3 兆 7,026 億円)、フランス (3 兆 748 億円)、英国 (1 兆 9,269 億円) が続き、トップ 4 までのランキングは前年と同様であった。アジアからはシンガポール (1 兆 8,135 億円、5 位) と香港 (1 兆 416 億円、8 位) がトップ 10 に入った。香港の対日直接投資残高はシンガポールについて 2 番目に 1 兆円を超えた (図表 1-4)。また、その他にも、台湾 (5,276 億円) が 11 位、韓国 (3,895 億円) 12 位、中国 (2,187 億円) 14 位とアジアの国々が 10 年前と比べて順位を伸ばし、存在感を増している (図表 1-5)。

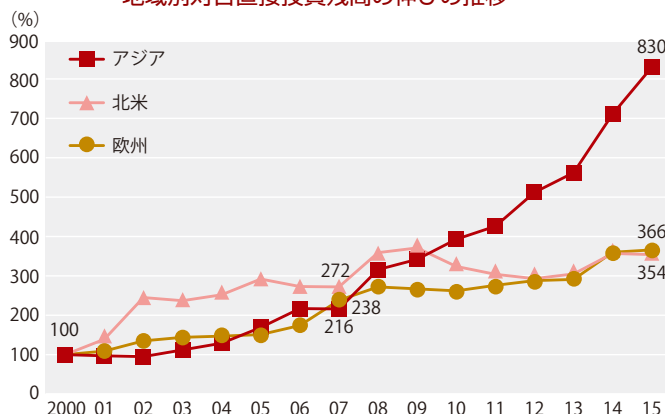
その他の国では、スイス (1 兆 1,180 億円、6 位)、ケイマン諸島 (1 兆 653 億円、7 位)、ルクセンブルク (7,777 億円、9 位)、ドイツ (7,488 億円、10 位) が上位に入っている。ドイツについては、2014 年末時点では 1 兆円以上の残高を保有していたが、フォルクス・ワーゲンとスズキの大型資本提携解消なども影響したとみられ、残高が減少し、ランキングも 7 位から 10 位に下がった。

図表 1-4 投資元国・地域別対日直接投資残高 (2015 年末時点) TOP10

	国	残高 (億円)	構成比 (%)
1	米国	68,559	28.1
2	オランダ	37,026	15.2
3	フランス	30,748	12.6
4	英国	19,269	7.9
5	シンガポール	18,135	7.4
6	スイス	11,180	4.6
7	ケイマン諸島	10,653	4.4
8	香港	10,416	4.3
9	ルクセンブルク	7,777	3.2
10	ドイツ	7,488	3.1

〔出所〕「国際収支統計」(財務省) より作成

図表 1-5 2000 年時点残高を 100 とした場合の地域別対日直接投資残高の伸びの推移



〔注〕2014 年末以降の残高は BPM6 基準、2013 年以前の残高はジェトロが BPM5 から BPM6 基準に換算

〔出所〕「国際収支統計」(財務省) より作成

業種別に見ると、金融・保険業への投資が最も多く、全体の36.6%を占めている。次いで輸送機械器具製造業（13.1%）、電気機械器具製造業（12.8%）が多く、卸売・小売業（5.6%）、化学・医薬製造業（4.5%）が続く（図表 1-7）。金融業が全体の約3割～4割を占め、輸送機械器具製造業と電気機械器具製造業が上位に来るといった産業構造は過去10年で変化していない。

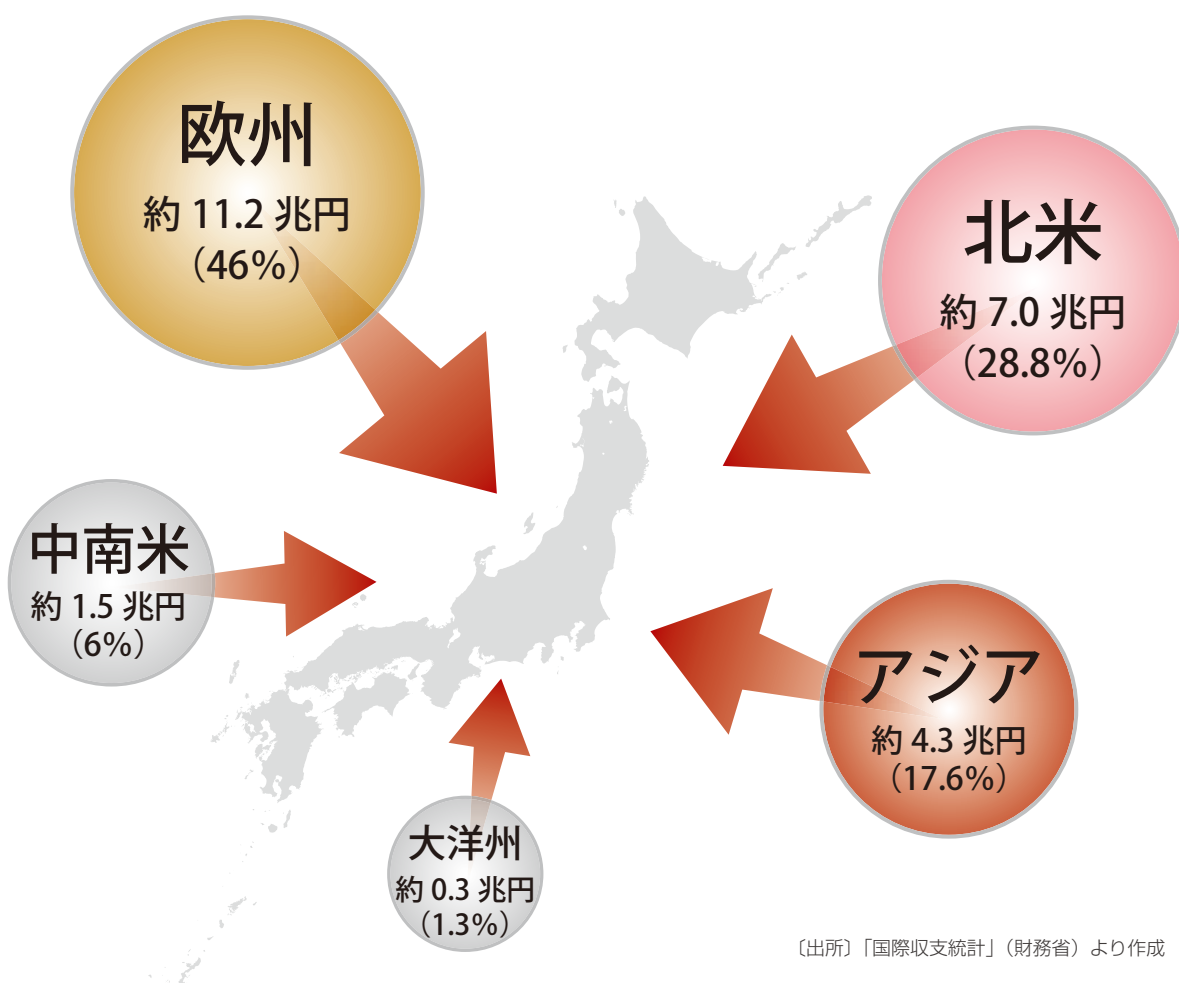
地域別で業種の内訳を見ると、アジアと北米からは非製造業への投資がそれぞれ86.5%、79.9%と、製造業への投資を大きく上回り、とりわけ金融業への投資が多い。一方で、欧州からの投資は製造業が66.9%を占め、輸送機械器具製造業（28.8%）、電気機械器具製造業（21.9%）が目立つ。

10年前の内訳と比較すると、2005年末残高における北米と欧州からの投資は、製造業と非製造業がおおよそ半々であったのに対し、2015年末時点では北米からは電気機械器具製造業への投資が占める割合が大きく減った一方、銀行や証券といった金融

サービス業への投資が増えた。他方、欧州からの投資は、通信業や卸売・小売業への投資の割合が減少し、ボッシュやシュナイダーエレクトリックといった企業による電気機械器具製造業への投資が増えるなど、10年の間に地域別の業種の内訳は大きく様変わりしたことがうかがえる。

対日投資が増加するにつれ、日本からの直接投資収益の支払いも長期的に見て増加のトレンドにある。2015年の直接投資収益支払額は2兆7,299億円と、10年前（1兆1,705億円、2005年）の2.3倍の水準に伸長している。収益の支払相手国は、従来は欧米が全体の9割近くを占めたが、アジアからの投資が増大するにつれてアジア向けの支払いも拡大している。2000年代の直接投資収益支払いに占める地域別シェアをみると、アジアは2000年代前半の3.6%から徐々にシェアを伸ばし、2014～15年は13.4%と収益面から見てもアジアとの関係は強まっている（図表 1-8）。

図表 1-6 地域別対日直接投資残高（2015 年末時点）



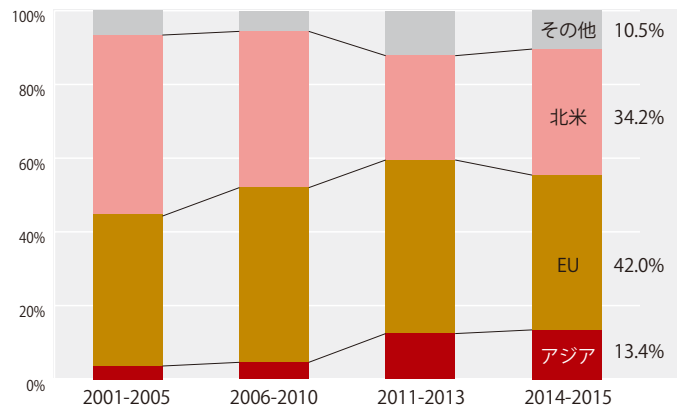
図表 1-7 業種別対日直接投資残高（2015 年末時点）TOP10

	業種	残高（億円）	構成比（%）
1	金融・保険業	75,265	36.6
2	輸送機械器具製造業	27,020	13.1
3	電気機械器具製造業	26,349	12.8
4	卸売・小売業	11,423	5.6
5	化学・医薬製造業	9,227	4.5
6	サービス業	8,364	4.1
7	通信業	7,880	3.8
8	一般機械器具製造業	5,360	2.6
9	不動産業	3,922	1.9
10	ガラス・土石製造業	3,780	1.8

〔注〕業種別の直接投資統計は、関連会社から親会社への投資を親会社による投資の回収として計上している（Directional Principle）。
このため、形態別、国・地域別の直接投資統計とは計上基準が異なる。

〔出所〕「国際収支統計」（財務省）より作成

図表 1-8 対内直接投資収益と支払先の地域別シェア



〔出所〕「国際収支統計」（財務省）より作成

〔注〕①年平均、②2013 までは BPM5 基準、2014 年以降は BPM6 基準

3. 2015 年のフローは 4 年ぶりのマイナス 2016 年に入り大幅な流入超過

2015 年の対日直接投資フロー（国際収支ベース、ネット）はマイナス 164 億円とわずかながら流出超過となった。対日直接投資のフローがマイナスを計上するのは 2011 年以来 4 年ぶりのことである。グロスベースで見ると、対日直接投資の実行額、撤退に当たる回収額ともに前年よりおよそ 45%縮小し、全体的に動きが小さな年となった。

資本形態別では、在日子会社の内部留保の増減に相当する収益の再投資は 1 兆 2,102 億円を計上したが、株式取得や資本金拠出を示す株式資本がマイナス 168 億円の流出超過、親子企業間の資金貸借や債券の取得処分等を示す負債性資本がマイナス 1 兆 2,098 億円となり、収益の再投資のプラスを相殺した（図表 1-9）。

地域別では、欧州が 1 兆 418 億円の流出超過であった一方、アジアは 6,830 億円、北米は 6,342 億円の流入超過と、引き続き高水準の投資が見られた。

全体としては、スズキによる独フォルクス・ワーゲンの保有する自社株（19.9%分、約 5,000 億円）の買戻しに代表される多国籍企業による大型資本回収が要因となり、流出超過になった。これらの資本回収の影響で欧州からの投資は大幅マイナスになったものの、北米からはアムコア・テクノロジーによる電気・電子分野への投資や、ペインキャピタルによる温泉旅館や温浴施設を運営する大江戸温泉ホールディングスの買収といった、インバウンド市場関連の投資があり、前年と同程度の流入超過を維持した。

アジアからの投資は 6,830 億円と大型案件があった前年からは微減したものの、北米、欧州を上回り投資元としての存在感が

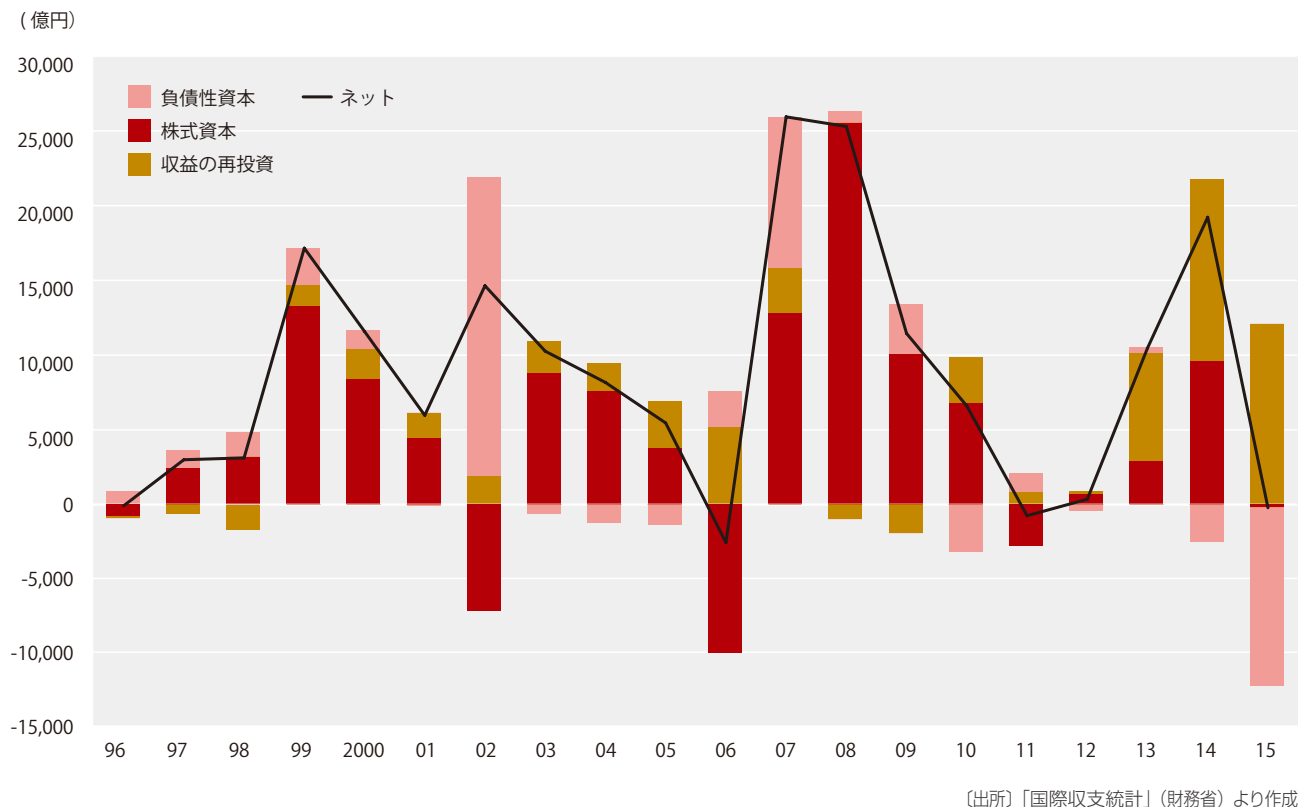
一段と増している。国別では、シンガポールが 2,343 億円、香港が 1,541 億円と金融センター所在地からの投資が多かった。アジアを中心とした訪日観光客の増加によるインバウンド市場の成長を背景に、不動産投資信託や投資ファンドによる商業ビルやホテルといった不動産の取得も相次ぎ、観光関連分野を中心にアジア資本の流入が続いている（図表 1-10）。

また、昨年に続き、アジア市場を視野に日本企業とアジア大手企業がビジネスで手を組む動きも見られる。代表例としては、香港の大型コングロマリットである長江実業集団が三菱商事系の航空機リース会社 MC アビエーション・パートナーズ (MCAP) と合併会社を設立し、格安航空会社 (LCC) の台頭で広がりつつあるアジアの航空機リース事業に参入した案件などが挙げられる。

2015 年対日直接投資の業種別では、輸送機械や化学・医薬品などが流出超過となり、製造業全体でマイナス 2,894 億円を計上した。非製造業では金融・保険業や通信業がプラス計上となったものの、卸売・小売業のマイナス計上に相殺され、非製造業への対日直接投資は 170 億円にとどまった。

2016 年に入ると対日直接投資は低調な動きから脱しつつある。1～6 月の対日直接投資は 2 兆 5,963 億円、前年同期比 709%増となっており、急増している（図表 1-10、1-11）。なお、後述のジェトロのアンケート調査の結果からも見られるように、国内の外資系企業による投資は活発化しつつある。

図表 1-9 形態別対日直接投資フローの推移



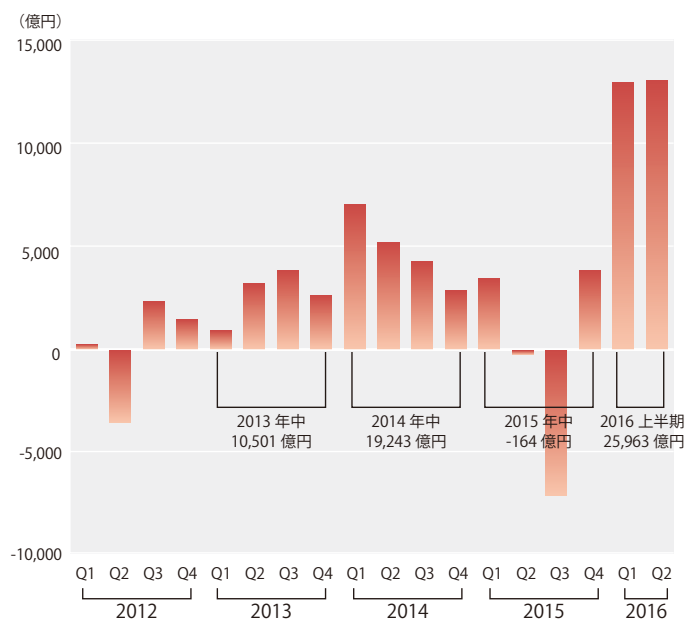
図表 1-10 地域別対日直接投資フロー(ネット)の推移

(単位: 億円)

	2013年	2014年	2015年	2016年 1-6月(P)	前年同期比 の伸び率
アジア	861	6,866	6,830	13,132	383%
中国	138	800	674	-26	-
香港	171	2,460	1,541	896	17%
台湾	183	1,181	735	292	11%
韓国	41	578	1,002	250	10%
ASEAN	324	1,845	2,862	11,732	796%
シンガポール	334	1,549	2,343	11,320	1,060%
北米	1,358	7,254	6,342	3,781	92%
米国	1,323	7,236	6,312	3,820	100%
中南米	-1,309	674	-2,573	409	49%
大洋州	371	614	-749	283	-
欧州	966	3,167	-10,418	8,269	-
EU	1,284	2,675	-10,032	7,862	-
世界	2,248	19,243	-164	25,963	709%

〔注〕国際収支統計の基準変更により、2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない。2016年累計は速報値。
〔出所〕「国際収支統計」(財務省)より作成

図表 1-11 四半期ごとの対日直接投資フロー(ネット)の推移



4. 2015 年の対日 M&A は低調 2016 年は大型案件増加 サービス市場への参入拡大

2015 年の対日 M&A（完了ベース）は 9,196 億円と前年比で 27.0%の減少となった。大型案件が少なかったことにより金額は減少したが、件数は 120 件と前年（140 件）に引き続き高水準を維持した。一方、2016 年に入ってから大幅増に転じており、1～6 月の対日 M&A は 2 兆 6,862 億円と既に 2007 年の過去最高額（3 兆 5,937 億円）に次ぐ金額となっている。金額を押し上げているのは仏空港運営大手ヴァンシ・エアポートと日本のオリックスを中核とするコンソーシアムによる関西国際空港、大阪国際空港の運営権の取得で、取引金額の総額は 2 兆 2,500 億円と高額案件となった。なお、2015 年の対日 M&A で金額が最大の案件は米 NBC ユニバーサルによるユー・エス・ジェイの買収（1,830 億円）といずれもサービス分野である。サービス分野への対日 M&A はホテルやビジネスサービス、ヘルスケアなどすそ野を広げている。

産業別に見ると、これまで米国からの投資で多くみられた電気・電子分野においては投資ファンドのコールバーグ・クラビス・ロバーツ (KKR) によるパイオニアの DJ 機器買収（590 億円）などの案件があった。また、医療・医薬品分野では欧州からの投資が目立ち、デンマークのレオ・ファーマがアステラス製薬の海外での皮膚病治療薬事業を取得（892 億円）。また、英アストラゼネカが武田薬品工業の呼吸器薬事業を 692 億円で取得した（図表 1-12）。

また、近年の M&A のトレンドとしては日本企業とアジア企業の協業という流れも定着しつつある。前述の香港の長江実業集団と三菱商事系の航空機リース会社の案件のほか、インドの有力なコングロマリット、マヒンドラ・アンド・マヒンドラ (M&M) が三菱重工傘下の三菱農機と資本提携をした案件などがあった。

図表 1-12 対日 M&A 上位案件（2015 年～2016 年 6 月）

	完了年月	被買収企業	業種	買収企業	国籍	業種	金額 (億円)	買収後出資 比率 (%)
1	2016 年 4 月	新関西国際空港株式会社 (関西国際空港、大阪国際空港の運営権)	運輸 (空港運営)	オリックス、 ヴァンシ・エアポート (仏) 他	フランス他	運輸 (空港運営)	22,500	100.0
2	2015 年 11 月	ユー・エス・ジェイ	娯楽サービス	コムキャスト NBC ユニバーサル	米国	メディア (CATV)	1,830	51.0
3	2016 年 2 月	ワンエム・ロジスティクス 合同会社	不動産	ラサールロジポート投資法人	米国	不動産投資信託	1,172	100.0
4	2016 年 4 月	アステラス製薬 (海外での皮膚病治療薬事業)	医薬品	レオ・ファーマ	デンマーク	医薬品	892	100.0
5	2015 年 3 月	MC アビエーション・パートナーズ (同社所有の航空機 15 機)	ビジネスサービス (リース)	長江実業集団	香港	不動産他	833	100.0
6	2016 年 5 月	武田薬品工業 (呼吸器薬事業)	医薬品	アストラゼネカ	英国	医薬品	692	100.0
7	2016 年 3 月	日信工業 (ブレーキ部品事業)	自動車部品	オートリブ	スウェーデン	自動車部品	650	100.0
8	2015 年 3 月	パイオニア (DJ 機器事業)	電気・電子機器	コールバーグ・クラビス・ ロバーツ・アンド・カンパニー	米国	投資会社	590	85.1
9	2015 年 8 月	キラリトギンザ	不動産	SOFAZ (アゼルバイジャン国家石油基金)	アゼルバイジャン	投資会社	523	100.0
10	2015 年 10 月	ビットアイル	ビジネスサービス (データセンター)	エクイニクス	米国	ビジネスサービス (データセンター)	520	96.8

〔注〕①2016年6月時点。②1回の取引金額によるランキング。③買収企業名は最終的な買収企業（企業グループ含む）とする。④10%未満の投資は直接投資統計に含まれない。
〔出所〕トムソン・ロイターより作成

II

ビジネス環境の改善に向けて

1. 改善する日本のビジネス環境

日本政府は対日投資の促進を成長戦略の一つの柱と位置づけ、日本を「世界で最もビジネスのしやすい国」にするとの目標を掲げた。法人実効税率の抜本的引下げやコーポレートガバナンスの強化など投資関連分野の制度改革を実行に移すとともに、これまで改革が進んでいなかった電力、農業、医療などを成長分野と位置づけ、「岩盤規制」の改革に向け、様々な政策を打ち出してきた。さらに、2016年5月には「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を策定。外国企業目線で対日投資の阻害要因として指摘される課題の克服に取り組んでいる。この章では、これらの政府の取り組みやその成果とともに、外国企業の誘致に特化した施策についても紹介する。

(1) 規制改革によるビジネス機会の創出

日本政府はこれまで「岩盤規制」と言われていたエネルギーや医療分野の規制改革をはじめ、他の先進国に比べて高かった法人実効税率の引下げや、コーポレートガバナンスの強化などに取り組んできた。こうした改革は徐々に成果を生み始め、外国企業による日本への進出のきっかけにもなっている。

・エネルギー分野

エネルギー分野では、2012年7月に開始された「固定価格買取制度（FIT: Feed-in Tariff）」が大きな変革をもたらした。この制度は、原子力発電や火力発電に比べてコストが高い再生可能エネルギーの普及・促進を目的とし、太陽光発電をはじめ、多くの再生可能エネルギー発電業者の市場参入を促した。

また、2016年4月からは電力小売市場の全面自由化が開始された。電力小売市場の規模は約8兆円といわれており、自由化が実施されてから2カ月あまりで小売電力事業者の登録数は310業者に上った。現在は国内企業が中心だが、今後は外国企業による参入も見込まれる。加えて、2015年3月には節電した電力量を売買できる「ネガワット取引に関するガイドライン」が策定され、

<エネルギー分野の外資の参入事例>

Energy Pool Japan (フランス)



欧州で最大手のデマンド・レスポンスのオペレーションを行うフランス企業。工場などの産業施設を中心に、電力消費を抑制し、コスト削減を実現するといったサービスを展開するため、2015年6月に東京に株式会社およびオペレーション・センターを設立。

COMVERGE JAPAN K.K. (米国)



デマンド・レスポンスのソリューションを提供する米国の企業。2015年4月、経済産業省のネガワット取引実証の対象事業者として採択され、日本事業を本格化した。電力会社と顧客の間に入り、電力の使用量抑制と安定供給を図るソリューションを提供している。

デマンド・レスポンス（※）の定着・拡大を見越して、外資系企業の参入が始まっている。政府は2017年4月に、「ネガワット取引市場」の創設を目指し、様々な実証事業や制度整備等を行っている。

2017年4月にはガス小売市場の全面自由化や2020年4月には電力の送配電部門の法的分離が予定されており、外国企業にとってもビジネス機会の拡大につながると期待されている。

（※）デマンド・レスポンスとは：電力需要のピーク時に使用抑制を促し、ピーク時の電力消費を抑え、電力の安定供給を図る仕組みのこと。使用抑制を促す方法としては、時間帯別に電気料金設定を行う、ピーク時に使用を抑えた消費者に対し対価を支払うなどの方法がある。

・ライフサイエンス分野

政府は再生医療の実用化の促進や、使用承認までの時間差や遅延を意味する「ドラッグラグ」・「デバイスラグ」の解消、革新的な医薬品や医療機器の早期実用化といった様々な改革を行うことで、ライフサイエンス分野の市場を活性化し、新たに市場に参入することの魅力を生み出してきた。

2014年11月の改正薬事法（薬機法）の施行や、医薬品医療機器総合機構（PMDA）の体制強化等により、医薬品・医療機器の承認審査の迅速化を進めた結果、長く問題視されてきた「ドラッグラグ」、「デバイスラグ」が実質的に解消される形となった。また、これに並行して、薬事審査において「再生医療等製品」の категорияが新設、早期承認制度の導入により、世界で最も早く再生医療製品を実用化できる環境が整った。さらに、革新的医薬品・医療機器・再生医療用製品を日本で開発し、早期に実用化することを目指して、「先駆け審査指定制度」を導入した。この制度により、指定を受けた医薬品は優先的に評価や審査を受けられる結果、承認取得までの期間を短縮し、新製品を早期に市場に投入することが可能になった。その他、国内未承認の医薬品等を保険外併用療養として使用可能にする「患者申出療養」の制度が新設された。これらの制度は、医療サービスの向上および市場の活性化に貢献している。

・観光分野

日本政府観光局（JNTO）によると、2015年の訪日外国人旅行者（訪日客）は1,974万人で、3年連続で過去最高を更新した（図表2-1）。アジアからの訪日客数が多く、中国（499万人）、韓国（400万人）、台湾（368万人）、香港（152万人）だけで全体の7割を超える。訪日客数は2016年に入っても増加傾向が続き、上半期の累計は1,174万人（推計値）と初めて半年で1,000万人を超えて過去最高となったほか、7月には230万人（同）と単月で過去最高を記録した。為替相場が円高傾向にあるなか、日本は観光地としての評価が定着しつつあることを示している。この観光客の急激な増加は、ASEAN諸国を中心とした14カ国でのビザ発給要件の緩和、羽田空港や成田空港の発着枠の大幅増枠、また、外国人旅行者向け消費税免税の対象品目の消耗品（食品、飲料、化粧品等）への拡大といった様々な施策が奏功した結果といえる。

<ライフサイエンス分野の外資の参入事例>

Taiwan Liposome Company（台湾）



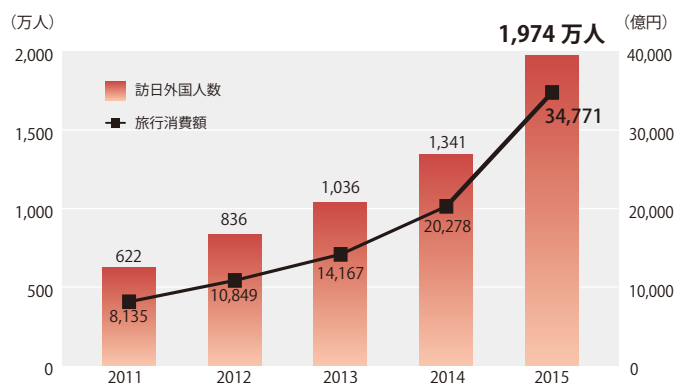
がん、眼科や急性・慢性疼痛管理のナノ医薬品の開発に取り組む製薬企業。日本での承認申請、日本の提携先の新規開拓および関係強化に向け、2015年1月に東京に株式会社を設立。日本での医薬品の研究開発および製造販売を目指している。

Caladrius Biosciences（米国）



細胞治療製品の開発製造サービスで業界をリードする大手企業。主に医薬品医療機器等法が2014年11月に施行されたことを受け、積極的に日本において細胞治療製品の登録を進めることを決定した。2014年8月に神戸市に株式会社を設立。2016年後半にも臨床試験を開始するため、日本企業の提携先を見つけたいとしている。

図表2-1 訪日外国人数の推移と旅行消費額

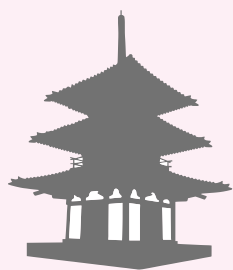


〔出所〕「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移」（日本政府観光局）、
「訪日外国人消費動向調査」（観光庁）より作成

政府は当初、訪日外国人数を 2020 年までに 2,000 万人にする目標を掲げていたが、この目標は前倒しで達成される見込みとなったことから、新たに 2020 年までに訪日外国人数を 4,000 万人に、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円にする目標を掲げた。政府は「日本再興戦略 2016」の中で観光産業を『「地方創生」への切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱」と位置づけ、観光を日本の基幹産業にするために今後も様々な施策を講じるとしている。ここ数年で経験した訪日外国人客の増加を継続させるためには、地方に眠る観光資源の掘り起こしや観光周遊ルートの中

整備に加え、通訳ガイド制度の見直し、民泊ルールの規制緩和やさらなるビザの要件緩和、また、高速交通機関の活用や空港の利便性の向上といった、旅行の快適度を向上する取り組みが必要になってくる。これらの中ですでに改善に向け取り組みが始まっているものもあり、特に通訳ガイド制度に関しては規制改革会議で取り上げられ、業務独占制度の廃止に向け法案が提出される予定になっている。これまでアジアの国々を中心とした訪日客の増加をいかにアジア圏外に広げ、リピーターや長期滞在者を増やせるかがポイントとなる。

<観光を日本の基幹産業にするための取り組み>



観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

- ・活かしきれていない魅力的な観光資源の整備
 - 赤坂迎賓館・京都迎賓館の公開・開放
 - 国立公園のブランド化（2020 年を目途に、5 カ所の公園を集中改善）
 - 文化財の観光資源としての活用推進（2020 年までに 200 カ所整備）
- ・インバウンド消費の地方への波及
 - 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大（免税手続カウンター、キャッシュレス端末、外国人コンシェルジュサービスの提供等）
 - 複数の都道府県にまたがってテーマ性・ストーリー性を持った広域観光周遊ルートを交通アクセスも含めネットワーク化、世界水準へ改善



観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

- ・観光関係の規制改革・制度の見直し
 - 「通訳ガイド制度」を見直し、「通訳案内士」不足を解消
 - 民泊サービスに対応するため、宿泊法制度の抜本見直し
- ・ビザ発行要件の戦略的緩和
 - 中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシアの 5 カ国に対してビザ発行要件を緩和
- ・宿泊施設不足の緩和
 - 旅館等におけるインバウンド投資の促進
- ・多様な訪日客の受入促進
 - 世界水準の DMO（Destination Management Organization）を形成・育成（2020 年までに全国で 100 の DMO を形成）
 - MICE（Meeting, Incentive Travel, Convention, Exhibition）の誘致促進



すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

- ・出入国審査の迅速化
 - 世界初の出入国審査パッケージの導入や、顔認証技術の導入
- ・通信環境、キャッシュレス環境等、利便性の向上
 - 無料 Wi-Fi 環境と SIM カードの相互補完利用の促進
 - 2020 年までに、主要な観光地における「100%のクレジットカード対応化」を実現
- ・交通アクセスの利便性の向上
 - 「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能に
 - 高速交通網活用の利便性を高め、「地方創生回路」を整備。地方へのアクセスの利便性を向上
 - クルーズ船の受入を拡大し、2020 年までに訪日クルーズ旅客を 500 万人に

〔出所〕「日本再興戦略 2016」

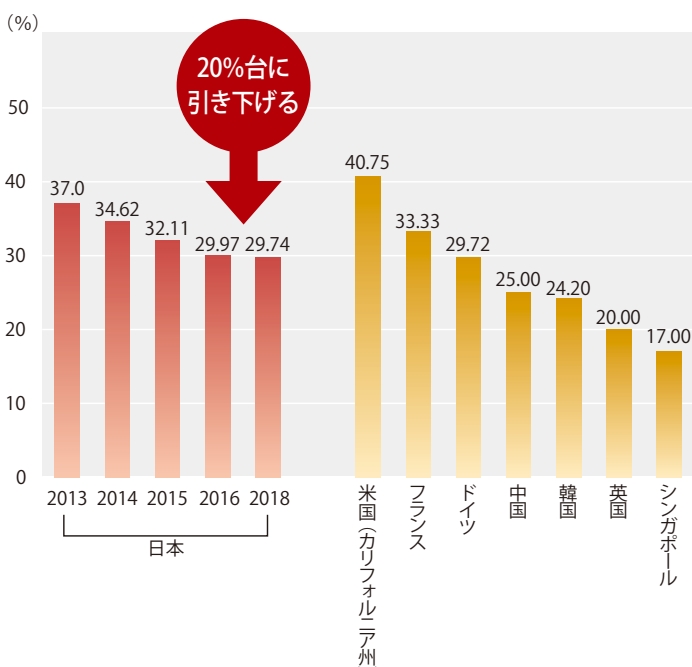
(2) 法人実効税率の引き下げ

日本の法人実効税率は 37.00% (2013 年度) から 29.97% (2016 年度) へと、3 年間で約 7% 引き下げられた。さらに 2018 年度には 29.74% まで引き下げられる予定だ。日本の法人税はかねてより他の先進国よりも高いと指摘されており、日本が外国企業から「ビジネスコストが高い国」との印象を持たれる一因となっていた。政府は、企業の「稼ぐ力」を後押しする施策の一環として、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることと決定し、前倒しでこれを実現した。

諸外国と比べると、現在の日本の法人実効税率 (29.97%) は、米国・カリフォルニア州 (40.75%)、フランス (33.33%) よりも低く、ドイツ (29.72%) と同程度になったが、英国 (20%)、中国 (25%)、韓国 (24.20%) などの国々を依然として上回っており (図表 2-2)、引き続き日本の立地競争力を高めるための法人税改革が求められる。

一方、ジェトロが 2016 年 6 月に日本でビジネスをする外資系企業を対象に行ったアンケート (後述) では、「日本のビジネス環境を改善するために特に効果があった取り組み」の質問で、「法人税改革」を挙げた回答が 39% と最も多く、「体感できる対策」、「大きなインセンティブ」との評価を得た。

図表 2-2 法人実効税率の引き下げ



〔注〕各国税率は 2016 年 4 月現在
〔出所〕財務省ウェブサイトおよび「平成 28 年度税制改正の大綱」より作成

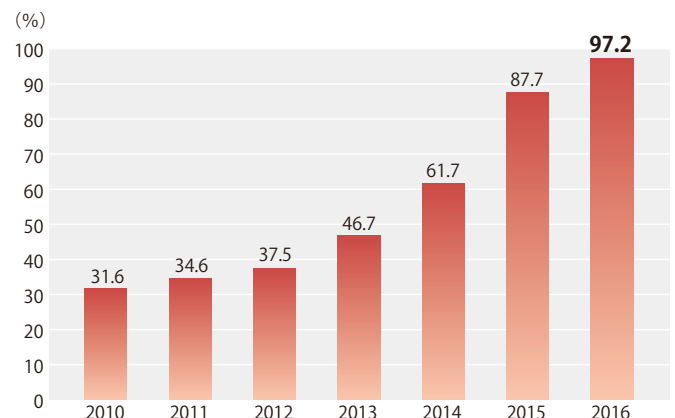
(3) コーポレートガバナンスの強化

政府は、企業の「稼ぐ力」を高める施策の一環として、コーポレートガバナンスの強化を図る様々な施策を実行している。その狙いとしては、企業の中長期的な収益性・生産性を高めてグローバル市場での競争に打ち勝つ体力をつけるとともに、経営者と投資家の関係において明確な原則を定め、企業の意思決定の透明性を高めることで、企業の投資先としての魅力を高めることが挙げられる。

政府は 2014 年 2 月に「日本版スチュワードシップ・コード」を策定し、「責任ある機関投資家」の諸原則を定めた。これは、日本の上場株式会社に投資する機関投資家を対象とした行動規範で、機関投資家が「株主」として投資先企業の状況を深く理解するとともに、企業と目的を共有するためのプロセスを投資家自らが構築することが求められる。2016 年 9 月 2 日時点で 213 の機関投資家がスチュワードシップ・コードを受け入れている。

さらに 2015 年 6 月から、東京証券取引所は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめた「コーポレートガバナンス・コード」の適用を開始した。コードは、「株主の権利・平等性の確保」、「株主以外のステークホルダーとの適切な協業」、「適切な情報公開と透明性の確保」、「取締役等の責務」、「株主との対話」の 5 つの原則からなり、2 人以上の独立社外取締役の設置等、上場会社に多くの規律の実践を求めている。企業に対して社外取締役を導入するよう促した、2015 年 5 月施行の改正会社法も相まって、2016 年には独立社外取締役を選任する企業の割合は 97.2% に達した (図表 2-3)。今後政府は、「スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」や「CGS 研究会」(コーポレートガバナンス・システム研究会) 等でこれらの改革をより「実質」へと深化させていく方針だ。

図表 2-3 独立社外取締役の選任比率推移 (東証一部上場会社)



〔出所〕「日本企業のコーポレートガバナンス調査」2016 年 8 月 1 日 (日本取締役協会)

（４）国家戦略特区の活用

「国家戦略特区」は、医療、観光、創業といったさまざまな分野において存在する「岩盤規制」を先進的に改革することを目的に創設され、2013年12月の法制定以来、10の地域が特区として制定された。特区では経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進している。

これまで国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国措置等を含め、50以上となっており、特に、都市計画の手続きの迅速化、いわゆる民泊（宿泊可能な住居）の解禁、医学部の新設、雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）などがあり、長年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。10の特区内では合計202の事業が認定され（2016年9月9日時点）、現在、目に見える形で迅速に進展している（図表2-4、2-5）。

図表2-4 これまでに認定された事業の代表例（2016年6月時点）

規制改革事項	概要	初の活用自治体
開業ワンストップ	外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。	東京都
創業外国人材	創業人材等の多様な外国人の受入れ促進 創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準（創業当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」等）を緩和。	東京都 福岡市
旅館業法	滞在施設の旅館業法の適用除外 国内外旅行者の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき7日から10日間以上使用させ、滞りに必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。	東京都 （大田区）
iPS	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁 採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。	京都府

〔出所〕内閣府地方創生推進事務局ウェブサイト

今後は、さらなる規制改革の推進のため、残された課題の改革を進めていく。重点的に取り組むべき分野・事項としては、以下のとおり。規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、政府は一層の加速的推進を図っていく。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
- ・幅広い分野における「シェアリング・エコノミー」の推進
- ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革 等

＜サービス分野における「シェアリング・エコノミー」推進の事例＞

「シェアリング・エコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービスであり、貸主は遊休資産の活用による収入、借主は所有することなく利用ができるというメリットがある。例えば、自家用車に相乗りする乗客を見つけて収入を得る「ライド・シェア」や、利用していないアパートや部屋を宿泊施設として貸す「民泊」といったサービスがある。シリコンバレーを起点にグローバルに成長してきたシェアリング・エコノミーの波が日本にも押し寄せしており、法整備が急がれる。以下では外国のシェアリング・エコノミー企業の日本への参入例を挙げている。

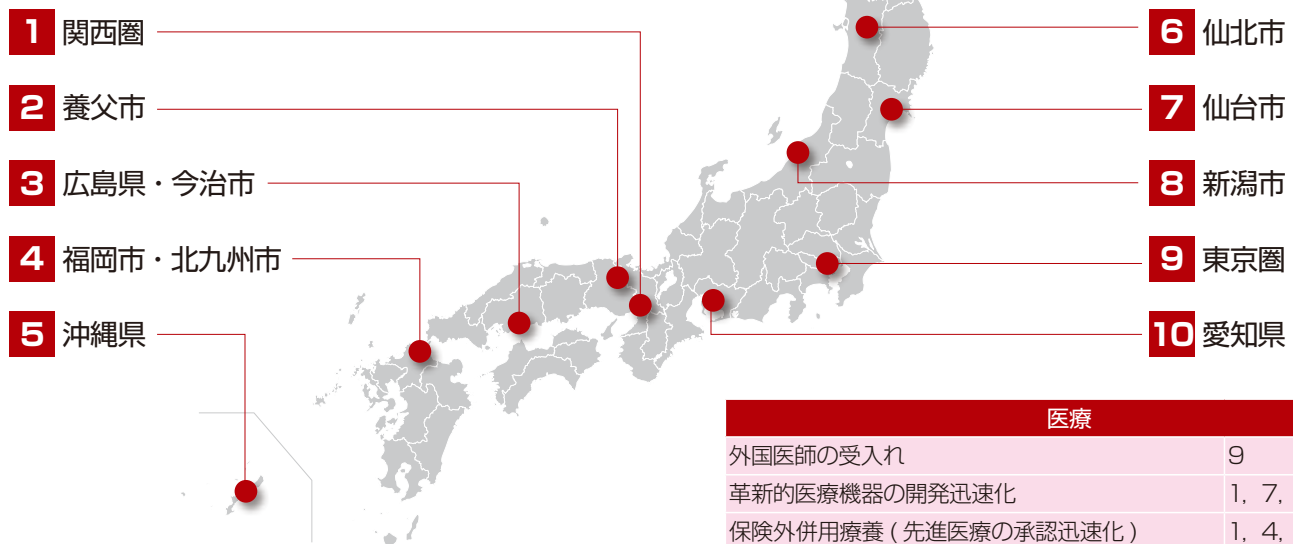
Uber Japan (米国、ライド・シェア)

ライド・シェアサービスを提供する米国の企業。自家用車で外出の際、スマートフォンのUberアプリに行き先を入力し、配車を希望している乗客が行き先を入力することでマッチングを行う。日本には2013年に進出し、スマートフォンを使った既存ハイヤー・タクシーの配車サービスを提供している。規制などの影響で海外で広く行っているライド・シェアサービスを提供できずにいたが、2016年5月、国家戦略特区の京都府京丹後市での同社のシステムを活用した有料配車サービス「ささえ合い交通」を始めると発表した。今後は、このサービスを使って過疎化・高齢化が進むエリアで、交通の利便性向上を目指す。

Airbnb Japan (米国、民泊)

民泊のサービスを提供する米国企業。個人宅で使われていない部屋やアパートを宿泊施設として提供するためのウェブサイト運営している。部屋を提供する個人はウェブサイト上に提供する部屋のデータをアップロードし、宿泊希望者がサイト上で予約をする仕組み。世界190カ国で展開し、登録されている部屋数は200万室に上る。日本では旅館業法によって住宅を宿泊施設として提供することは規制されていたが、東京都（大田区）および大阪府の国家戦略特区内で規制を緩和。民泊事業を開始している。Airbnbのサービスは、訪日客の増加や東京五輪開催による宿泊施設の不足を解決するポテンシャルを持っている。

図表 2-5 国家戦略特区 規制改革の例（抜粋）（2016年9月時点）



税制	
設備投資に係る課税の特例措置（特別償却、投資税額控除）	1, 8
外国人材	
家事支援外国人材の受入れ	1, 9
観光	
民泊（宿泊可能な住宅解禁）	1, 9
都市再生	
都市計画の手続き迅速化	9

医療	
外国医師の受入れ	9
革新的医療機器の開発迅速化	1, 7, 9
保険外併用療養（先進医療の承認迅速化）	1, 4, 7, 9, 10
病床数の特例	1, 4, 5, 9
医学部の新設	9

創業	
創業を志す外国人に対するビザ発給要件の緩和	3, 4, 8, 9
人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置	3, 4
開業ワンストップセンターの設置	9
公証人の役場外の定款認証	9

農林	
農業生産法人の経営多角化	2, 6

〔出所〕内閣府地方創生推進事務局ウェブサイト

第4次産業革命の実現

「第4次産業革命」とも呼ぶべきIoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能（AI）等による技術革新は、従来にはないスピードとインパクトで進行している。この技術革新を的確に捉え、これをリードするべく、大胆に経済社会システムを変革することこそが、日本が新たな成長フェーズに移行するための鍵になると政府はとらえている。政府は第4次産業革命に関連した付加価値の創出を2020年までに30兆円にする目標を掲げ、革新的な技術を迅速に実用化できるよう、環境や制度等の整備を急いでいる。

具体的には、第4次産業革命の鍵を握る人工知能技術の研究

開発と社会実装を加速するための司令塔機能の確立および、企業の垣根や組織の垣根を越えたデータ利活用を推進していく。

2016年4月、「人工知能技術戦略会議」が設置され、産学官で取り組むべき人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップを2016年度内に策定する。

また、規制・制度改革、データ利活用プロジェクト等を推進するため、プロジェクト抽出体制を整備する。期限を決めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有したうえで、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施する新たな規制改革等の実行メカニズムを導入する。

<今後実現していく具体的なプロジェクトの例>

① IoTを活用した健康・医療サービスの充実強化

治験・検査データを収集・管理・匿名化する「代理機関（仮称）」制度を整備。ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康情報を活用した、「個別化健康サービス」の実現。

② 無人自動走行を含む高度な自動走行の実現に向けた環境整備。2018年までに自動走行地図を実用化。

2020年までに無人走行による移動サービス、高速道路での自動走行を実現。そのため、2017年までに必要な制度・インフラを整備。

③ 小型無人飛行機（ドローン）の産業利用に向けた環境整備

早ければ3年以内にドローンによる荷物配送を実現。2016年夏に制度整備の対応方針を決定。

④ i-Construction

盛り土・切り土などの土工でドローン等による3次元データを活用。必要となる基準類を2016年度より大規模な国直轄事業に原則として全面適用（検査日数を5分の1に、検査書類を50分の1に削減）。

⑤ シェアリング・エコノミーの推進

ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリング・エコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、2016年秋を目途に必要な措置を取りまとめ。

〔出所〕「日本再興戦略 2016」

2. 外国企業誘致のための施策

政府は、対日直接投資残高を2020年までに、2012年末時点の2倍である35兆円に引き上げる目標のもと、外国企業誘致の促進、外国企業にとってのビジネス環境の改善、外国人の生活環境や利便性の向上、日本への高付加価値拠点の立地を促す補助金といったインセンティブの提供など、様々な施策に取り組んでいる。なお、日本に進出しようとする企業への個別支援や、既に日本でビジネスを行っている外資系企業による投資への支援、広報活動などの取り組みについては、第5章の「ジェトロの対日投資促進事業」にて紹介する。

（1）「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」

政府は、対日直接投資を推進する上での課題や施策を議論するため、閣僚会議である「対日直接投資推進会議」を開催している。

この会議には、内閣府特命担当相（経済財政政策）、内閣府特命担当相（規制改革）、総務相、外務相、経済産業相、地方創生担当相などが出席し、政策の司令塔機能を担うとともに、外国企業経営者等から直接意見を聴取し、必要な制度改革等の実現に向けた取り組みを行っている。

2015年3月に行われた会議では「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」が決定された。5つの約束の内容は、「日常生活における言語の壁の克服」、「インターネットの接続環境の向上」、「地方空港のビジネスジェット受入れ」、「海外から来た子弟等の教育環境の充実」、「外国企業からの相談への対応強化」で、外資系企業にとってビジネスのしやすい環境を整えるとともに、外国人にとっての生活環境の改善を目指している。「5つの約束」が決定されてからの取り組みの主な進捗状況（2015年度末時点）は以下のとおりである。

・1つ目の約束「日常生活における言語の壁の克服」

項目	進捗状況
小売業の多言語化	→ 外国人に買い物時の多言語ニーズのヒアリング調査等を行い、「小売業の店内多言語化にかかるガイドライン」を作成。2016年度春より経済産業省ウェブサイトにおいて公表し、普及を行っていく。
医療の多言語化	→ 医療通訳等が配置された拠点病院を2015年7月に新たに9カ所選定し、累計で19カ所整備。2020年までに30カ所に増やす。 → 2015年7月、国家戦略特区内で研修目的の外国人医師を受け入れる「臨床修練制度」を、大規模病院のみならず診療所でも実施可能とする改正国家戦略特区法が成立（2015年9月施行）。
飲食店の多言語化	→ 全国7カ所（三重、石川、香川、広島、長崎、北海道、仙台）において、飲食店等を対象に多言語対応研修セミナーを開催。多言語対応のためのツールや声掛け会話集を紹介する「インバウンド対応ガイドブック」を作成、公表。
音声翻訳システム	→ 翻訳精度を向上させた旅行会話の多言語音声翻訳アプリ（10言語）の最新バージョンを2015年10月に公開。2016年1月末までに約18万件のダウンロードがあった。

・2つ目の約束「インターネットの接続環境の向上」

項目	進捗状況
無料公衆無線LAN	→ 2015年7月よりソフトバンクが訪日外国人向け無料Wi-Fiサービスの提供を開始し、全国40万スポットで利用可能。その他2015年12月現在、NTT BPが全国13.8万スポット、ワイヤ・アンド・ワイヤレスが全国20万スポットを提供中。 → 2015年4月より、日本政府観光局のウェブサイト上に無料公衆無線LANを紹介するページを開設。

・3つ目の約束「地方空港のビジネスジェット受入れ」

項目	進捗状況
地方空港におけるビジネスジェットの受入れ	→ 2015年度、14空港で入国審査ブースを44増設。また、2015年7月に地方空港を管轄する出張所に15名の入国審査官を緊急増員したほか、審査機動班として2官署に20名を配置。さらに2015年12月、関西空港と那覇空港で57名の入国審査官を緊急増員した。今後さらに4空港で6ブースを増設する予定。 → 2016年3月より、CIQ（税関、出入国管理、検疫）が常駐していない空港での事前連絡期限を、これまでの2週間から1週間に半減し、ビジネスジェットの受け入れ態勢を整備。

・4つ目の約束「海外から来た子弟等の教育環境の充実」

項目	進捗状況
留学生支援ネットワークの活動推進	→ 2015年夏にセミナー等で、外国人留学生の来日から就職まで一貫した支援を行う「留学生支援ネットワーク」について周知した結果、加入者が増加。2016年2月時点で、71大学、約2000人の外国人留学生、約700社の企業が登録。 → 外国人留学生向けの就職面接会を2015年8月、10月に開催し、のべ170社、1800名が参加。2016年3月にも開催。
インターナショナルスクール	→ 2015年7月、文科省が都道府県に対して各種学校設置認可基準の緩和を要請。その一環として、2016年1月、東京都が建物・土地の賃貸借要件を20年から10年へ短縮。
小学校の英語授業	→ JETプログラム（The Japan Exchange and Teaching Program）による外国語指導助手（ALT: Assistant Language Teacher）は2014年度4,101人から2015年度4,404人に増加。2019年度までに6,400人以上とすることを目標とする。

・5つ目の約束「外国企業からの相談への対応強化」

項目	進捗状況
自治体との連携	→ 地域への企業誘致等を推進するため、「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を構築し、2015年8月から稼働を開始。 → 自治体のニーズに応じ、外国企業誘致戦略の策定、トップセールス等の広報・情報発信、個別企業へのアプローチ・立上げ支援等を協働で実施。
企業担当制	→ 重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制を創設。2016年1月7日～2月12日にかけて外国企業を公募し、3月に9社の外国企業を選定。2016年4月より各企業に対して副大臣が随時相談に対応。

〔出所〕内閣府対日直接投資推進会議ウェブサイト

企業担当制では、公募を経て9社が選定された（図表2-6）。対象企業は、以下の要件をすべて満たす外国企業となっている。担当副大臣による外国企業との面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省および外務省の事務方並びにジェトロの職員が同席し、相談対応を支援する。日本に重要な投資を実施した企業が、日本政府と相談しやすい体制を整えている。

図表 2-6 企業担当制 選定企業一覧

企業名	国籍	業種	担当副大臣	主な日本法人名
IBM	米国	情報システム	経済産業副大臣	日本アイ・ビー・エム（株）
エア・リキード	フランス	化学	経済産業副大臣	日本エア・リキード（株）
ジョンソン・エンド・ジョンソン	米国	医療機器	厚生労働副大臣	ジョンソン・エンド・ジョンソン（株）
スリーエム	米国	化学	経済産業副大臣	スリーエムジャパン（株）
デュボン	米国	化学	経済産業副大臣	デュボン（株）
ファイザー	米国	医薬品	厚生労働副大臣	ファイザー（株）
フィリップス	オランダ	医療機器	厚生労働副大臣	（株）フィリップスエレクトロニクスジャパン
マイクロテクノロジー	米国	半導体	経済産業副大臣	マイクロメモリジャパン（株）
メルク	米国	医薬品	厚生労働副大臣	MSD（株）

〔出所〕内閣府

（2）「グローバル・ハブを目指した 対日直接投資促進のための政策パッケージ」

外国企業による投資先としての日本の評価は近年改善しているものの、ジェトロが昨年外資系企業を対象に実施したアンケートでは、規制・行政手続きの煩雑さ、グローバル人材の確保の難しさ、外国語によるコミュニケーションの難しさといったことが日本へ投資する上で阻害要因として指摘された。これを踏まえ、こうした課題を解決するための新たな政策パッケージが、2016年5月20日に開催された「対日直接投資推進会議」で決定された。

行政手続きの簡素化およびグローバル人材の呼び込みを始めとして、外国企業と外国人の活動の円滑化に焦点を当てた取り組みを行う。

規制・行政 手続きの改善	- 行政手続きの簡素化 - 日本法令の外国語訳の拡充 - ワンストップ手続きの徹底
グローバル人材の 呼び込み・育成	- 日本版高度外国人材グリーンカード - 在留資格手続きのオンライン化 - 外国人留学生の就職支援 - 日本人に対する英語教育の強化
外国人の 生活環境の改善	- 必要とする児童生徒全員に日本語指導 - 外国人受入体制が整備された医療機関の拡大 - 医療機関、銀行、電気・ガス事業者の外国人対応状況をジェトロウェブサイトに掲載

① 規制改革・行政手続きの改善

- 行政手続きの簡素化

日本への投資活動に関係する規制・行政手続きを抜本的に簡素化するため、外国企業にとって煩雑な規制・行政手続きの見直し・簡素化について、1年以内を目途に結論を得る。先行的な取り組みは2016年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

- 日本法令の外国語訳の拡充

2020年度までに新たに500以上の法令を外国語訳することを目指す。

※ 2015年度末までに508法令の外国語訳を公開済み。

< Japanese Law Translation >

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>

- ワンストップ手続きの徹底

「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付のうち、登記、税務、年金等の事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備する。また、現在同センターでは、入国管理等の一部の事務についてのみ、窓口での申請受付等を行っているが、すべての事務について窓口での申請受付ができるよう範囲を拡大する。加えて、開業に伴う外国人材の入国手続の円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の6カ月以内から延長する。

② グローバル人材の呼び込み・育成 ～高度外国人材受入、留学生の就職支援、日本人の英語教育強化

- 高度外国人材等

高度外国人材の永住許可申請に必要な在留年数を5年から大幅に短縮し、世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設する。併せて、高度人材ポイント制をより活用しやすくするため、要件の見直しおよびさらなる周知を促進する。加えて、2018年度からの在留資格手続のオンライン化を含めた手続の円滑化・迅速化を目指す。

また、家事支援外国人の国家戦略特区での受入を推進する（神奈川県、大阪市に加え、東京都をはじめ他の地域においても利用意向に応じて対応する）。

- 外国人留学生の就職支援

2020年までに、外国人留学生（学士、修士、博士）の日本での就職率を、2013年度時点の約3割から5割に引き上げる。そのため、日本企業文化やビジネス日本語講座、インターンシップ等のプログラムを終了した外国人留学生に、在留資格変更手続を簡素化・迅速化する優遇措置を付与する等の取り組みを行う。

- 日本人に対する英語教育の強化

2019年度までに全小中学校に外国語指導助手（ALT: Assistant Language Teacher）や英語の堪能な人材等の外部人材を2万人以上配置し、児童生徒が質の高い英語に触れられるようにすることで、外国語に堪能な人材の育成を行っていく。

③ 外国人の生活環境の改善 ～教育、医療、外国語対応

- 外国人児童生徒に対する教育支援

2020年までに、日本語指導を必要とするすべての児童生徒（小学校・中学校）が日本語指導を受けられるようにする（2014年度現在8割）。また、日本語学習の必要な児童生徒が多い地域の在籍校では、学習に必要な日本語を習得できる「JSL (Japanese as a Second Language) カリキュラム」による指導が実施されるよう、カリキュラム導入校比率を拡大する。

- 日常生活に係る手続の外国語対応

2016年度中に、外国人患者の受入体制が整備された医療機関を全国に40カ所程度へ拡大する。その他、医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス事業者に対し、外国語対応が可能な拠点等についての情報を、ジェトロのウェブサイトに掲載し、掲載する。

(3) 規制・行政手続見直しワーキング・グループの開催

政府の対日直接投資推進会議は、対日直接投資を推進するため、外国企業が日本で投資を行うに際して課題となる規制・行政手続の簡素化について検討し、関係府省庁と調整することを目的として、2016年5月20日、「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」（以下、「ワーキング・グループ」）の設置を決定した。

ワーキング・グループは、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の指名を受けた有識者、実務家、外資系企業関係者等から構成され、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内を目途に結論を得ることとしている。また、このうち早期に結論が得られるものについては先行的な取り組みとして年内に具体策を決定し、速やかに着手することとしている。

2016年8月17日に開催された第1回ワーキング・グループでは、日本における株式会社設立手続きに関する課題として、署名証明書（サイン証明書）および出資金払込証明書が取り上げられた。

株式会社の設立登記に当たっては、発起人や設立時取締役の印鑑証明が必要となるが、日本に住所がない外国人等は、印鑑証明書に代えて署名証明書を提出することができる。従来、署名証明書は、本国（国籍国）の官憲（本国の公証人や日本における領事）が発行したものである必要があったため、当該外国人が他の国に居住している場合は本国に一時帰国するか、日本国内の領事館に行く手間が問題視されていたが、第1回ワーキング・グループでは、法務省から、2016年6月28日付けの通達により、当該外国人が本国や日本以外の国に居住している場合にも、居住国における本国官憲が作成した署名証明書で認められるようになったことが報告された。

また、株式会社の設立に当たり、発起人は出資金の全額を発起人名義の銀行口座または設立時に代表取締役となる予定の者の名義の銀行口座に事前に払い込み、設立登記申請の際に出資金払込を証明する書類を提出する必要があるが、外国人による日本での銀行口座開設の困難さや、マネーロンダリング規制に基づく銀行による本人確認手続きが煩雑であることが指摘されていた。このため、第1回ワーキング・グループでは、登記手続きに際して出資金払込を証明する書類を提出する手続や出資金を確認するタイミングなどについて活発な議論が行われた。

ワーキング・グループでは、9月から11月頃にかけて様々な課題を取り上げて規制・行政手続の簡素化に向けた議論を行ったうえで、先行的取り組み項目は年内に具体策を決定、継続して検討が必要な項目は、2017年上半年期のワーキング・グループでの議論を経て、6月頃を目途に最終的なとりまとめを行い、対日直接投資推進会議において報告することとしている。

III

対日投資のトレンド（外資系企業の動向）

日本市場は予てから「洗練された巨大な市場」としての評価が定着しており、これを背景に営業・販売、顧客サービスの拠点の設立が対日投資の主流を占めてきた。品質への要求度の高い日本の顧客に対応するため、日本向けの製品開発が必要であり、そのために日本に研究開発拠点を設置する企業も少なくない。しかしその戦略の先には、日本市場での成功によって、アジア市場、ひいてはグローバル市場での成功につながる競争力を得られるという外国企業の期待がある。本章では、対日投資の新たなトレンドについて紹介する。

1. 研究開発分野

近年の対日投資のトレンドとして、成長著しいアジア市場を見据え、日本に研究開発拠点を設置することで日本の優れた技術やノウハウを取り込もうとする外資系企業の動きが活発化している。

2015年に相次いで公表された情報通信大手の米アップルやフィンランドのノキアによる日本での研究開発拠点開設は、そうした動きの象徴的な事例といえるだろう。経済産業省の「第49回外資系企業動向調査（2015年調査）」によると、日本に進出している外資系企業3,332社のうち670社（21%）が研究開発拠点を有しており、製造業では594社のうち、過半数（52%）の310社に上っている（2015年3月時点）。

「研究開発拠点としての日本」についての海外の評価は概して高い。「グローバル・イノベーション・インデックス2016」（世界知的所有権機関（WIPO）、コーネル大学、INSEAD 発表）の「イノベーションクオリティ」部門では、世界128カ国・地域中で日本が1位を獲得。2016年2月に経済産業省が公表した「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」でも、アジアの投資先で、研究開発拠点として日本は1位を獲得するなど、外国企業から高い評価を得ている（図表3-1）。ジェトロが2016年に実施した

図表3-1 国別・拠点別立地競争力（外国企業から見てビジネス拠点タイプ別の投資先として最も魅力的なアジアの国・地域）

2015年度調査 対象企業222社

拠点タイプ	回答企業数	日本		中国		シンガポール		香港		インド		タイ		韓国		ベトナム	
R&D 拠点	105 社	1	43%	4	10%	2	15%	7	2%	2	15%	11	1%	7	2%	11	1%
地域統括拠点	172 社	2	20%	4	10%	1	42%	3	13%	9	1%	6	2%	6	2%	6	2%
販売拠点	162 社	1	32%	3	18%	2	20%	5	5%	6	4%	9	2%	8	2%	11	1%
金融拠点	73 社	3	10%	5	1%	1	51%	2	30%	-	0%	5	1%	-	0%	-	0%
バックオフィス	69 社	2	19%	7	4%	4	13%	5	12%	1	20%	-	0%	-	0%	-	0%
物流拠点	73 社	4	10%	2	18%	1	36%	3	16%	10	1%	5	5%	-	0%	6	3%
製造拠点	90 社	6	4%	1	46%	6	4%	12	1%	4	6%	4	6%	-	0%	2	14%

※回答企業222社（日本進出済106社含む）から「該当なし」および「不明」を除く百分率（欧州82社、北米67社、アジア73社）

※1 ビジネス拠点タイプ別に、アジアの21カ国・地域から投資先として最も魅力的な国・地域を1つ選択して回答

※2 百分率の左側の数字は21カ国・地域の中の順位

※3 本調査は日本を含むアジア地域への投資意欲に関する調査であることから、アジア・オセアニア企業による当該企業の本社所在国・地域への票（自国・地域への票）は除いて集計した。

〔出所〕「平成27年度欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査報告書」（経済産業省）

在日外資系企業を対象とするアンケート調査でも、外資系企業約200社の7割が、日本の魅力として「研究開発の質の高さ」を挙げている。(詳細は第4章P28参照)

政府もこうした外資系企業の研究開発拠点の設立を後押ししている。環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が発効すれば巨大な広域経済圏が誕生、貿易・投資が活発化し、グローバル・バリューチェーンの再構築が進むと考えられる。政府は日本を貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」とすることを目指しており、その一環として研究開発拠点の誘致にも注力している。

政府は2012年度、グローバル企業の研究開発拠点等を誘致するため、投資手続きの短縮などを定めた「アジア拠点化推進法」を整備。また、2012年度から2015年度にかけて、研究者・経営者などの出入国管理上の優遇措置を定めた「高度人材ポイント制」を整備・拡充するなど投資環境の改善を進めてきた。また、2015年度には新たに外国企業のイノベーション拠点設立を支援する補助金制度「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業」を導入。今後成長が見込まれる「再生医療分野」と「IoT(=Internet of Things) 分野」を対象に研究開発部門等を誘致して、日本をグローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンターとすることを旨とする(詳細は第5章P41参照)。

こうした研究開発拠点としての高い評価や政府の取り組みを反映し、近年、様々な分野で日本に研究開発拠点を設置したり、日本の大学や研究機関との共同研究を進めたりする外資系企業の動きが活発化している。

(1) 外資系企業による研究開発拠点設置の事例

日本の最先端の優れた技術力を取り込んでグローバルに市場展開する製品を開発する外資系企業は多い(図表3-2)。スウェーデンの大手自動車メーカーの日本法人ボルボテクノロジー・ジャパン株式会社は、成長著しいアジア市場でさらなる技術革新を図るため、2013年に東京都内に研究開発拠点を設立した。バスやトラックなど大型商用車のCO₂削減や低騒音化、物流・流通事業の効率化などに向けた基礎研究と技術開発を行う。同社は、欧州に次ぐ第2位の市場であるアジア市場でさらに発展するためには、アジア地域でさらなる技術革新、研究開発を行う必要があると考え、複数の候補都市を調査した。その結果、補助金や税制上のメリットに加え、日本の基礎研究分野での最先端の技術力や産官学での共同研究の容易さが決め手となり、日本での拠点設立に至った。

図表3-2 最近の研究開発拠点設置に関する事例

ICT	アップル (米国) 概要：2015年3月、神奈川県横浜市で開発中の次世代スマートシティ内に本格的なテクニカル・デベロップメント・センターを設立と公表。2016年から稼働予定。施設の述べ床面積は約25,000平方メートル。	ICT	ノキア (フィンランド) 概要：2015年5月、神奈川県川崎市にR&Dセンターを設立。5Gやクラウド製品の実用化に向け研究開発を強化。日本における研究成果を世界各地のR&D拠点にも導入する。約300人体制。
ICT	ロケットソフトウェア (米国) 概要：ビジネス用ソフトウェア開発のグローバル企業。日本の顧客の品質に対する高い要求に応えられる体制構築などのため、2015年4月に神奈川県横浜市に日本法人を設立。次いで2016年4月、日本のIT集積地の一つで優秀な人材が多数集まる北海道札幌市に研究開発拠点を設立。メインフレーム向けソフトウェアを軸に、世界有数の規模を誇る日本のIT市場でシェア拡大を目指す。	製造 インフラ	コンチネンタル (ドイツ) 概要：自動車部品の製造販売を行う。日本では1,100人を超える従業員の半数以上がエンジニア。2015年6月、グローバルに進展する日本の自動車メーカーとのビジネスへの積極的な対応として、愛知県豊田市にエンジニアリングセンターを開設。同社のビジネスの成長を維持・継続していくための重要な取り組みの一つと位置づけている。
製造 インフラ	キャタピラー (米国) 概要：油圧ショベルの研究開発、製造におけるグローバルの中核拠点である、兵庫県の明石キャンパスにおいて、2014年度経済産業省の補助金を受けグローバル市場向け新製品の研究開発機能強化を実施。	製造 インフラ	BASF (ドイツ) 概要：2014年2月、兵庫県尼崎市の尼崎研究開発センター内にバッテリー材料研究所を設立。リチウムイオン電池の材料を専門に基礎研究・開発・顧客サポートを実施するアジア太平洋初の開発拠点。80名雇用。
ライフ サイエンス	ジョンソン&ジョンソン (米国) 概要：2014年8月、神奈川県川崎市の国際戦略総合特区内に「東京サイエンスセンター」を開設。外科手術のシュミレーション装置などを備えた医療従事者向けの研究・トレーニング施設として、アジア各国からの利用も見込む。	ライフ サイエンス	スリーエム (米国) 概要：2013年9月、神奈川県相模原市にヘルスケア分野に特化した研究開発拠点を設立。多様化する日本市場の医療ニーズに対応すべく、付加価値の高い製品開発を目指す。アジア拠点化立地推進補助金採択企業。

(出所) 各社プレスリリース、各種報道等より作成

規制緩和と連動した企業の動きも見られる。再生医療分野では、2014年11月に再生医療製品の早期承認制度が導入され、条件付きで従来よりも短い期間で市販が認められるようになった。世界トップレベルの早期承認制度の成立を受け、再生細胞薬を開発する米サンバイオ社は本社を米国から日本に移転した。規制緩和が進み、日本で研究開発に取り組むメリットが増している。

自動車部品大手、米テネコの日本法人であるテネコジャパン株式会社は、2014年4月に神奈川県にテクニカルセンターを開設した。同社の主力製品であるショックアブソーバーや排気ガス浄化装置は自動車分野のみならず建機、農機、船舶など幅広い分野で採用されており、同センターでは主に日本企業向けの設計・

開発を行う。同社は日本を戦略的市場と捉えており、2016年にはテクニカルセンターを拡張・強化した。同センターを日本顧客向けビジネスの中核をなす戦略的施設と位置づけ、顧客である日本企業のグローバルでの生産体制を支えることで、日本における飛躍的な成長を目指す。

また、日本の消費者の高い要求水準に対応するため日本に研究開発拠点を設立し、製品開発を行い、日本発の製品でアジア市場に展開していく外資系企業もある。フランスを代表する皮膚科学化粧品メーカー、ピエールファール社の日本法人ピエールファール デルモ・コスメティック ジャパン株式会社は、フランス国外で初めての研究開発拠点「アジア イノベーション センター

図表 3-3 外国企業・外資系企業と日本の大学・研究機関との共同研究の事例

ライフサイエンス

外国企業・外資系企業	日本の大学・研究機関等	形態	内容	発表時期
オリオン (フィンランド)	旭化成ファーマ	提携	疼痛領域における共同研究・開発に関する提携	2016年6月
中外製薬 (ロシュ (スイス) 傘下)	大阪大学	包括連携	先端的な免疫学研究活動に関わる包括連携契約	2016年5月
イーライリリー・アンド・カンパニー (米)	金沢医科大学	共同研究	難治性胃がんの新規治療薬開発	2016年5月
MSD (メルク (米) 傘下)	東京大学	共同研究	創薬共同研究における戦略的パートナーシップ	2016年5月
ベーリンガー インゲルハイム (独)	京都大学	共同研究	感音難聴治療薬の開発	2016年3月
サノフィ (仏)	東京大学	共同研究	創薬共同研究における戦略的パートナーシップ	2016年2月
アストラゼネカ (英)	国立がん研究センター	共同研究	抗がん剤の解析に関する共同研究	2015年11月
グラクソ・スミスクライン (英)	東京都健康長寿医療センター	共同研究	バイオエレクトロニクスに関する共同研究	2015年1月
バイエルヘルスケア (独)	京都大学	提携	研究候補主題の探索において協力	2014年10月
ファイザー (米)	東京大学	共同研究	創薬共同研究における戦略的パートナーシップ	2014年10月
アストラゼネカ (英)	大阪大学	共同研究	循環器疾患領域におけるドラッグ・リプロファイリング	2014年3月

ICT

外国企業・外資系企業	日本の大学・研究機関等	形態	内容	発表時期
インテル (米)	筑波大学	地域連携に関する覚書	つくば市と3者でICTを活用した市民福祉の向上や人材育成など、つくば市の発展が期待される分野において連携事業に取り組み、先端的なまちづくりを推進	2016年3月
IBM (米)	国立情報学研究所	研究契約	コグニティブ・テクノロジー (ディープラーニングなど AI の技術を含んだ幅広い技術) によるイノベーションを推進	2016年2月

製造

外国企業・外資系企業	日本の大学・研究機関等	形態	内容	発表時期
サンゴバン (仏)	物質・材料研究機構		フランスの国立科学研究センター(CNRS)と3者で「国際共同研究ユニット」を共同開設	2014年10月

(出所) 各社・大学・研究機関プレスリリース、各種報道等より作成

PFDC」を東京に開設し、日本の消費者ニーズに合わせた製品開発を行うとともに、日本発の製品で、韓国、中国、台湾など今後大きな成長が見込まれるアジア市場の開拓を狙っている。

（２）外資系企業と日本の大学の共同研究

外資系企業が日本の大学や研究機関等と共同研究を行う事例も多い（図表 3-3）。特にライフサイエンス分野では、日本の大学が持つ高いレベルの基礎研究を医薬品開発に結び付ける取り組みが進められている。

製薬大手の米イーライ・リリーは、2016 年 3 月、国立がん研究センターと進行胃がんにおけるバイオマーカー探索に関する共同研究を始めると発表。日本発の新しい治療方法、革新的医薬品の開発を目指す。また、製薬大手の独ベリンガーインゲルハイムは、京都大学と組み、2016 年 4 月から 3 年間、難聴治療薬の開発を目的とした共同研究を始める。同社は日本に創薬の研究所を持ち、まだ治療法が確立していない「感音難聴」について、京都大学の知見や技術を基に、日本発の創薬開発に取り組む。

こうした外資系企業との共同研究の進展に伴い、日本の研究開発力の向上、ノウハウの集積につながっていくことが期待される。

2. アジアからの投資／観光分野

アジアの企業による日本進出・事業拡大の動きが活発化している。これまでは投資受入国だったアジア諸国が、成長著しい国内市場で得た利益やノウハウを活かして海外展開を活発化させ、対外直接投資のステージに移りつつあることがその背景にある。

実際、対日直接投資残高を投資元地域別で見ると、2015 年はアジアからの投資のシェアが前年比で 2 ポイント以上拡大し、単独で 1 兆円を超える残高を持つシンガポールと香港に加え、台湾、韓国、中国といったアジア各国・地域の実績が着実に増している（第 1 章参照）。他にも、例えばタイは特にメガソーラー

分野での対日投資が活発で、Chow Steel Industries や Impact Electron Siam による投資実績がある。また、インドについては、HCL ジャパン、インフォシス・リミテッドなど大手 IT 関連企業が進出していることに加え、2015 年 12 月の日印首脳共同声明で IoT 分野における対日投資促進が表明されるなど、アジア諸国からの対日直接投資の増加傾向は今後も加速することが見込まれる。

こうした中、最近では、訪日外国人旅行者（訪日客）の急増を受け、とりわけ観光分野におけるアジア企業の対日投資の事例が目立つ（図表 3-4）。

日本政府観光局（JNTO）によると、2015 年の訪日外国人旅行者は 1,974 万人で、3 年連続で過去最高を更新した。アジアからの訪日客が多く、上位の中国（499 万人）、韓国（400 万人）、台湾（368 万人）、香港（152 万人）だけで全体の 7 割を超える。訪日客数は 2016 年に入っても増加傾向が続いており、円高傾向にもかかわらず、アジアを中心とする外国人旅行者にとって、日本は人気の観光先となっている。

観光庁によれば、2015 年の国内観光消費額は 24.8 兆円で、うち訪日客による支出額は前年比 75.0%増の 3.5 兆円に上る。訪日客のうち、リピーターの比率は 6 割前後と高い割合で推移し、リピーターは東京、京都、大阪などのいわゆる「ゴールデンルート」以外の地域を訪問する傾向があることが示すとおり、訪日客の需要は高まると同時に細分化が進む。

訪日客の訪問先地域の多様化を受け、輸送インフラ部門では、格安航空会社（LCC）を含め、地方都市に新規就航する外資系航空会社が増加している。例えば、上海吉祥航空（中国）のように、進出当初は羽田、成田、関西など主要空港へ乗り入れ、その後、路線拡大に伴い、名古屋、那覇、福岡などの就航先に支店を設立する例も見られる。

また、地域で急増する訪日客のホテル需要に対応する宿泊施設の整備・供給のため、上海春秋投資管理有限公司（中国）のように、日本企業と提携して愛知県に都市型ホテルをオープンする事例もでている。

図表 3-4 観光分野における対日直接投資の事例

進出地域	企業名	国籍	事業内容	地域経済への貢献
全国各地	トラベックスジャパン	英国	両替事業を全国で展開	経営ノウハウ、雇用創出
全国各地	ラオックス	中国	大型免税店を全国で展開	訪日客増、経営ノウハウ、雇用創出
北海道	復星集団	中国	宿泊施設の取得	訪日客増
東京	トリップアドバイザー	米国	旅行情報サービスの提供	経営ノウハウ、訪日客増
山梨	A社	中国	遊休温泉宿を再生	訪日客増
長野	ハクバ・ホテル・グループ	豪州	白馬地域で宿泊施設を所有・運営	訪日客増、経営ノウハウ
愛知	春秋航空	中国	訪日客向けホテルを開業	訪日客増
大阪	ユー・エス・ジェイ	米国	テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の運営	経営ノウハウ、雇用創出、訪日客増
鳥取	DBS クルーズフェリー	韓国	定期貨客船を運航	訪日客増
大分、福岡など	ティーウェイ航空	韓国	国際線就航に伴い拠点設立	訪日客増

〔出所〕 ジェトロ世界貿易投資報告 2016 年版

この他、中国の富裕層向けに日本の観光とライフスタイルを紹介する雑誌「行楽」を発行する上海征西広告有限公司が、日本の自治体等との関係強化のために2015年に東京に株式会社を設立。また、アジア最大の免税手続き代行サービス会社であるグローバル・タックスフリー（韓国）は、日本市場を「成長余地が大きい有望市場」と位置づけ、2015年には日本で訪日客向けの消費税免税制度が改正されたことも追い風となって、東京に続き福岡でサービスを開始した。中国最大のオンライン旅行会社のCtripは、急増する中国人訪日客のニーズへの対応のため、東京に続き、大阪にも株式会社を設立した。このように観光に関連する幅広い分野の企業が今、インバウンド需要の取り込みを狙っている。

日本の地方には多くの観光資源があり、外国企業にとっては非常に魅力的な投資分野となっている。観光は、輸送や宿泊はもちろん、小売・飲食・娯楽などのサービス業まで裾野が広いこともあり、拡大する日本の観光市場は、地域経済の活性化にも繋がる。

日本政府は、2020年の訪日客数を4,000万人とする目標を新たに掲げるなど、観光の基幹産業化を成長戦略の柱の1つに位置づけている。ビザの戦略的緩和や通関ガイド制度の見直し、民泊サービスへの対応といった規制の緩和・見直しのほか、LCCターミナルの整備をはじめとする空港機能強化などのインフラ拡充を通じて、訪日客の受入体制の充実とビジネス環境のさらなる改善を図る。こうした政府の取り組みにより訪日客が増加すれば、それがさらなる投資を誘引する好循環につながることが期待できる。アジアからの観光分野での対日投資拡大のトレンドは、今後も続く予想される。

3. 外資系企業と日本企業との協業

日本企業が有する高い研究開発力などのリソースを活用し、外資系企業が日本企業と協業する事例は多い。経済産業省が2015年4月に公表した「Casebook on Investment Alliances with Japanese Companies」によれば、外国企業と日本企業との投資提携の数は過去30年で大幅に増加し、近年ではソフトウェア、サービスなど知識集約型の産業分野で増加傾向が見られる。また、ジェトロが2016年に実施した外資系企業向けのアンケート調査でも、「日本企業と提携したことがある」と回答した外資系企業の割合は7割を超える。外資系企業は優れた日本企業や大学などのパートナーの存在を「日本の魅力」として捉えており、アンケートに回答した外資系企業の実に9割が日本企業との提携に関心を示している（第4章参照）。

外資系企業が日本企業との協業により得られるメリットを類型化すると、①日本国内販路の早期獲得、②アジア市場への販路の早期獲得、③商慣行に関する知識の獲得、④高い技術力を持った人材の獲得、⑤製品・サービスラインナップの拡大、⑥オペレーションの効率化、⑦ブランドの獲得などが挙げられる。一方の日本企業にとっても、外資系企業との協業は、⑧国内外販路の拡大、⑨製品・サービスのラインナップの拡大および新規獲得、⑩製品・サー

ビスの品質向上、などのメリットに加え、経営課題の解決に係るメリット（コスト削減、経営管理手法の高度化など）が期待できる。

実際の事例からも、外資系企業と日本企業がそれぞれの強みを活かした補完関係を構築しつつ、こうしたメリットを最大限享受しようとする様子が見て取れる。

郵便・発送業務のソリューションプロバイダー大手のネオポスト（仏）は、宅配便取扱個数で国内首位のヤマト運輸と合併会社を設立した（2016年5月）（図表3-5）。日本国内では、共働き世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、宅配便のうち約2割が再配達の対象となり、ドライバー不足や環境問題の観点からも解決する必要性に迫られていた。こうした中、ヤマト運輸はネオポストが持つ宅配ロッカーのインフラ構築のノウハウを活用することで、日本国内で宅配各社が利用できる「オープン型」の高品質で利便性の高い新たな宅配ソリューションの提供を目指す。ネオポストにとっては日本国内販路の早期獲得のメリットが期待できる一方、ヤマト運輸にとっては、サービスの充実、質の向上などの効果が期待できる事例だ。

また、外資系企業が持つ製品開発力、コスト競争力のある生産力および世界第一級の販売網を持つグローバル展開力と、日本企業が持つ技術力とブランド力を活かし、グローバルな競争力を強化しようとする動きもある。インドの有力なコングロマリット、マヒンドラ・アンド・マヒンドラ（M&M）は三菱重工傘下の三菱農機と資本提携を実施（2015年10月）し、東南アジアを中心に共同で事業拡大にあたる。M&Mは農業機械で世界5位、農業用トラクターでは世界トップの主要メーカーだが、三菱農機が強みを持つ水田用の田植え機や重量が軽い小型トラクターは手薄な状況にある。今回の提携で三菱農機側の技術力とM&M側の調達や販売力を融合し、食料需要が拡大するアジアを中心に事業強化を目指す。

同様の動きは自動車分野でも見られる。エアバック世界最大手のオートリブ（スウェーデン）は国内のブレーキ大手、日信工業と合併会社を設立した（2015年9月）。日信工業が持つブレーキシステムの技術力・生産力と、オートリブが有する電子制御ユニット、レーダー等外界センシング技術および開発リソースならびにグローバル且つ広範な顧客基盤と営業力を活用し、今後の成長分野と見込まれる自動運転などの運転システムを共同で開発する。

航空・自動車産業向けの3Dプリンティングによる製品開発企業プリズマット（仏）は、特殊鋼を扱う山一ハガネと合併会社プリズマット・ジャパンを設立。プリズマットが持つ3Dプリンティング製造に関する技術や造形に関するノウハウと、山一ハガネが持つ精密加工などの後工程の技術の双方の強みを組み合わせ、グローバルでの市場展開を図る。

また、電力・オートメーション大手のABB（スイス）が日立製作所と合併会社を設立（2015年10月）した事例では、ABBが有する最先端の高圧直流送電技術（HVDC）、システムインテグレー

ション能力と、日立製作所が持つ日本市場における絶大な信頼性、営業ネットワークおよびプロジェクトマネジメントのノウハウを結集する。高い信頼性が求められる日本市場において、今後増加が見込まれる自然エネルギーの導入を支える送電システムの強靱化に貢献し、日本の電力システム改革を支える、としている。

このように、外資系企業と日本企業は、研究開発、製造、販売、サービスなどの機能において、それぞれが持つ優位性を見極めた上で、グローバルな事業展開を視野に入れ、相互にメリットを享受する Win-Win の関係構築を進めている。日本企業にとってもこうした外国企業との協業は、技術力の高度化や新商品の開発、また、国内外での販路の拡大、ひいては自社事業の海外展開につながる有力な選択肢のひとつといえるだろう。

図表 3-5 外資系企業と日本企業との協業（合併、資本提携）の例

外資系企業	日本企業	分野	形態	概要 () 内は外資系企業、日本企業それぞれの主な強み	発表時期
プリズマット (仏)	山一ハガネ	製造	JV 設立	3D プリンター技術を活用した航空分野向けなど製品の製造・加工 (外資：前工程×日本：後工程)	2016 年 1 月
ネオポスト (仏)	ヤマト運輸	サービス	JV 設立	オープン型宅配ロッカー事業 (外資：新サービス×日本：ネットワーク、ノウハウ)	2016 年 1 月
LY.com (中)	エイチ・アイ・エス	サービス	JV 設立	訪日外国人客向けの商品企画・販売 (外資：送客力×日本：観光商材)	2015 年 11 月
ABB (スイス)	日立製作所	エネルギー	JV 設立	日本国内向け高圧直流送電 (HVDC) 事業 (外資：最先端技術×日本：ネットワーク、プロジェクトマネジメントノウハウ)	2015 年 10 月
スパークエナジー (米)	イーレックス	エネルギー	JV 設立	電力小売事業 (外資：新サービスのノウハウ×日本：ネットワーク)	2015 年 10 月
ジョンソンコントロールズ (米)	日立製作所	製造	JV 設立	空調関連製品の製造・販売 (外資：技術力、海外販路×日本：技術力、ネットワーク)	2015 年 10 月
オートリブ (スウェーデン)	日信工業	製造	JV 設立	ブレーキシステムの開発・設計・製造・販売 (外資：技術力、顧客基盤×日本：技術力・生産力)	2015 年 9 月
マヒンドラ・アンド・マヒンドラ (印)	三菱重工	製造	資本提携	農業機械分野での提携 (外資：海外販路×日本：技術力)	2015 年 5 月
エア・リキード (仏)	豊田通商	エネルギー	JV 設立	燃料電池自動車向け水素ガス供給事業 (水素ステーションの設置・運営) (外資：新サービスのノウハウ×日本：ネットワーク)	2013 年 10 月
アムジェン (米)	アステラス製薬	ライフサイエンス	提携、JV 設立	医薬品の開発・販売 (共同開発、共同商業化) (外資：革新的医薬品×日本：ノウハウ、ネットワーク)	2013 年 5 月
GE (米)、サフラン (仏)	日本カーボン	製造	JV 設立	次世代航空機エンジン部材向け素材 (炭化ケイ素連続繊維) の製造・販売 (外資：海外販路×日本：最先端技術)	2012 年 2 月

〔出所〕 各社プレスリリース、報道より作成

IV

外資系企業による日本のビジネス環境の見方

「日本の投資環境に関するアンケート」結果より

ジェトロは2016年6月～7月、外資系企業にとってより魅力的な投資環境の整備のための現状分析と政策提言を行う目的から「日本の投資環境に関するアンケート」を実施し、日本の投資環境の魅力や課題、参入に際しての阻害要因等について分析を行った。アンケートは、日本進出に際しジェトロが支援を行った外資系企業を中心とした約1,300社を対象とし、197社から有効回答を得た。

今後5年以内の投資計画については、約8割の企業が日本への投資拡大を図ると回答し、7割超の企業が日本拠点での雇用を増加すると回答した。2015年のアンケート調査に続き、日本への積極的な投資姿勢が明らかになるとともに、拠点を拡大する際の具体的な立地先およびその機能については、都道府県ごとに一定の特色がうかがえる結果となった。

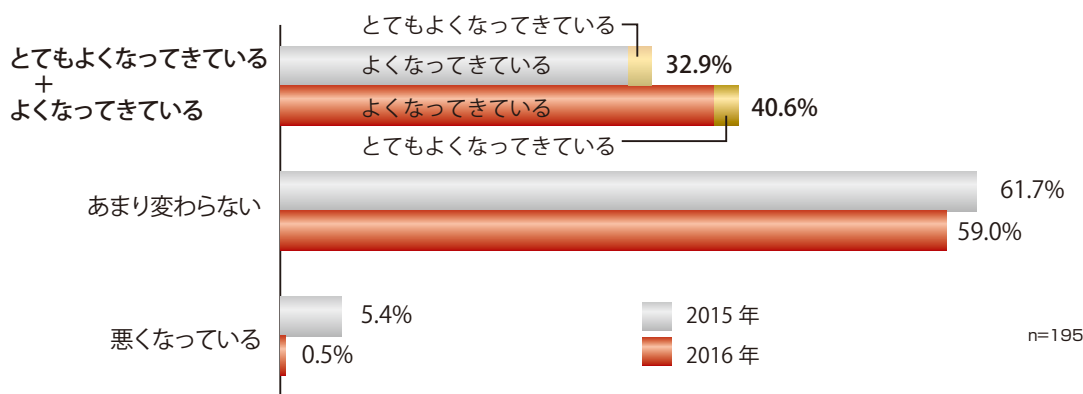
また、順位の入れ替えはあったものの、「人材確保の難しさ」、「外国語によるコミュニケーションの難しさ」、「ビジネスコストの高さ」、「行政手続き・許認可制度の複雑さ」などが阻害要因として挙げられた。「行政手続き・許認可制度の複雑さ」は前年の1位から4位へ下がったが、この要因としては、政府による規制緩和の動き（第2章参照）が評価されたもの。人材確保と行政手続きの困難さについては、後に詳述する。

1. 4割を超える企業がビジネス環境の改善を実感

政府が取り組むビジネス環境の改善については、「とてもよくなっている」と「よくなっている」と回答した企業を合わせると4割を超え、2015年の32.9%から8ポイント近く増加している。一方、「悪くなっている」と回答した企業は0.5%のみであり、2015年の5.4%から減少した（図表4-1）。

また、ビジネス環境の改善に特に効果があったものとしては、「法人税改革」（38.9%）と「規制改革」（37.2%）がそれぞれ4割近くを占め、「入国管理の改革」（33.6%）、「行政手続きの改革」（20.4%）、「コーポレートガバナンスの改革」（8.8%）と続いた。日本の法人税は「他国並み」としつつも、減税により企業の競争力改善に繋がったことで高い評価となった。規制緩和では、具体的な事例として、医薬品・医療機器分野での薬事承認の迅速化や、電力小売市場の改革など、岩盤規制改革に対する評価の声が多数挙げられた。また、「その他」のビジネス環境の改善で特に効果があったと感じていることの実例としては、「観光客を中心にインバウンドが増加している」、「イノベーション推進の施策がとられている」、「外資系企業に対しての支援を強化して頂いている」などの回答が見られた。

図表4-1 ビジネス環境はよくなったと感じるか



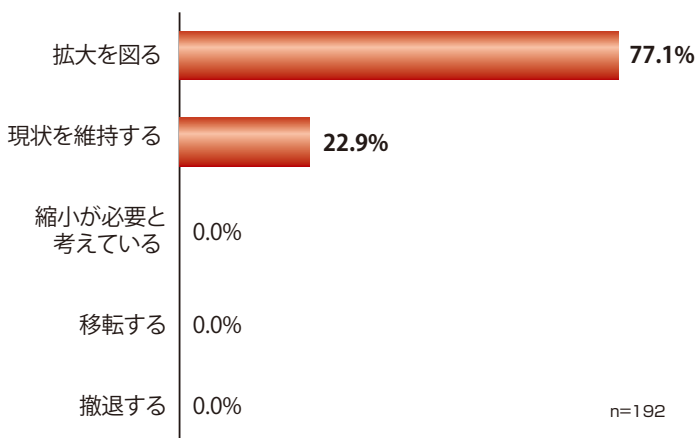
2. 8割近くの企業が今後の投資拡大に意欲

今後5年以内の投資計画について尋ねたところ、「拡大を図る」と回答した企業は77.1%に上り、一方、「縮小」「撤退」と回答した企業はなく、2015年のアンケート調査に続き、日本に進出した外資系企業のビジネスの好調さを示すとともに、今後の積極的な投資が期待される結果となった（図表4-2、4-3）。

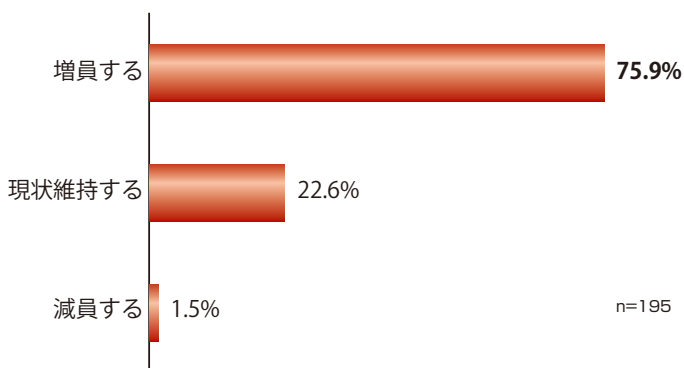
雇用についても同様に、「増員する」と回答した企業が75.9%に上った一方、「減員する」との回答は1.5%のみであった（図表4-4、4-5）。

今後日本でのビジネスを拡大すると回答した企業に具体的な計画と理由を尋ねたところ、投資拡大に向けた意欲的なコメントが多く挙がった。なお、投資拡大の主な目的は、概ね①拠点の集約・拡大、②東京圏以外での商圏の獲得、③機能の拡充の3つに分類できる。

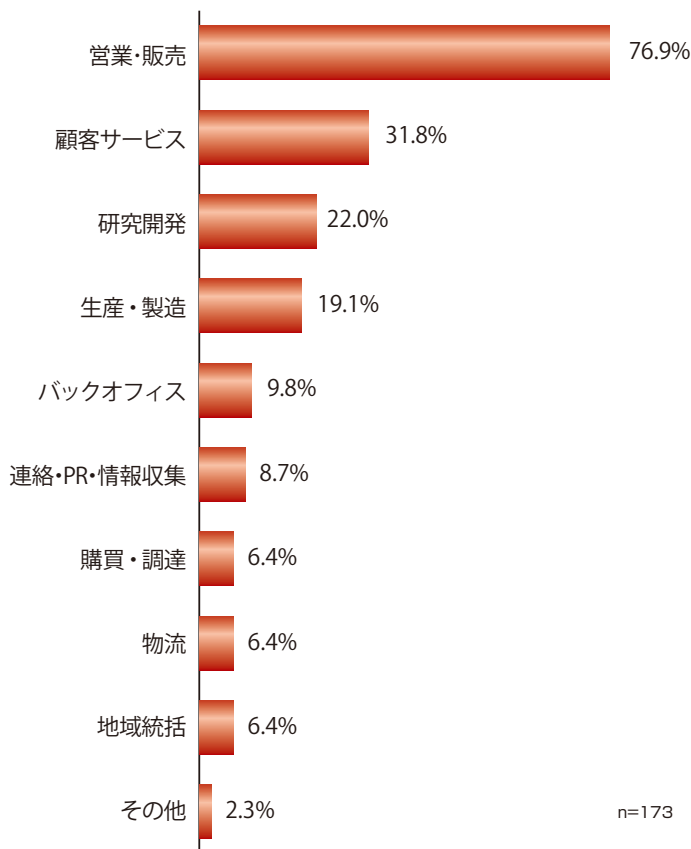
図表 4-2 今後5年以内の投資拡大方針



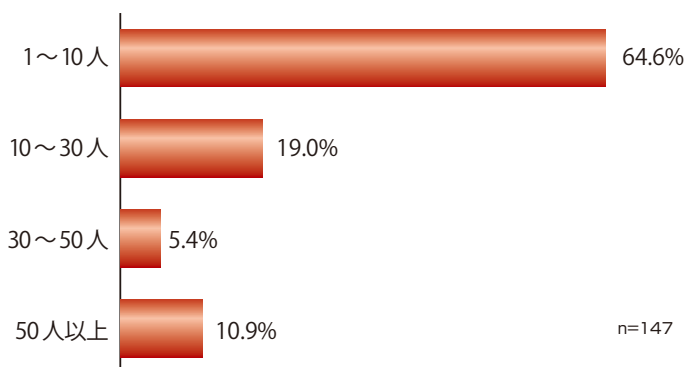
図表 4-4 日本拠点での雇用見込み数



図表 4-3 拡大を図る機能



図表 4-5 増員予定数



- ・今後2年間で300名の新たな雇用を見込んでいる。(北米、医薬品・医療機器)
- ・今年中にシンガポールオフィスを統合し、日本オフィスを7名体制にし、今後、5年以内に、15名体制にする。(欧州、サービス)
- ・今後3年以内に東京拠点を倍増し、必要により名阪にも出店。売上と製品サポートの伸びから。(欧州、ICT・情報通信)
- ・5年で日本に店舗を12～15店。(欧州、アパレル)
- ・今後5年以内に日本国内にて量産工場を設立予定。世界の生産拠点であるアジアに近いため。(北米、電気電子・精密機器)
- ・今後5年で日本に新たな工場を設置。(欧州、医薬品・医療機器)
- ・今後5年以内には、人員を増強する。顧客、売り上げが増加しているため。(欧州、ICT・情報通信)

- ・新製品のリリースにともない関西または中部に拠点を増やす予定。(欧州、ICT・情報通信)
- ・西日本販売拠点の設置、西日本での市場開発を行うため。(北米、物流)
- ・西日本地区に1支店開設予定。売上げが伸びているため。(欧州、ICT・情報通信)
- ・名古屋や福岡といったほかの都市に新たな支店を設立。(アジア、金融)
- ・大阪に拠点を開設し、遠隔地域におけるビジネスパートナーを拡充する。(欧州、電気電子・精密機器)
- ・今後は関西地区に営業所を開設。(欧州、航空)
- ・沖縄、大阪、札幌など新路線開設、営業拠点を設立。(アジア、航空)
- ・今後5年以内に東京以外さらに店舗開設予定。(アジア、サービス)

- ・ビジネスの拡大に伴い、販売およびソリューション開発スタッフを拡大予定。(アジア、ICT・情報通信)
- ・日本の自動車メーカーの新製品に対するグローバルサポートおよび国内における部品供給のための人材増員、開発力強化。(北米、自動車・自動車部品)
- ・弊社はロジスティクス企業なので関東を中心とした日本国内に倉庫拠点を増設し、付随するサービス機能を拡大させる。(アジア、物流)
- ・今後2年以内に愛知地区にラボを開設予定。自動車業界の顧客の要望に対応するため。(北米、その他)
- ・横浜に新しいR&Dセンターを開設。(欧州、自動車・自動車部品)
- ・レンタルビジネスのため、新たに拠点とスタッフを追加する計画。(欧州、電気電子・精密機器)

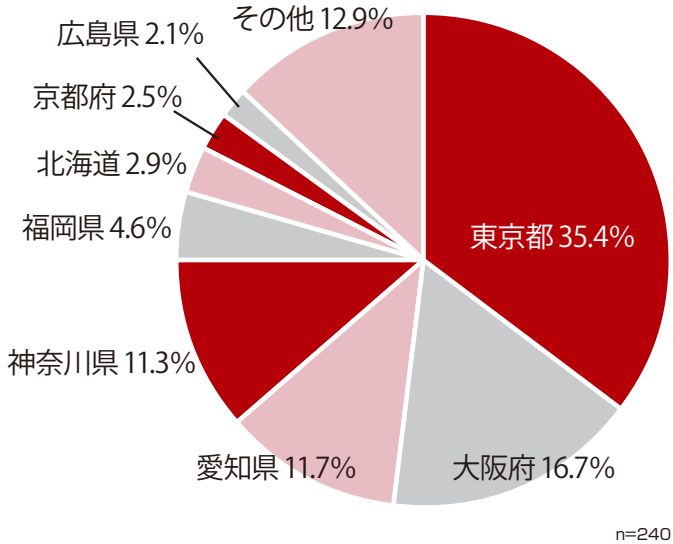
3. 地域特性を活かし、製造、研究開発、地域統括、バックオフィスの拠点拡大も

今回のアンケートでは、今後、投資拡大する際の具体的な立地（都道府県名）に加え、その機能についても新たに尋ねた。投資拡大の際の立地先としては、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県が上位に入った。また、投資拡大する際の機能としては、「営業・販売」が各都道府県で概ね共通していたほか、愛知県では「生産・製造、研究開発」、福岡県で「地域統括（アジア統括拠点）」、北海道で「バックオフィス」など、地域ごとの特色がうかがえる結果となった（図表4-6）。

立地選びに当たり重視するポイントとしては、「顧客との距離」が最も多い45.1%を占め、次いで「インフラの充実（交通、物流、情報通信、エネルギー等）」（34.6%）、「マーケット規模（市場性）」（30.7%）、「コスト（土地代、人件費等）」（29.4%）、「日本国内他拠点との位置関係」（27.5%）が続いた（図表4-7）。

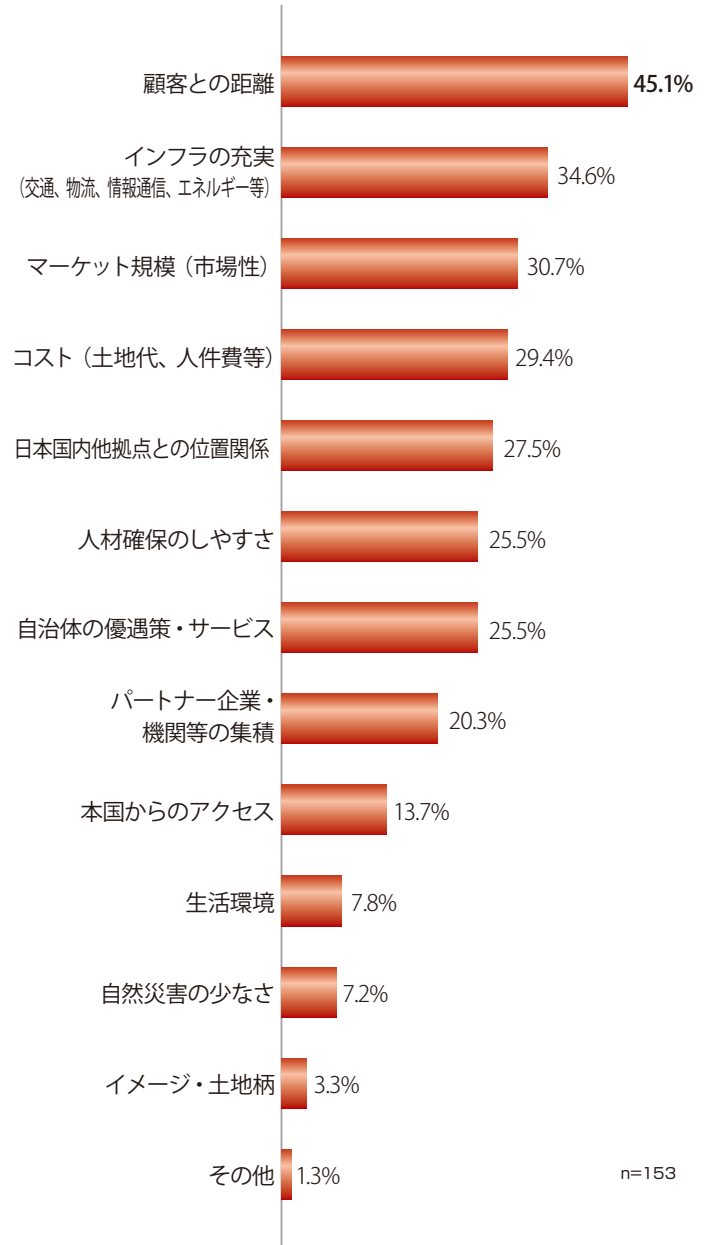
他方、日本政府や自治体が設けている投資優遇制度・投資誘致策のうち利用したことがあるものについての設問には、「知らなかったため利用したことがない」との回答が35.6%と最も多く、政府および自治体の制度が外資系企業に十分に知られておらず、今後の認知度向上が課題として浮き彫りになった。

図表 4-6 投資拡大する際の立地および機能



順位	都市	件数	機能 1 位	機能 2 位	機能 3 位
1	東京都	85	営業・販売	地域統括 (日本本社)	生産・製造、研究開発
2	大阪府	40	営業・販売	顧客サービス	連絡・PR・情報収集
3	愛知県	28	営業・販売	生産・製造、研究開発、顧客サービス、物流	
4	神奈川県	27	営業・販売	研究開発	生産・製造
5	福岡県	11	営業・販売	生産・製造、地域統括 (アジア統括拠点)	
6	北海道	7	営業・販売	バックオフィス、顧客サービス、地域統括 (日本本社)	
7	京都府	6	研究開発	営業・販売、生産・製造	
8	広島県	5	生産・製造、研究開発、顧客サービス、地域統括 (アジア統括拠点)		
9	その他	31			

図表 4-7 追加投資・拡張の際、立地選別に重視するポイント



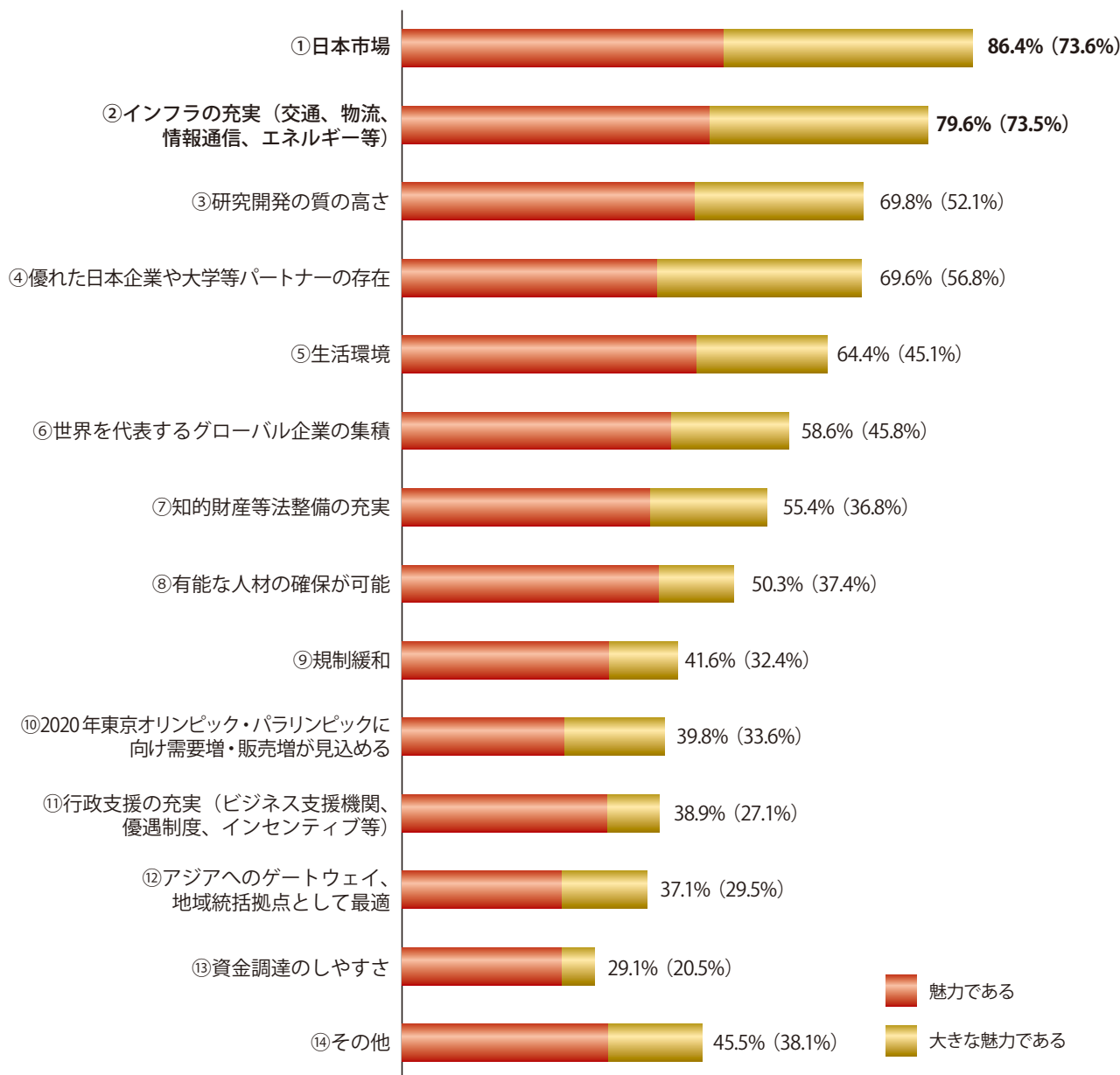
4. 日本の魅力 ～最大の魅力は「日本市場」～

日本でビジネスを展開する上での魅力を尋ねたところ、86.4%の企業が「日本市場」を挙げ、次いで「インフラの充実（交通、物流、情報通信、エネルギー等）」（79.6%）、「研究開発の質の高さ」（69.8%）、「優れた日本企業や大学等パートナーの存在」（69.6%）と続く順位となった（図表 4-8）。なお、この上位2項目は、昨年のアンケート調査と同じ順位であった。「その他」では、「治安の良さ」や「清潔さ」、「透明性」、「礼儀正さ」、「信

頼できる」など、暮らしやすさや日本人の国民性などを挙げる回答もあった。

「日本市場」の中でも特に魅力があるものとしては、「市場規模」が73.4%と圧倒的に高く、「消費者の購買力の高さ」（33.5%）、「他市場（アジア等）への展開に有利」（31.9%）が続いた（図表 4-9）。「その他」としては、「洗練されたものを求める要求度の高い顧客」や「質の高い製品により高い対価を支払うことを厭わない、洗練された顧客」など、購買力とともに、消費者の嗜好を評価する声も聞かれた。

図表 4-8 日本でビジネス展開する上での魅力（4段階中、上位2段階を選択した企業の割合※）
（（ ）内は、2015年調査の比率）



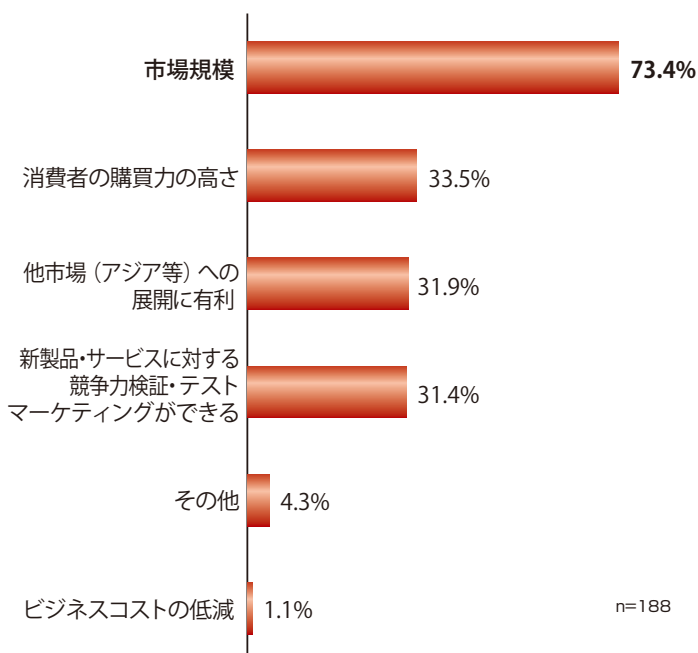
n=191 (①②④⑥⑩)、n=189 (③⑬)、n=188 (⑤)、n=186 (⑦⑫)、n=187 (⑧)、n=185 (⑨)、n=190 (⑪)、n=99 (⑭)

※「4段階評価」とは、「大きな魅力である」、「魅力である」、「やや魅力である」、「魅力ではない」

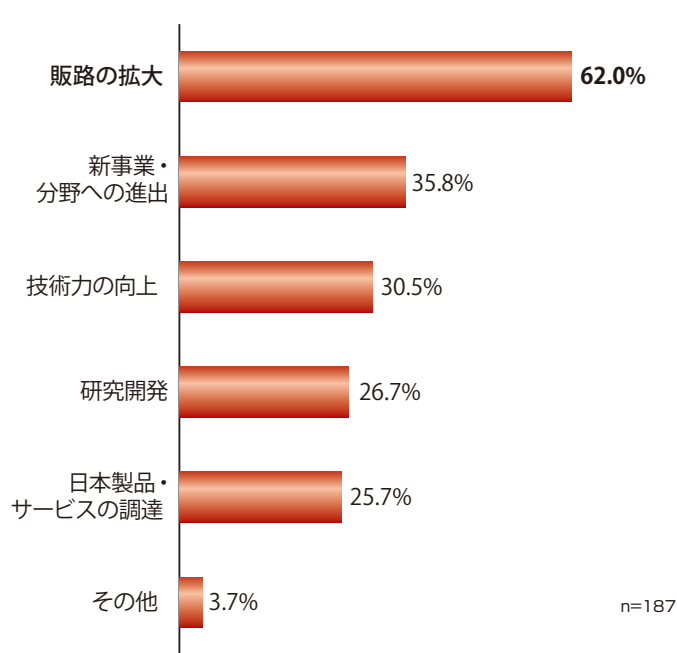
また、今回のアンケートでは新たに「日本のパートナーと協業するメリット」について尋ねたところ、「販路の拡大」(62.0%)との回答が圧倒的に多く、次いで、「新事業・分野への進出」(35.8%)、「技術力の向上」(30.5%)が挙げられた(図表 4-10)。日本でビジネスを展開する上での最大の魅力として挙げられた「日本市場」において、いち早く販路を拡大するため、日本企業とパートナーを組み、日本企業が持つ販売ネットワークとノウハウを活用しようとする外資系企業の姿勢がうかがえる。

なお、「実際に日本企業と業務提携したことがある」と回答した外資系企業は 72%で(図表 4-11)、「今後の日本企業との提携への関心」については、「積極的に日本企業と連携を推進する」(45.4%)と「必要に応じて日本企業との業務提携を図る」(44.8%)と 9 割の企業が関心を示し(図表 4-12)、外資系企業の多くは、今後の日本企業との連携に前向きな姿勢を示している。

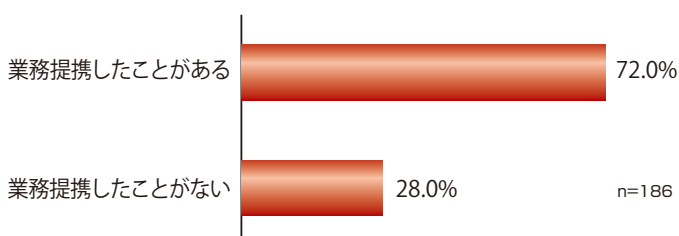
図表 4-9 「日本市場」の中で特に魅力があると思うもの(上位 2 つを選択)



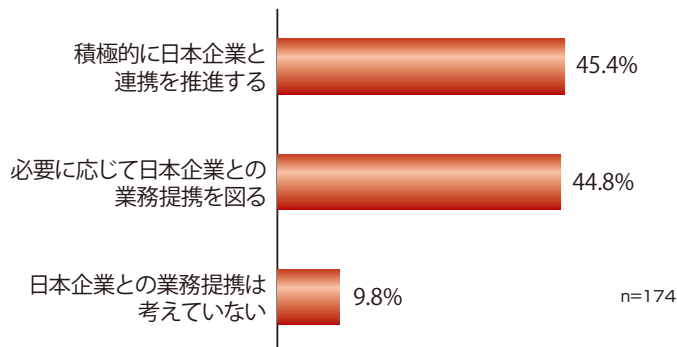
図表 4-10 日本のパートナーと協業するメリット(上位 2 つまで選択)



図表 4-11 日本企業と業務提携をしたことはあるか



図表 4-12 今後の日本企業との提携への関心



5. ビジネスの阻害要因 ～人材確保の難しさが課題～

日本でビジネスを行う上での阻害要因については、2015 年のアンケートをやや上回る 48.2%の企業が「人材確保の難しさ」を課題として選択し、次いで「外国語によるコミュニケーションの難しさ（ビジネス面）」が 4 割超に上った（図表 4-13）。一方、2015 年のアンケート調査で阻害要因として最も回答の多かった「行政手続き・許認可制度の複雑さ」は 9 ポイント近く減少し、前回の阻害要因第 1 位から第 4 位へと順位を下げた。

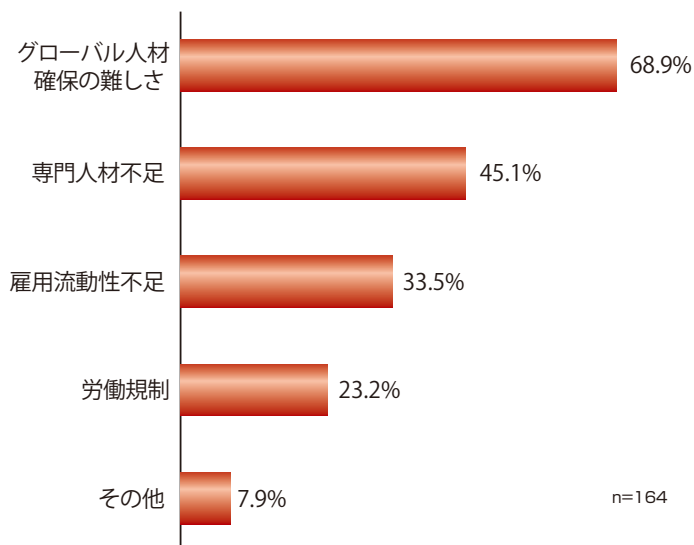
「行政手続き・許認可制度の複雑さ」が阻害要因としての順位を下げた背景には、日本政府が目指す「世界で最もビジネスのしやすい環境」に向けた政府の取り組みの効果が少しずつ出始めているとの見方ができる。実際、アンケート回答企業の 4 割超が、日本のビジネス環境について「よくなってきている」、「とてもよくなってきている」と前向きな評価をし、特に効果が上がっているものとして「法人税改革」（38.9%）、「規制改革」（37.2%）、「入国管理の改革」（33.6%）、「行政手続きの改革」（20.4%）を挙げている。

図表 4-13 阻害要因トップ 5 2013 年調査、2015 年調査および 2016 年調査の比較

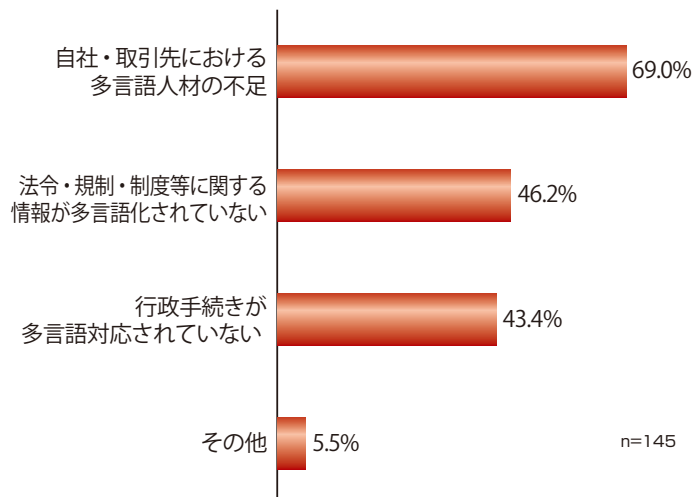
順位	2013 年調査	2015 年調査	(比率)	2016 年調査	(比率)
1 位	ビジネスコストの高さ	行政手続き・許認可制度の厳しさ	46.3%	人材確保の難しさ	48.2%
2 位	日本市場の特殊性	人材確保の厳しさ	44.9%	外国語によるコミュニケーションの難しさ（ビジネス面）	42.3%
3 位	外国語によるコミュニケーションの厳しさ	外国語によるコミュニケーションの厳しさ	44.2%	ビジネスコストの高さ	38.2%
4 位	行政手続き・許認可制度の厳しさ	日本市場の特殊性	35.4%	行政手続き・許認可制度の複雑さ	37.5%
5 位	人材確保の厳しさ	ビジネスコストの高さ	34.2%	日本でのビジネスの特殊性	37.0%

〔注〕2013 年は、調査方法が異なるため比率 (%) は表示しない。2015、2016 年は、4 段階中、上位 2 段階を選択した企業の割合。
※「4 段階評価」とは、「大きな阻害要因である」、「阻害要因である」、「やや阻害要因である」、「阻害要因ではない」

図表 4-14 「人材確保の難しさ」の中で特に阻害要因であると思うもの（上位 2 つまで選択）



図表 4-15 「外国語によるコミュニケーションの難しさ（ビジネス面）」の中で特に阻害要因であると思うもの（上位 2 つまで選択）



一方で、「人材確保の難しさ」(48.2%、今回 1 位、前回 2 位)、「外国語によるコミュニケーションの難しさ(ビジネス面)」(42.3%、今回 2 位、前回 3 位)については、多くの外資系企業が課題として選択している。

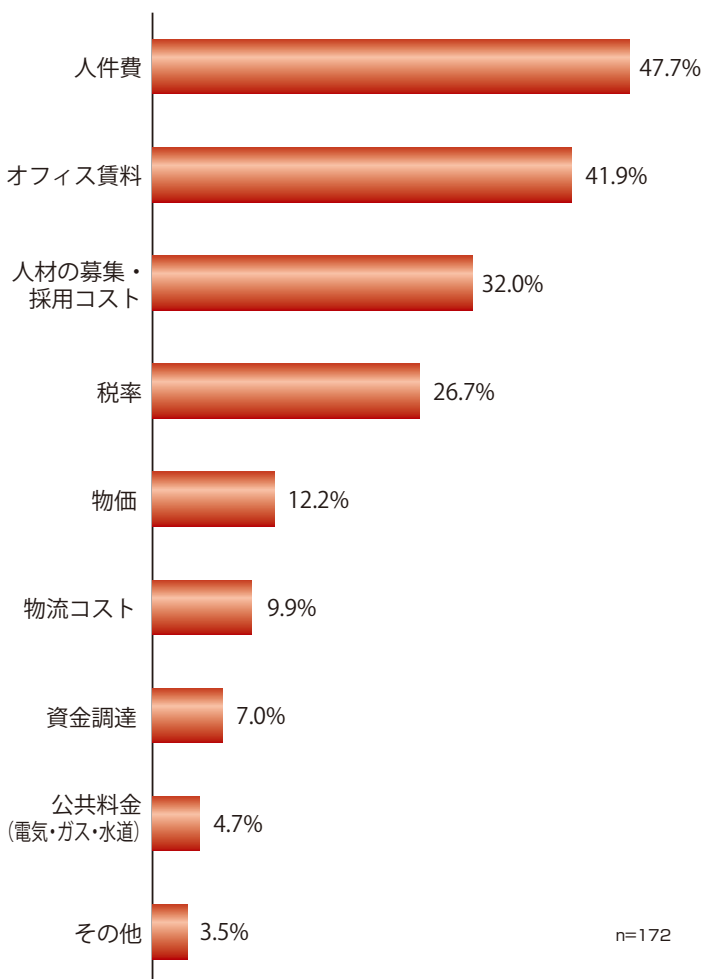
「人材確保の難しさ」の内訳では、「グローバル人材確保の難しさ」(68.9%) が最も高く、続いて「専門人材の不足」(45.1%)、「雇用流動性の不足」(33.5%) が阻害要因に挙げられている(図表 4-14)。また具体的に、「能力が高く、英語でコミュニケーションが取れ、本部と直接話ができる人材を探すことが困難」、「英語ができ、国際的な環境で働くことができる人材を迅速に探すことが困難」、「労働者の大企業志向が強く、外国企業で働くことを望まない」といった声も聞かれた。

「外国語によるコミュニケーションの難しさ(ビジネス面)」の内訳では、「自社・取引先における多言語人材の不足」が 69% に上り、「法令・規制・制度等に関する情報が多言語化されていない」が 46.2%、「行政手続きが多言語対応されていない」が 43.4% となった(図表 4-15)。

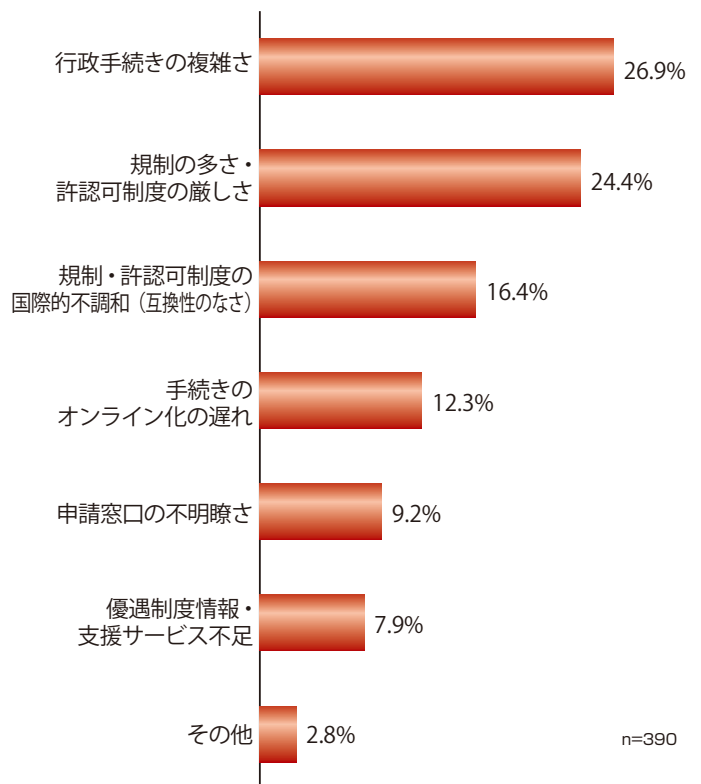
「ビジネスコスト」については、2015 年アンケート調査の第 5 位(34.2%) から第 3 位(38.2%) と、若干上昇したものの、4 割弱に留まっている。昨年より円高に振れたこともあり、コストの中でも特に、前述の「人材確保の難しさ」に連動して「人件費」や「人材の募集・採用コスト」などが高いと感じている外資系企業が多い(図表 4-16)。

また、「行政手続き・許認可制度の複雑さ」については、前述のとおり、政府の取り組みが奏功し、阻害要因としては全体の順位を下げたが、「行政手続きの複雑さ」、「規制の多さ・許認可制度の厳しさ」、「規制・許認可制度の国際的不調和(互換性のなさ)」、「手続きのオンライン化の遅れ」については、引き続き改善を望む声が根強い(図表 4-17)。改善を望む具体的な手続き・制度としては、「在留資格(ビザ)に関する手続き」、「税務に関する手続き(法人税、住民税等)」、「製品の安全基準等に関する手続き」が上位に挙げられた(図表 4-18)。

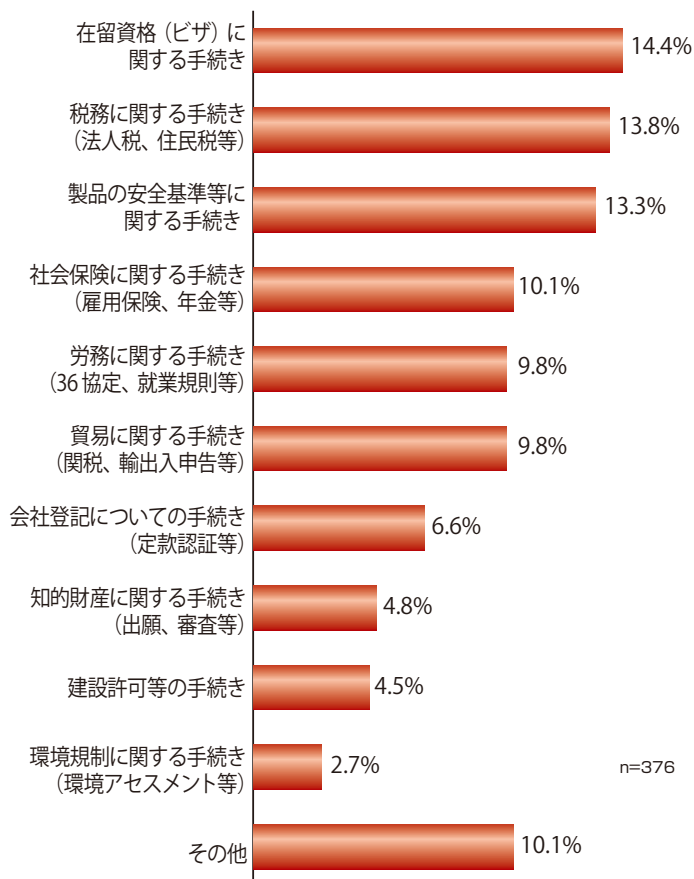
図表 4-16 ビジネスコストの高さの中で特に阻害要因であると思うもの(上位2つまで選択)



図表 4-17 行政手続き・許認可等の複雑さの中で、特に阻害要因であると思うもの(上位3つまで選択)



図表 4-18 上記（図表 4-17）の各々の阻害要因に関連する
手続き・制度（3つまで選択）

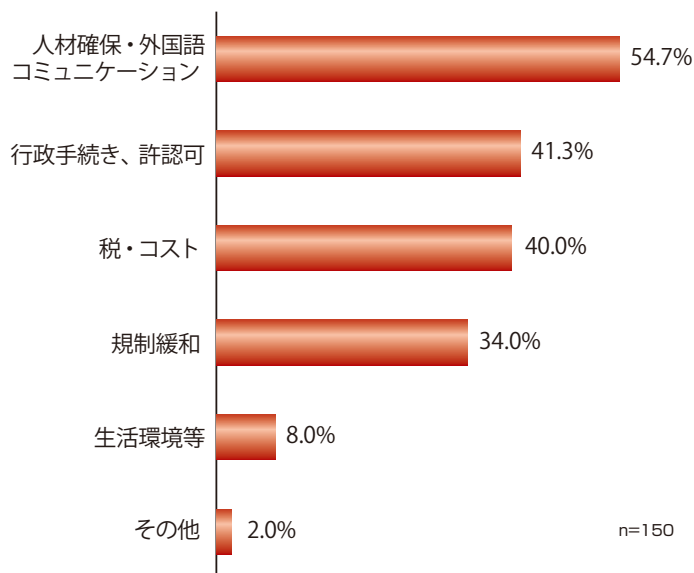


実際、「日本市場や日本政府などに改善・緩和を望む規制や要望」についての質問に対しては、過半数の企業が「人材確保・外国語コミュニケーション」を挙げ、「行政手続き・許認可」（41.3%）、「税・コスト」（40%）、「規制緩和」（34%）が続いた（図表 4-19）。

政府の対日直接投資推進会議は、これらの課題に対応するため、2016 年 5 月に「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を取りまとめ、「高度外国人材の永住許可申請に必要な在留年数の大幅な短縮（世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」）」、「在留資格手続きのオンライン化」、「家事支援外国人の国家戦略特区での受入れ推進」、「外国人留学生の日本での就職率を 2020 年度までに 3 割から 5 割へ引き上げ」、「2019 年度までに全小中学校に ALT（外国語指導助手）等外部人材 2 万人以上配置」、「2020 年度までに新たに 500 以上の法令を外国語訳」などの取り組みを行うこととしている（第 2 章 P16 参照）。

これらの施策により、外資系企業が日本でビジネスを展開するうえでの阻害要因として挙げている「人材確保の難しさ」、「外国語によるコミュニケーションの難しさ（ビジネス面）」などの課題が改善する方向に向かうことが期待されるが、今後の継続的な人材育成が引き続き重要な課題である。

図表 4-19 日本市場や日本政府などに対して
改善・緩和を望む規制や要望



外国企業の拠点設立を支援する専門家・ 民間事業者へのアンケート調査

column

ジェトロは、2016 年 7 月に、外国企業の拠点設立支援などの各種サービスを提供する司法書士、行政書士等の専門家や、民間のコンサルタント会社などのサービス・プロバイダーに対しても「外国企業の日本でのビジネス展開に係る阻害要因についてのアンケート調査」を実施し、阻害要因があると思われる「規制・行政手続き」についてヒアリングを行った。

その結果、「会社登記・設立の手続き」を阻害要因と指摘する回答が最も多く、次いで「出入国に関する規制・手続き」、「税務に関する手続き」が挙げられた。「会社登記・設立関連」で阻害要因と認識されている具体的な手続きとしては、「銀行口座開設」が最も多く、資本金の払い込みに日本での銀行口座が必要であるにもかかわらず、外国法人による銀行口座開設が困難な現実があることを指摘する声が目立った。この他、「登記に必要な事務所の賃貸借契約が困難」、「オンライン手続きが不可能」などのコメントがあった。

また、2 番目に多かった「出入国に関する規制・手続き」については、外国人労働者（マネージャー／技術者等）に対しての就労ビザ発行条件の緩和・簡素化を望む声や、在留資格の認定要件が厳しく時間がかかるとの声が聞かれた。3 番目に多かった「税務に関する手続き」については、税務署、県税事務所、市役所等に提出する書類内容の重複を指摘する声や、税に関する申告期限が諸外国に比べて短いと指摘する声が聞かれた。

世界銀行グループのレポート“Doing Business” 総合ランキング

column

世界銀行グループが毎年発行するレポート“Doing Business”は、世界各国のビジネス環境を比較したランキングとして広く知られる。

政府は、「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）において、2020年までに、“Doing Business”の総合ランキングで日本が先進国中3位以内に入ることを目標としたが、2016年版の総合ランキングは世界189カ国中の34位（先進国中では24位）となっている。

2016年版の“Doing Business”の評価項目は、「事業設立」、「建設許可取得」、「電力事情」、「不動産登記」、「資金調達」、「投資家保護」、「納税」、「貿易」、「契約執行」、「破綻処理」の10項目からなる。また、評価手法は、各国の士業（行政書士、税理士など）や関係者へのアンケート調査の結果をベースに、評価項目ごとに個別に設定された指標（例：手続きの数、所要時間、コスト等）に基づいて数値化の上、評価項目ごとに1位となった国のベスト・プラクティスに対して各国がどの程度乖離しているかで順位付けする方法がとられる。日本は、「納税」（121位）、「事業設立」（81位）、「資金調達」（79位）、「建設許可取得」（68位）などの評価が比較的低かったことが総合ランキング（34位）に影響したと見られる。

“Doing Business”によれば、日本の「納税」、「事業設立」、「建設許可取得」の評価に共通するのは、手続きに時間が掛かるという評価になっており、日本以外のOECD加盟国の平均と比較して約1.3倍から1.9倍の時間を要するとされる。また、日本の「納税」と「事業設立」のコストは、日本以外のOECDの加盟国の平均との比較でそれぞれ約1.2倍、1.9倍とされる。

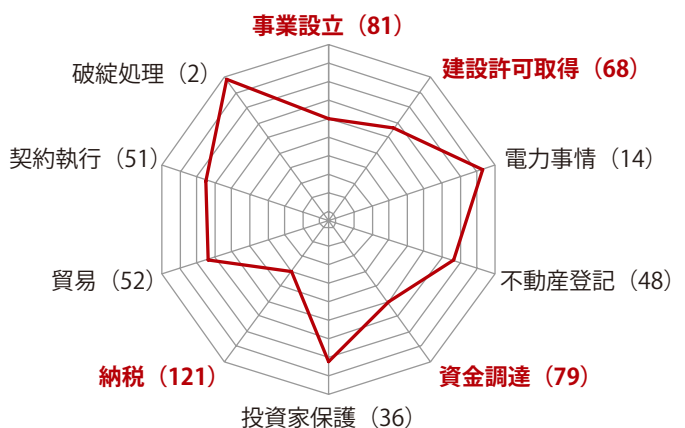
日本政府もビジネス環境の改善に向け、岩盤規制改革、法人実効税率の引き下げ、コーポレートガバナンス改革、国家戦略特区の創設などにより成果を挙げてきた。また、2016年5月には「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を取りまとめ、新たに「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」を設置して外国企業進出の障害となっている課題の解決に取り組んでいる（第2章P17参照）。

ジェトロが2016年に実施した外資系企業へのアンケートによれば、4割を超える外資系企業が日本のビジネス環境の改善を実感している。こうしたビジネス環境の改善に向けた継続的な取り組みが、「投資先としての日本」の評価において今後も重要になっている。

日本の総合ランキングの推移

2014年		2015年		2016年	
1	シンガポール	1	シンガポール	1	シンガポール
2	香港	2	ニュージーランド	2	ニュージーランド
3	ニュージーランド	3	香港	3	デンマーク
4	米国	4	デンマーク	4	韓国
5	デンマーク	5	韓国	5	香港
6	マレーシア	6	ノルウェー	6	英国
23	アラブ首長国連邦	23	ラトビア	23	ポルトガル
24	ラトビア	24	リトアニア	24	ジョージア
25	マケドニア	25	ポルトガル	25	ポーランド
26	サウジアラビア	26	タイ	26	スイス
27	日本	27	オランダ	27	フランス
28	オランダ	28	モーリシャス	28	オランダ
29	スイス	29	日本	29	スロバキア
30	オーストリア	30	マケドニア	30	スロベニア
31	ポルトガル	31	フランス	31	アラブ首長国連邦
32	ルワンダ	32	ポーランド	32	モーリシャス
33	スロベニア	33	スペイン	33	スペイン
34	チリ	34	コロンビア	34	日本

日本の2016年度ランキングの内訳



〔注〕（ ）内はランキング。外縁が1位、中心が189位
〔出所〕世界銀行 Doing Business 2016



ジェトロの対日投資促進事業

1. ジェトロの活動実績（誘致実績）

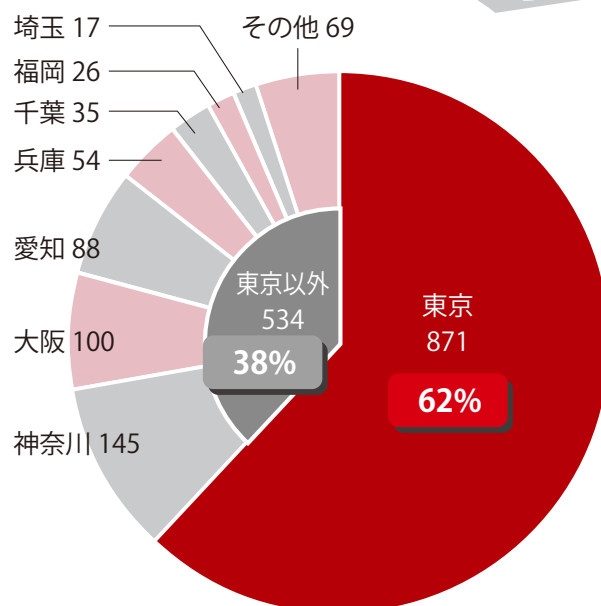
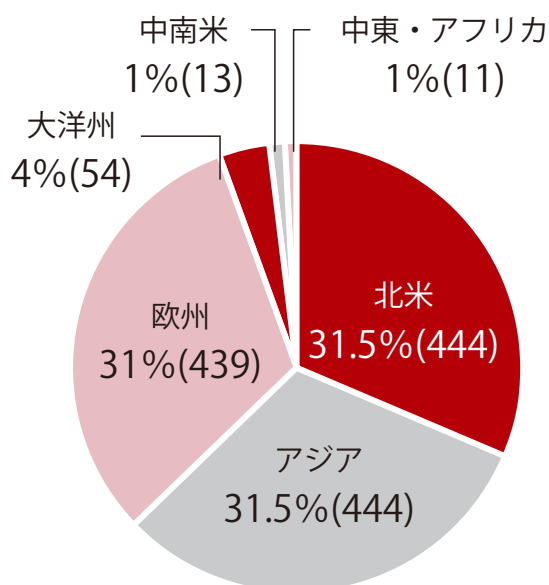
ジェトロは、対日投資誘致の中核機関として、2003 年に対日投資促進事業を開始してから 2016 年 3 月までの間に、日本への投資に関心のある 1 万 4,000 社以上の外国企業の対日投資プロ

ジェクトを支援し、そのうち 1,400 社以上が実際に日本に拠点を設立した（図表 5-1）。地域別では、北米・欧州・アジアがそれぞれ約 3 分の 1 を占めている。業種としては、ICT・情報通信や電気電子・精密機器が合わせて 4 割強を占める（図表 5-4）。

図表 5-1 ジェトロ対日投資誘致成功件数(2003～2015 年度)

対日投資誘致支援件数	対日投資誘致成功件数
累計 14,197 件	累計 1,405 件
2015 年度 1,617 件	2015 年度 160 件

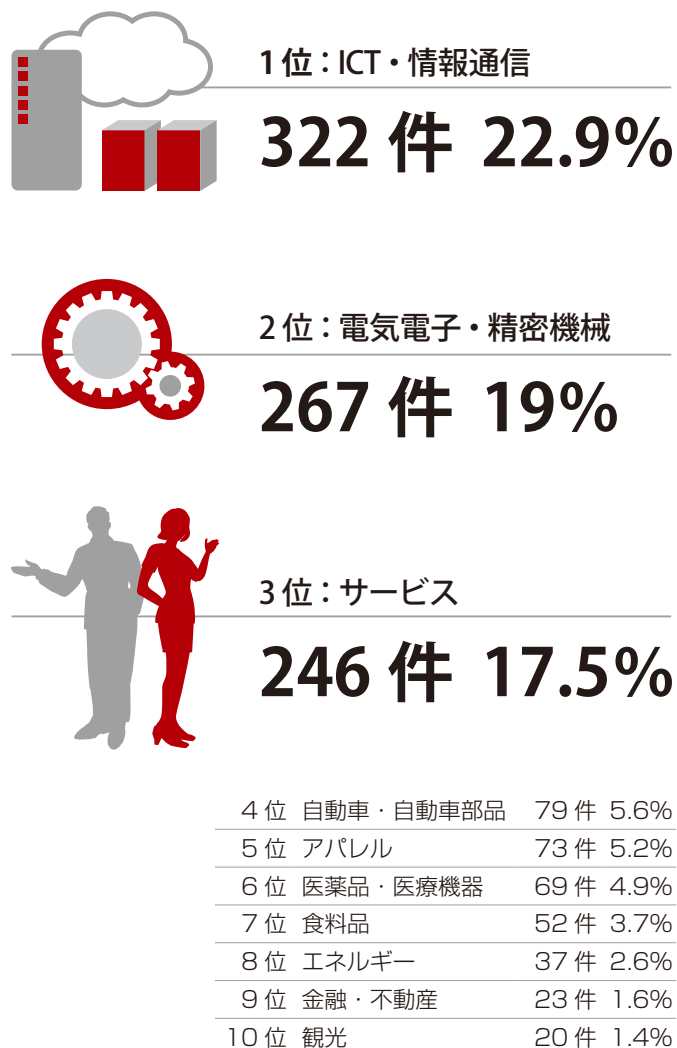
図表 5-2 ジェトロ対日投資誘致成功件数（進出先別）



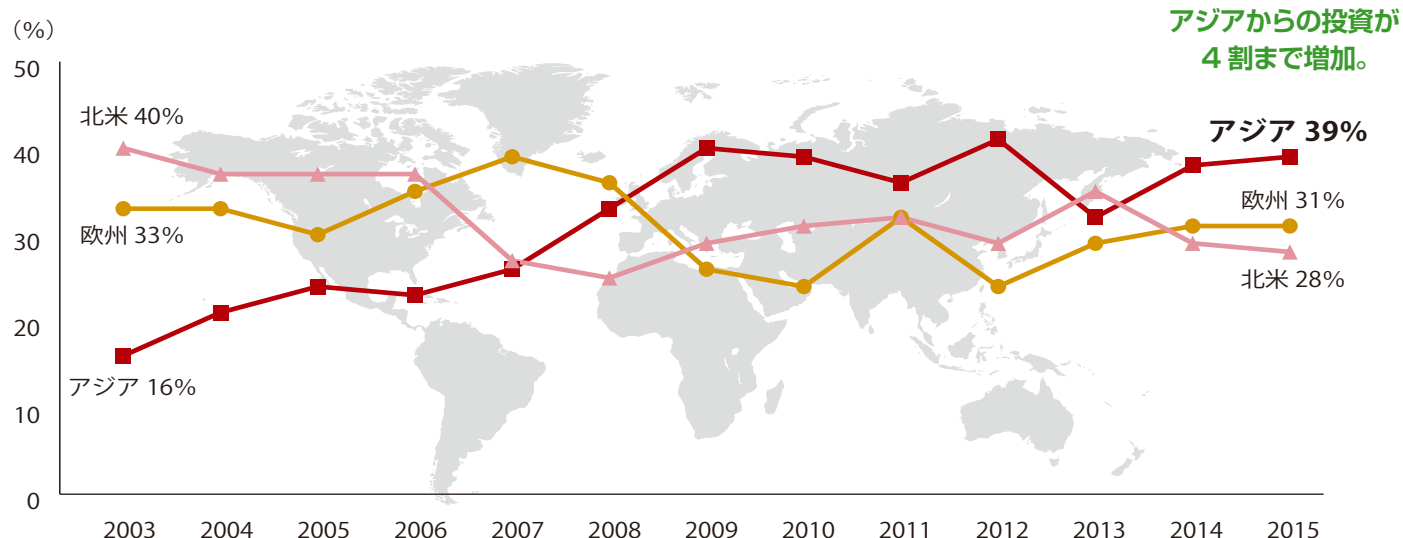
図表 5-3 ジェトロ対日投資誘致成功件数(国別 2003～2015年度)

合計 1,405 件： 北米 444 件 欧州 439 件 アジア 444 件 その他地域 78 件		
順位	国名	件数
1	米国	411
2	中国	151
3	ドイツ	120
4	韓国	96
5	英国	85
6	フランス	75
7	オーストラリア	46
8	シンガポール	45
9	台湾	43
10	香港	41

図表 5-4 ジェトロ対日投資誘致成功件数(業種別比率)



図表 5-5 誘致成功案件 地域別比率の推移



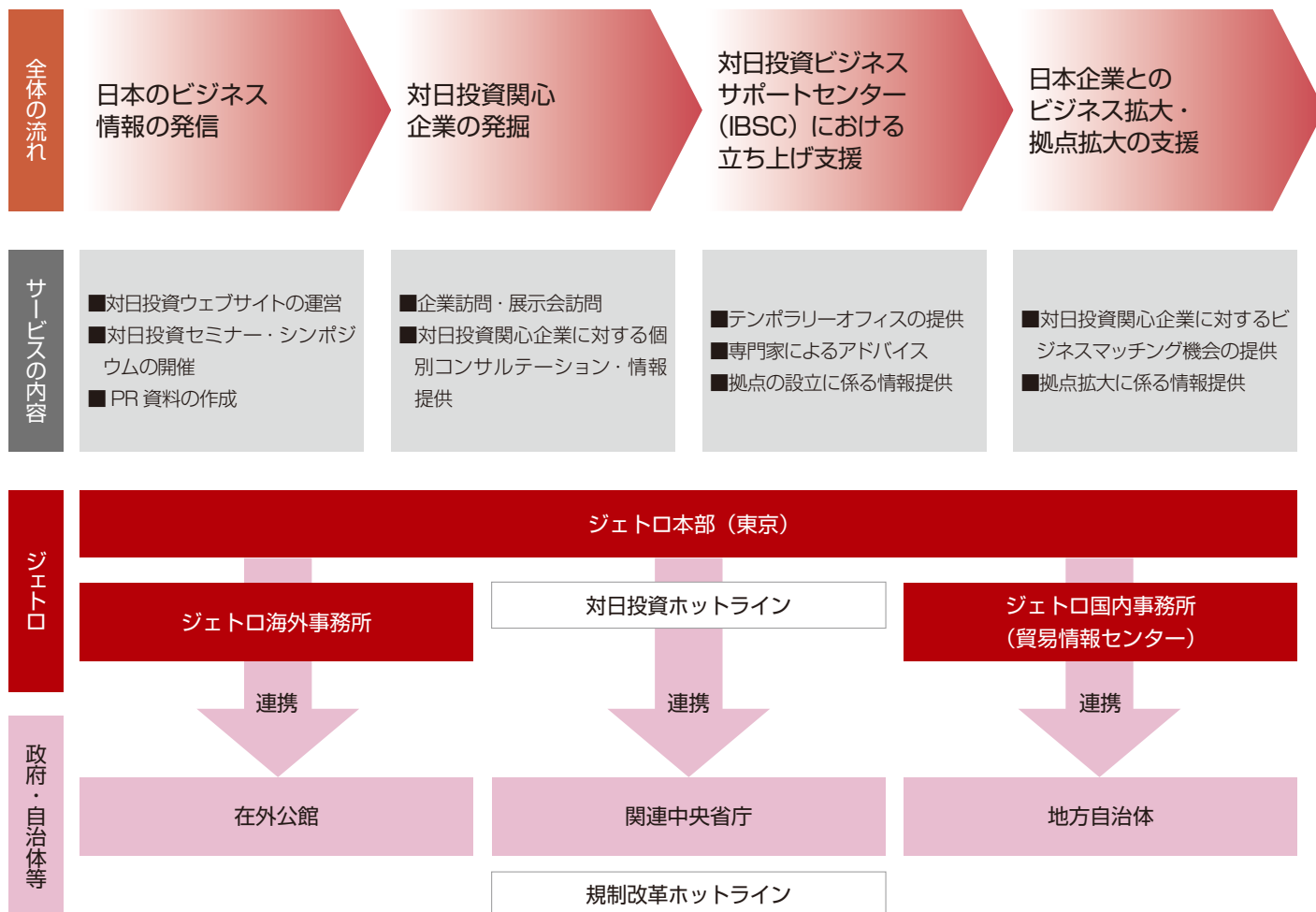
2. ジェトロの事業活動重点

ジェトロは、政府の対日投資倍増計画のもと、世界 55 カ国 74 事務所、本部（東京）、大阪本部、貿易情報センター 43 事務所のネットワーク（2016 年 4 月 1 日現在）を活用して、情報発信・広報や対日投資関心企業の発掘、支援、地域の投資誘致支援などの活動を行っている（図表 5-6）。

近年では、従前の取り組みに加え、新たな活動分野として、国内外資系企業へのアプローチ、イノベーション促進のための研究開発活動への支援や拠点誘致、アジアからの誘致強化の 3 つの分

野での取り組みの強化を行っている。具体的には外国企業へのアプローチ強化のため、2015 年 4 月に、すでに日本に進出している外資系企業による拠点拡大（二次投資）を促進する外資系企業支援課を設置したほか、研究開発活動支援のための補助金事業の開始、アジアにおける誘致活動の強化を行っている。また、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」（5 月 20 日 対日直接投資推進会議決定）（第 2 章 P16 参照）などの政策の実現に資するべく、（1）ビジネス環境の改善、（2）情報発信の強化、（3）個別案件への対応強化、（4）地方創生への貢献を中心にさまざまな取り組みを進めている。

図表 5-6 ジェトロの対日投資活動



3. ジェトロの事業概要

(1) 対日直接投資促進に資する情報発信

・トップセールス・海外セミナー

ジェトロでは、海外企業・政府要人などに対して、投資先としての日本の魅力や日本の優れたビジネス環境について広く紹介し、政府や地方自治体の首長自らが投資を呼びかける場を設けるなど、広報活動に力を入れてきた。

2014年以降は、対日投資促進活動の強化に従って首相によるトップセールスも開始。爾来、首相自らが海外企業に対して対日投資を呼びかける対日投資シンポジウムを6件開催してきた。2015年5月には安倍首相やブリツカー米国商務長官、ケネディ駐日米国大使等を迎え、ロサンゼルスで「日米経済フォーラム」を開催し、日米双方より企業関係者など約500人が参加。また、9月にはニューヨークにおいて、安倍首相を始め、三重県および横浜市の各首長が対日投資を呼びかけるトップセールスのためのセミナーを開催した。

2016年は、5月にベルギー・ブリュッセルで初の大型対日投資セミナーを開催した。セミナーには安倍首相とベルギーのクリ

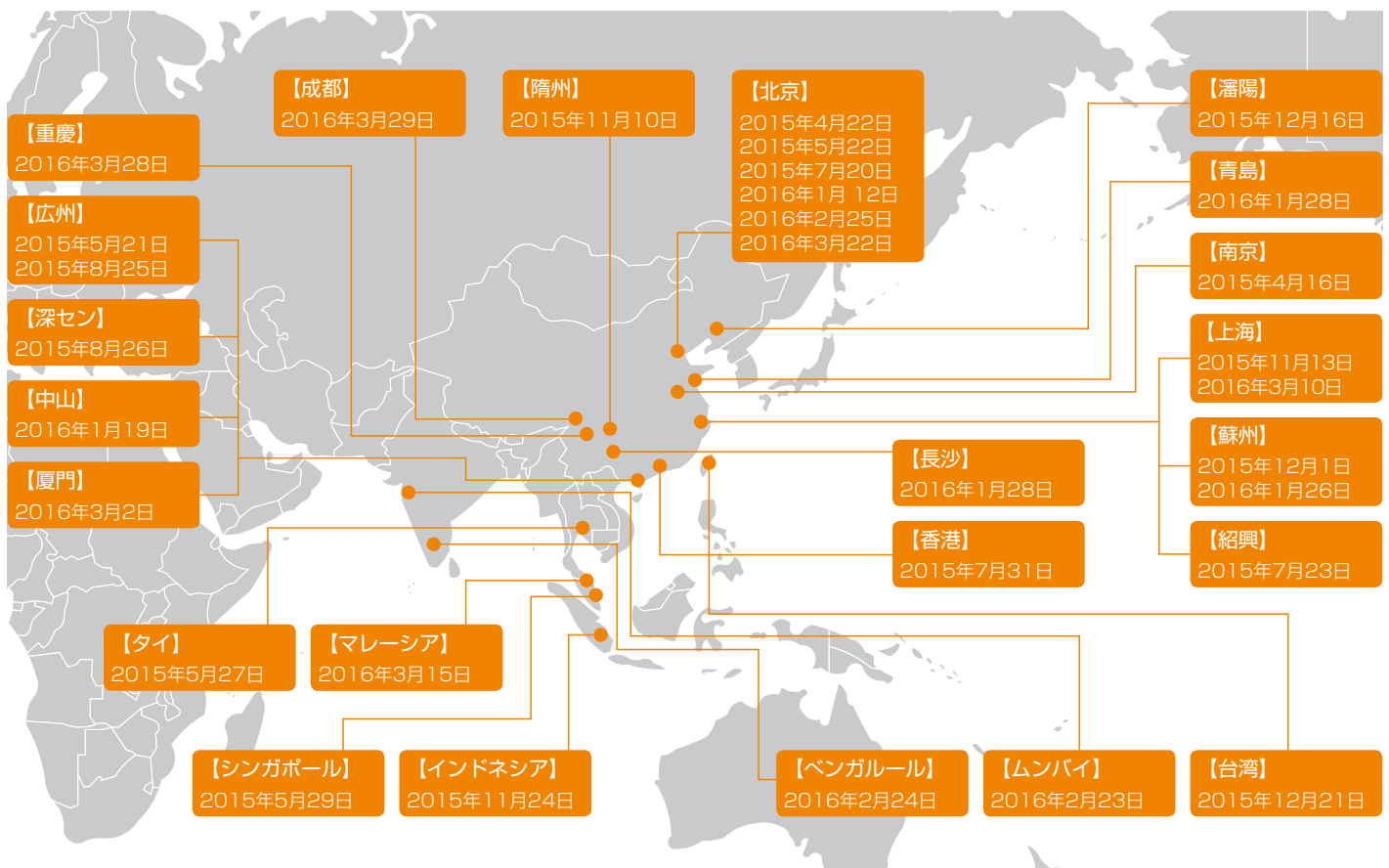
ス・ペーテルス副首相が登場し、日本でビジネスをするメリットや地方における可能性に関する情報発信を行うとともに、ベルギー企業にさらなる対日投資を呼びかけた。



近年は欧米でのトップセールスに留まらず、2015年度はアジア全体で30件以上の対日投資セミナーを実施し、アジア地域から62件の誘致に成功した（2014年度実績の約1.5倍）（図表5-7）。

2016年度はアジア全体で約40件の対日投資セミナー開催を予定しており、欧米では、開催国の特徴に合ったテーマを設定して、対日投資関心度が高い企業に集中的にアプローチできるセミナーの開催を予定している。

図表 5-7 2015 年度 アジアでの対日投資セミナー実績



・対日投資ウェブサイト・広報媒体

ジェットロでは、トップセールスのほか、ウェブサイトやメールマガジン、パンフレット等の広報媒体等を通じて、常時、様々な情報発信活動を行っている。

ウェブサイトでは、日本市場の魅力やインセンティブ情報、外国・外資系企業の対日投資成功事例等を紹介するほか、拠点設立に関する手続きやジェットロの各種支援など、ワンストップで対日投資に関する情報が入手できるよう、内容の充実を図っている（図表 5-8）。「地域進出支援ナビ」では、全国 77 自治体の地域の投資環境や産業情報の紹介、自治体のインセンティブや各種支援、物流インフラ、外国人向けの生活環境などを都道府県別や誘致重点産業別で検索できるほか、自治体ごとのデータ比較も可能となっている。

地域進出支援ナビ：

<http://www.jetro.go.jp/invest/region.html>

会社設立の手続き案内「Laws and Regulations on Setting Up Business in Japan」は、日本での会社設立に伴う登記、査証、税制、人事・労務、商標・意匠の制度情報や各種手続きをまとめた資料だが、同資料を掲載している「日本での拠点設立方法・コスト試算ガイド」の 2015 年度のアクセス件数が日英サイトで 50 万件を超えるなど、情報ニーズが高く、好評を博している。（両資料は、日本語、英語、仏語、独語、中国語＜簡体字・繁体字＞、韓国語で掲載。）

日本での拠点設立の方法：

http://www.jetro.go.jp/invest/setting_up.html

日本のビジネス環境の魅力についてコンパクトにまとめた「Talk to JETRO First」のパンフレットは、17 カ国語に翻訳し、海外企業に対して母国語で紹介ができるようにしている。また、業種別の市場概況として、電力・再生可能エネルギー、ライフサイエンス、ICT の市場の魅力を伝える広報パンフレット「Attractive Sectors」を作成し、2016 年に内容を更新。また、地域への投資を促進するため、地域への投資の魅力について紹介した「Why Invest in Japan's Local Regions? - ビジネスチャンスが眠る日本の地域」を新たに作成した（図表 5-9）。

対日投資ウェブサイトにおける情報提供項目

- ・日本へ投資する 5 つの理由
- ・ビジネスチャンスが眠る日本の地域
- ・ジェットロ対日投資関連スピーチ
- ・日本での拠点設立方法・コスト試算ガイド
- ・地域進出支援ナビ
- ・外国・外資系企業向けインセンティブ
- ・対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）
- ・外資系企業向けサポート
- ・対日進出サクセスストーリー
- ・産業情報・レポート
- ・「地域進出」支援メールニュース
- ・ジェットロの取り組み
- ・対日投資相談ホットライン

図表 5-8 対日投資ウェブサイト <http://www.jetro.go.jp/invest/>



図表 5-9 対日投資広報パンフレット等



Talk to JETRO First (17カ国語)

Attractive Sectors



「外資の対日投資成功事例」サクセスストーリー」



(2) 対日投資関心企業、二次投資の発掘・支援

・海外の対日投資案件発掘の体制強化

海外では、ジェトロ海外事務所の誘致担当者や外部の専門家が対日投資有望企業の情報を把握し、日本進出への働きかけを行っている。また、在外公館や諸外国の貿易投資振興機関等とセミナー開催や業界団体等への共同訪問などを連携して行い、日本の投資環境情報の発信や有望企業の発掘、情報提供等の支援を実施している。

2015 年より海外での個別案件発掘の体制を強化するため、海外事務所の誘致担当者を約 50 人増員するとともに、産業スペシャリストを約 30 人配置し、大型の対日投資が見込める有望企業にアプローチやフォローアップを行うなど攻めの営業を行っている。また、近年は、アジアからの投資が増加しているため、アジア地域での対日投資関心企業の発掘活動を強化するため、人員体制の強化を図っている。

・国内の外資系企業支援の強化

2015 年 4 月に、日本に進出している外資系企業による拠点拡大（二次投資）を促進する外資系企業支援課を新たに設置した。追加投資、雇用拡大、地方への事業展開など事業拡大を検討する外資系企業向けに、マーケット情報やインセンティブ情報の提供、地方自治体の紹介や PR 支援など、個別ニーズに応じたきめ細やかなサポートを行っている。

【日本でのビジネス拡大支援のための企業交流会】

日本企業による外国企業の販路や技術等の活用、日本企業とのビジネス拡大による外国企業の日本進出および日本での投資拡大のきっかけ作りを目的にマッチング支援事業や企業交流会を行っている。

2015 年 12 月に福岡で開催したビジネス提携交流会（観光分野）では、観光分野の外資系企業 5 社（Yelp Japan、グローバル・タックスフリー、行楽ジャパン、Ctrip Japan、Square）と日本企業の提携を目的とした交流会、個別商談会を開催。当日は、九州のみならず全国から、ホテル、温泉、旅行会社、外食サービス、小売、運輸など、幅広い業種の企業が参加した。

2016 年 2 月には大阪で、医療機器分野の外資系企業大手 4 社（GE ヘルスケア・ジャパン、スリーエム ジャパン、フィリップス エレクトロニクス ジャパン、日本メドトロニック）と日本の医療機器メーカーとのビジネス提携・共同開発促進を目的とした「国際医療機器シンポジウム」を開催した。

2016 年 4 月には、「第 1 回 JETRO Invest Japan 企業交流会」を開催し、在日外資系企業などを招いた。日本に進出した外資系企業を対象に交流の場を設けるのは初めてのことで、政府やジェトロによる対日投資促進事業に対する理解を深める契機となった。交流会には、外資系企業からの参加者 190 名に加え、在日各国大使館・外国政府機関や、日本の関係省庁・地方自治体等からも多くの関係者が参加し、積極的な情報交換が行われた（図表 5-10）。

図表 5-10 「第 1 回 JETRO Invest Japan 企業交流会」の様相



【副大臣等が外資系企業の相談役になる「企業担当制」への支援】

日本に重要な投資を実施した外国企業が日本政府と相談しやすい体制を整えるため、新たに副大臣等が相談相手になる「企業担当制」が創設された。ジェトロは、内閣府が公募・選定した外国企業 9 社が担当副大臣等と面会する際に関係省庁とともに同席し、相談対応を支援している（第 2 章 P16 参照）。

図表 5-11 ジェトロの重点誘致分野



(3) 研究開発拠点など高付加価値拠点の誘致

ジェトロでは、外国企業の関心が高く、今後成長が見込まれる、(1) 環境・エネルギー (2) ライフサイエンス (3) 観光 (4) サービス (5) ICT (6) 製造・インフラの6業種を誘致重点分野と位置づけるとともに、研究者層の厚さ、高い技術力、知的財産権ルールを遵守する良好なビジネス環境などをアピールして、R&D 拠点の誘致にも力を入れている（図表 5-11）。

【グローバルイノベーション拠点設立等支援事業】

政府は、日本において外国企業が日本企業等と連携してイノベーション拠点設立や実証研究、事業化可能性調査を実施するための経費を補助する「対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金」（グローバルイノベーション拠点設立等支援事業）を立上げ、2016年2月より公募を開始した。この補助金事業は、研究開発部門等の高付加価値部門を日本に誘致して、海外から優れた経営資源を呼び込むとともに、日本をグローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンターとすることを目的としている。

図表 5-12 グローバルイノベーション拠点設立等支援事業の概要



フィリップス（オランダ・IoT）

電気機器の世界大手フィリップスは、昭和大学と連携し、ビッグデータを取り入れた遠隔医療サービスの仕組みづくりを進める。300万症例以上のビッグデータと、ビデオカメラや生体情報モニタなどの患者の情報を組み合わせて分析し、効果的な対処法を導き出す。これにより、コントロールセンタにいる医師が複数病院の多数のICU患者を、遠隔的にモニタリングできるシステムを作る。事業規模は5億円程度で、約半分が補助金でまかなわれる。

ファイザー（米国・IoT）

製薬大手のファイザーは、京都大学や岡山大学と連携し、IoT技術を使って病気を早期発見する取り組みを始める。ファイザーが持つ創薬や治験のデータを大学側のセンサー技術などと組み合わせて、膨大なデータから病気の初期症状の傾向を分析し、わずかな兆候からでも病名を診断できるようにすることで、患者が深刻な状態になるのを防ぐ。海外ではビッグデータを病気の発見に活かすサービスが普及しており、日本においても同様のサービスの導入が期待される。

びインドの外国企業からの問い合わせに対して、母国のビジネス文化を踏まえて母国語で直接対応できる「国別デスク」を設けている。

加えて、2016年度には新たに大阪本部に対日投資推進課を設置したほか、地域への企業誘致業務を専従で担当し、外資系企業とのネットワークを構築する「外国企業誘致コーディネーター」を京都、大阪、仙台、横浜、名古屋に配置した。同コーディネーターは今後、広島と福岡にも配置を予定している。

【対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）】

ジェトロでは、東京をはじめとする国内主要都市6カ所（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡）に対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）を設置している。それぞれ経験豊かな専属スタッフや専門家が、官民にまたがる広いネットワークを通じた情報の提供や、個別企業に応じ、法務・労務・税務といった各種制度や拠点設立手続きなどについてのコンサルテーションを無料で行い、日本進出に向けたワンストップサービスを提供している。また、日本での会社設立準備のためのオフィススペースの提供も行っている（50営業日無料）（図表5-13、5-14）。

（4）地域への外資誘致に向けた自治体との協業

地方創生への貢献を念頭に、外国企業誘致に積極的な自治体と二人三脚で、二次投資を含む外国・外資系企業の誘致に向けた活動を行っている。例えば、自治体が策定する産業振興戦略の中に外国企業誘致を位置づける提案、誘致戦略作りのサポート、ターゲット企業へのアプローチ方法、外国企業向けインセンティブ創設の提案などを行っている。また、トップセールス、二次投資セミナー、地域の魅力分析、および地域支援拠点の整備等を自治体と協力して行っている。

また、2016年度には新たな取り組みとして、地域の経済産業局と連携し、自治体職員や商工会議所職員等、地方において外国企業誘致を担当する職員が外国企業誘致に対する理解を深め、企業誘致に取り組む上で必要となるスキルや知見を習得するための実務者向けの研修事業（基礎編、応用編、実践編）を開始した。

（5）外国企業の拠点設立支援

国内では、日本進出に関心を持つ外国企業に対し、ジェトロの専属スタッフや市場専門家などによる個別コンサルテーションを通じて、日本市場、産業情報の提供や許認可等に関する情報提供、企業ネットワーキング会の開催などを行っている。また、ジェトロの海外事務所経験のある外国人スタッフなど6人をジェトロ東京本部に常駐させ、米国、中国、韓国、シンガポール、台湾およ

図表 5-13 ジェトロ IBSC
(Invest Japan Business Support Center)

Consulting 企業ごとに個別のコンサルティングを無料で実施

- ・法務相談
- ・規制情報提供
- ・物件探し
- ・税務相談
- ・商習慣相談
- ・補助金等申請サポート
- ・各種コスト試算
- ・人材探し

Facilities テンポラリーオフィスを提供

- ・50営業日無料で利用可能
- ・受付対応可能(共同)
- ・国内の6主要都市にオフィスあり
- ・PCルーム(プリンタ・スキャナ有)完備
- ・机・椅子・電話等ビジネス環境完備
- ・会議室、多目的ホール利用可能

Information ビジネスに必要な各種の情報を提供

- ・マーケットレポート
- ・サービスプロバイダ情報
- ・ビジネスパートナー情報
- ・政府機関へのアクセスサポート
- ・オンラインデータベース
- ・規制改革要望の受付

図表 5-14 対日投資・ビジネスサポートセンター設置都市



【対日投資相談ホットライン】

ジェトロは「対日投資相談ホットライン」（図表 5-15）を設けて外国・外資系企業からの対日投資に関する相談や規制改革要望を受け付け、関係府省庁との面談の調整や政府への提言等を行っており、相談や要望が政府に伝わる体制を整えている。相談内容に応じて関係府省庁との面談調整・同席や、規制改革要望の提出から結果報告までのフォローを行うことにより、外国語を含め包括的なサポートを実施している。

ジェトロはこの取り組みにより、これまでに外国企業の子会社設立における外国人代表取締役の日本居住要件の撤廃を実現している。

【グローバルアライアンススキームによる出資支援】

2015 年度に経済産業省の主導のもと、ジェトロが窓口となり、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫、中小企業投資育成株式会社とジェトロの連携で始まった「グローバルアライアンススキーム」は、外国企業による日本の中堅・中小企業への出資参画・経営関与および外国企業と日本企業との業務提携を促し、日本の中堅・中小企業の海外販路開拓やオープンイノベーションを推進する事業。外国企業による直接・間接の出資は、対日直接投資の拡大であり、国内雇用の創出や地域経済活性化にも貢献することができる。また、対日投資促進の効果を広げるべく、地域金融機関や中小機構等と連携した外国企業と日本の中堅・中小企業のマッチング支援に取り組んでいく。

図表 5-15 対日投資相談ホットライン

<https://www.jetro.go.jp/invest/hotline/>

ジェトロは、「対日投資相談ホットライン」を設置し、外国企業による日本への投資についての各種相談を一括して受け付けています。関係府省庁との面談の調整・同席や、規制改革要望の提出から結果報告までのフォローを行うことにより、外国語を含め包括的なサポートを行います。

外国企業からの対日投資に関する相談・規制改革要望

●対日投資に関する相談（行政手続き、規制・制度の内容）
●規制改革要望の提出依頼
※日本語以外も可能

ジェトロが一括して受付
対日投資相談ホットライン

<受付時間>平日 9 時～12 時/13 時～17 時（土日、祝祭日・年末年始を除く）

03-3582-4684

相談受付
内容の整理（必要に応じて和訳）
※ジェトロにおいて回答可能な案件はすぐに対応

対日投資に関する相談（受付当日中）
ジェトロが相談内容の該当府省庁担当課・室に、面談の申し込み。

規制改革要望（随時）
必要に応じて関係府省庁に確認の上、規制改革要望については内閣府規制改革推進室および経済産業省に日本語で提出。

ジェトロが関係府省庁との面談の調整、外国語等、包括的なサポートを実施

面談の実施

1. 担当課・室は、申請を受け面談日時等をジェトロと調整。
受付当日中
2. 担当課・室は外国企業と面談を実施。原則として、ジェトロ職員が同行し外国語等の支援を行う。
一週間以内（土日祝日を除く）

外国企業 ジェトロ誘致担当者
関係府省庁担当課・室職員

面談により直接相談

要望提出から対応の結果報告まで、ジェトロが各案件をフォロー

規制改革要望へのフォロー

1. 規制改革推進室は、提出された規制改革要望について内容を精査の上、関係府省庁に検討を要請。
2. 関係府省庁からの回答を適宜規制改革会議に報告。規制改革推進室は、規制改革会議の審議結果を公表するにあたり、ジェトロに対し、原則事前に公表内容を連絡。
3. ジェトロは依頼主（外国企業）に、公表日に公表内容を連絡。

ジェトロ誘致担当者
公表内容を伝達
外国企業

VI

地方創生：外資による地域活性化

1. 外資誘致に向けた地域の取り組み

外資系企業本社の進出先は、現状、東京が7割近くを占め、一極集中の状態が続いている（図表 6-1）。第4章のジェットロの外資系企業へのアンケート調査では、立地の選定にあたって外資系企業が重視するポイントとしては、「顧客との距離」や「インフラの充実（交通、物流、情報通信、エネルギー等）」、「マーケット規模（市場性）」、「コスト（土地代、人件費等）」、「日本国内他拠点との位置関係」が挙げられている。外資系企業の進出がメガシティ、なにかんずく首都圏に集中することは自明といえる。一方で、商圏のカバー、顧客関係の緊密化、物流ネットワークの構築といった目的から、あるいは研究等の知の集積や地域資源に着目し、複数の拠点を設置する結果、生産拠点や研究開発拠点、物流拠点、販売拠点などの機能は、東京都以外の道府県に広がってきている。前述のアンケート調査でも、拠点拡充のほか、新たな商圏の獲得や機能拡大を目的として、約8割の企業が今後5年以内の日本で

の投資拡大を計画していると回答しており、東京以外の地域への進出計画についても6割以上あった。

外資系企業を地域に誘致することは、雇用創出や最先端の技術・革新的経営ノウハウの導入と言った観点から、地域経済再生の一方策として、各自治体も本格的に誘致活動に取り組み始めている。地域の潜在力や可能性を把握することで、その地域の特長をビジネスチャンスと捉える業種は何か、その業種のバリューチェーンの中で競合はどこで、自分の地域に足りない、あるいは誘致したい企業群はどこか、そうした企業群を特定することが外資誘致の一步となる。外資系企業にせよ、国内企業にせよ、その地域に必要な企業を誘致するということは、言い換えれば、どういう「地域づくり」をしたいのかという地域の産業政策と密接に関係するものといえる。

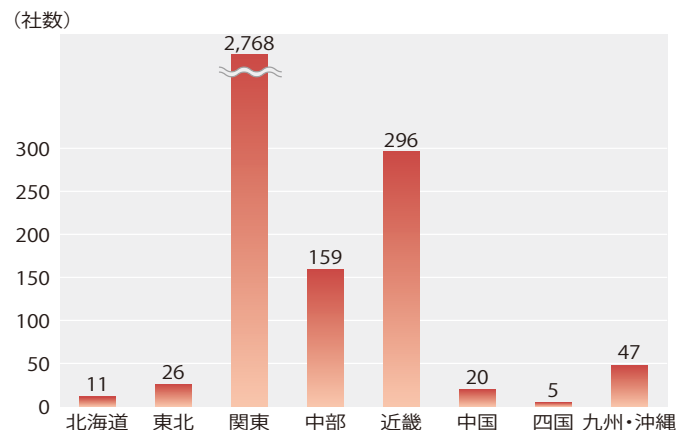
本章では、ターゲット産業の外資系企業の誘致に向けて先進的な取り組みを行う自治体を事例として紹介する。

図表 6-1 外資系企業数上位10 都道府県

順位	都道府県	企業数（社）	構成比（%）
1	東京都	2,284	68.5
2	神奈川県	319	9.6
3	大阪府	164	4.9
4	兵庫県	85	2.6
5	愛知県	70	2.1
6	埼玉県	63	1.9
7	千葉県	61	1.8
8	静岡県	28	0.8
9	福岡県	25	0.8
10	茨城県	18	0.5

（注）構成比は集計企業数 3,332 社を 100 とした割合

地域別外資系企業の数

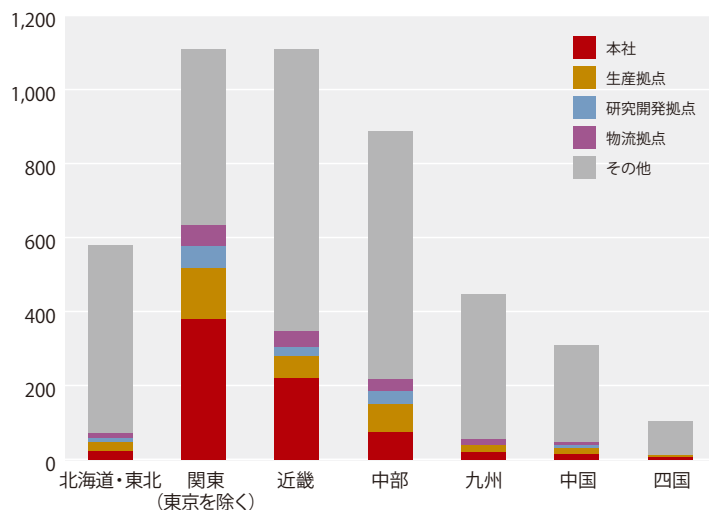


〔出所〕「第49回外資系企業動向調査（2015年調査）」（経済産業省）より作成

※本調査では、企業群（企業グループ、連結企業等）単位の企業ではなく、子会社・関連会社も1企業として集計。ただし、事業所、支店、駐在所は含まない。

図表 6-2 外資系企業の機能別進出状況（東京都を除く）

	本社	生産拠点	研究開発	物流	その他
1 位	神奈川 (267 社)	静岡 (39 社)	神奈川 (31 社)	大阪 (22 社)	大阪 (523 社)
2 位	大阪 (115 社)	神奈川 (34 社)	兵庫 (16 社)	千葉 (20 社)	愛知 (371 社)
3 位	兵庫 (80 社)	茨城・千葉 (24 社)	静岡 (15 社)	兵庫 (15 社)	福岡 (248 社)
4 位	千葉 (49 社)		愛知 (13 社)	愛知・神奈川 (14 社)	北海道 (202 社)
5 位	埼玉 (40 社)	愛知・埼玉 (23 社)	茨城 (10 社)		神奈川 (162 社)
6 位	愛知 (33 社)		栃木 (8 社)	埼玉 (11 社)	広島 (150 社)
7 位	静岡 (17 社)	栃木 (22 社)	大阪 (6 社)	福岡 (10 社)	宮城 (145 社)
8 位	茨城 (12 社)	兵庫 (18 社)	埼玉 (5 社)	広島 (9 社)	静岡 (93 社)
9 位	広島・福岡 (10 社)	三重 (15 社)	福岡・福島 (4 社)	静岡・北海道 (7 社)	兵庫 (91 社)
10 位		群馬 (11 社)			埼玉 (83 社)



〔出所〕「外資系企業総覧 2015 年版」（東洋経済新報社）より作成

（1）福岡市 ―特区での規制緩和により、スタートアップビザなど外国人の創業を支援―

福岡市は、国家戦略特区での規制緩和を通じ、2015 年 12 月 9 日より、国内初となる「スタートアップビザ（外国人創業活動促進事業）」を開始した。通常、外国人が日本で創業するために必要な「経営・管理」の在留資格の取得には、入国管理局への申請時に、事務所の開設に加え、常勤 2 名以上の雇用、または 500 万円以上の国内投資（資本金額が出資総額）の要件が必要となるが、これが高いハードルとなっている。

新たに開始された「スタートアップビザ」では、その要件が整っていないとしても、創業活動計画書等を福岡市に提出し、福岡市から確認が取れば、入国管理局はその確認をもとに審査することで、6 カ月間の「経営・管理」の在留資格が認められる。要件はその 6 カ月間で整えればよく、創業する外国人は、事業を進めながら、手続きを進めることができる。特区内の創業が条件となり、福岡市の指定する先端産業の事業を対象とする。

さらに、2016 年度から福岡市では「スタートアップ賃料補助（外国人創業環境形成事業補助金）」を創設し、外国人が福岡市内で創業するときの住居、または事業所の賃料の一部を補助している。

また、平成 28 年度税制改正大綱により、福岡市国家戦略特区では、創業企業に対する法人税の軽減措置（スタートアップ法人減税）が新たに創設される見通しとなった。詳細は今後明らかに

なる予定だが、福岡市での起業の大きな後押しとなる。特例措置により、法人設立の日から 5 年間、所得金額の 20% が控除される。試算では、国税・地方税を合わせた法人実効税率は、本制度の対象法人については、中国、韓国並みの 24% 台に下がる。特区内に本店を有するほか、IoT、国際、医療、農業分野における革新的なビジネスであることなどが条件となっており、この法人税の軽減措置の対象は、スタートアップ企業に限定される。

福岡市は、産業の国際競争力の強化や雇用の拡大を図ることを目的に、2012 年に「スタートアップ都市宣言」を行い、創業しやすい都市づくりを行い、ベンチャー企業のクラスター形成に力をいれてきた。外国人の創業支援もこの政策の延長線上にある。

福岡市は、アジアに近いという地理的な要因もあり、アジアからの在留資格の申請が多い。また、現在、福岡空港には約 20 都市からの直行便が就航している。こうした地の利を活かし、福岡市で創業する外国人が増えることにより、国内外のベンチャー企業の交流が活性化し、国際的に活躍する企業が誕生することを期待している。

福岡市は人口流入が続いており、2015 年度の税収は 3 年連続で過去最高を更新。英国の情報誌「MONOCLE（モノクル）」が発表した 2016 年の「世界で最も住みやすい 25 都市のランキング」では、福岡市は 7 位にランクインしている。こうした外国人が創業しやすいビジネス環境、暮らしやすい環境の整備が、外資系企業のさらなる進出につながることが期待される。

<スタートアップビザ 外国人創業活動促進事業>

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/startupviza.html>

<スタートアップ賃料補助 外国人創業環境形成事業補助金>

http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/rent_subsidy.html

<スタートアップ法人減税 見込み>

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/business/startuphoujingenzei.html>

(2) 神奈川県 ―羽田空港に隣接する特区で、再生・細胞医療の実用化を支援―

神奈川県は、川崎市殿町地区にあるライフサイエンス・環境分野の国際戦略拠点「キング スカイフロント」に、再生・細胞医療の産業化拠点「ライフイノベーションセンター（LIC）」を整備し、2016年8月25日に開所式を行った。

キング スカイフロントは、2008年より川崎市が整備し、企業や研究開発拠点の誘致を行ってきた。2011年に国際戦略総合特区に、2014年に国家戦略特別区域に指定され、税の減免や財政・金融等の優遇措置、各種の規制緩和が受けられる。羽田空港が多摩川を挟んで対岸に位置し、2020年までに、羽田空港との間に連絡道路が整備される予定であり、開通すれば、徒歩15分程度で24時間稼働の国際空港にアクセスできるようになる見込みだ。

同地区には、ヒト化マウスの研究開発などを行う実験動物中央研究所の「実中研 再生医療・新薬開発センター（CIEA）」や、先端技術を有する研究機関・企業等の民間施設が入居する複合研究開発施設「川崎生命科学・環境研究センター（LiSE）」、ナノ医療技術の実用化に向けた研究を行う「ナノ医療イノベーションセンター（ICONM）」などが稼働している。また、国や業界の研究機関や、民間企業も進出を決定している。製薬大手の米ジョンソン・エンド・ジョンソンは、同社の医療機器操作を習得するための医療従事者向けトレーニング施設を開設し、国内外から年間約1万人が訪問する。

「ライフイノベーションセンター（LIC）」は、地上4階建て、延べ床面積は1万6,000平米で、研究開発から細胞の培養・加工、品質管理、出荷まで、再生・細胞医療の実用化、事業化のためのワンストップセンターとなるスペース、設備を整えている。ベンチャー企業・大学向けの大小の入居スペースのほか、大量の電力が必要となる細胞の大量培養のための生産スペースもあり、2016年8月時点で、20社がLICへの入居を予定しており、すでに床面積ベースで90%が埋まっているという。

神奈川県では、超高齢化社会を迎える日本において、最先端の医療技術と、心身の状態を整えて、より健康な状態へ近づける「未病の改善」を組み合わせ、ヘルスケア分野での新しい市場・産業を創出する「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」をとっており、LICはこの政策の中核として、再生・細胞医療の「実用化・産業化」に力点が置かれていることが大きな特徴となっている。

入居企業にとって、LICの魅力は、羽田空港との隣接性。国際空港に近いこと、輸出の利便性が高く、細胞の品質管理や輸送コストの面で有利である。また、将来的には、再生・細胞医療を使った治療の受診のため、海外から患者が渡航してくる医療ツーリズムなども期待できる。

また、LICが提供する「オープンラボ」も大きなインセンティブの一つ。再生・細胞医療の実用化に向けた研究開発を行う上で必要となる実験機器は高額で個々の企業では導入が難しい。県は、そうした装置を「オープンラボ」に整備し、2017年3月まで無料で共同利用できるようにしている。

しかし、企業にとってLICの最大の魅力は、そこに集まる有望な企業、研究者、業界関係者のネットワークであるという。県は、LICを拠点に再生・細胞医療実用化のバリューチェーンを構築するような企業の入居を促進し、また、効率的な治験計画を立案できるよう、治験や臨床研究をデータ分析の面からもサポートする。

県は入居者間の交流を促すことで、新たな研究やビジネスを生み出していきたい考えだ。LICにいる人が資産であり、LICに入居すれば再生・細胞医療の実用化のキーパーソンに会える、そこから新しい技術が生まれ、LICを巣立った後にも、そのネットワークでつながっていくといったサイクルができるように、県としても支援していく方針である。

<ライフイノベーションセンター>

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531405/>

(3) 三重県 ―ターゲット産業にあわせた豊富なインセンティブで外資を誘致―

三重県は、日本の自動車・航空機の一産業集積地域である中部地域に位置し、特に北部は、輸送機器のほか、電気機器、石油・化学、医療・食品等の分野において日本有数の企業・工場が集積している。エレクトロニクス（電子部品・デバイス関連）の大型工場の稼働などを背景に、実質経済成長率は全国1位を誇り、近年では、航空機産業にも力を入れている。

製造業の集積がある三重県では、外資系企業もまた製造・開発拠点を立地している。半導体分野では、米国のキャボット・マイクロエレクトロニクスの日本法人が、三重県に製造・研究開発拠点を置く。最近では、東芝と米ウエスタンデジタル（WD）の連合が3次元メモリの量産に向け四日市市に1.5兆円の投資を決定するなど、追加投資を行っている。また2015年、台湾のUMC社が、富士通セミコンダクターが保有する桑名市の半導体ウェハー製造工場に約100億円資本参画し、株式の約16%を取得した。

三重県は、こうした製造拠点とそれを支える研究開発拠点を呼び込むため、様々なインセンティブを用意している。「外資系企業アジア拠点立地補助金」では、製造業の外資系企業に対して日本企業の倍の20%の補助率を設定しているほか、年間オフィス賃料の50%を補助している。その他、研究開発施設等の建設に10%の補助を行う「研究開発施設等立地補助金」や、製造業でマザー工場化（※）につながる投資に対して15%の補助をする「マザー工場型拠点立地補助金」などがある。

（注※メーカーが国外に工場を設立して事業を拡大していく際、それを支援するための高い技術力・開発力・マネジメント力・投資判断力などを備えた工場。）

また、三重県の企業誘致のためのインセンティブは他県では見られないユニークなものであり、補助金の投資要件に「マイレージ制度」を設けている。1回で要件に満たない投資でも、投資（ポイント）を複数回積み上げることにより要件を達成した場合は各補助金の申請が可能となる。

さらに、2015年4月からは、県独自の「本社機能移転促進補

助金」も設定し、本社機能の誘致も行っている。本社の登記を移さなくても、本社機能の部門移転を公表していれば適用となるなど柔軟な運用を行っている。

三重県では、次世代を担うリーディング産業の集積を活かし、重点産業に合わせた多彩なインセンティブを打ち出すことで、引き続き、外資系企業の研究開発拠点の進出や、地域企業との共同開発など、様々なビジネス展開が進むことを期待している。

また、三重県は、サービス産業の誘致にも力をいれている。三重県は、松阪牛や伊勢えびなどに代表される特産品や、伊勢神宮や世界遺産の熊野古道、忍者の里の伊賀、鈴鹿サーキットなど、豊富な観光資源を有している。2016年3月には、伊勢志摩国立公園内に、シンガポールに本拠を置くアマンリゾートによる温泉リゾート「Amanemu（アマナム）」がオープンした。同ホテルは、全世界でリゾートホテルを展開するアマンが日本で展開する2軒目のホテルとなる。さらに、2016年5月には、「伊勢志摩サミット（主要国首脳会議）」が開催され、国内のみならず世界中の注目を集め、三重県の知名度向上にも繋がった。

三重県では、早くから外資系ホテルの誘致などを狙い、サービス産業への補助金を設置していた。2013年度（平成25年度）に投下償却資産額の10%について補助を行う「サービス産業立地補助金」を創設したが、サービス産業の立地に対する補助金は全国初。外資系ホテルの進出により、諸外国の富裕層など新たな顧客層の拡大とともに、外資が持つネットワークやノウハウ、ブランドの地元への還元を期待している。県では、ホテル等、観光サービス分野での立地を検討している外資系企業に対し、観光資源への同行も含めた県内観光概況の説明や不動産会社などへの仲介支援も行っている。

＜三重県の補助金制度＞

<http://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/p0013000007.htm>

（4）佐賀県唐津市 一地域間交流を活かし、フランスの化粧品企業の誘致を目指すー

佐賀県唐津市は県下では佐賀市に次ぐ第二の都市で、隣接する福岡との経済的なつながりも強い。また、唐津は、歴史的に中国などアジア大陸への要衝の港町として栄えてきた。

唐津市では、こうしたアジア市場に近接しているという地理的優位性と、化粧品原料として着目されている薬用植物の生産地としてのポテンシャルを活かし、「唐津コスメティックバレー構想」を立ち上げ、化粧品関連の企業誘致に取り組んでいる。

海外企業の誘致に先立って、唐津市では、2013年11月、産学官連携の組織「ジャパン・コスメティックセンター（JCC）」を創設。フランスの「コスメティックバレー」との連携に乗り出した。コスメティックバレーは、フランス中部シャトルルを中心とする150キロメートル圏内にあり、ロレアル、シャネル、イブサンローランといった名だたるブランドを含む約800社の化粧品関連企業が集積する。唐津市では、海外クラスターとのビジネス交流を促進するジェトロのRIT事業も活用し、JCCを中心に、コスメティックバレー

の化粧品関連企業との交流、ビジネス・マッチングを進めてきた。

そうした交流を通じて、コスメティックバレーの名誉会長であり、フランス・ナチュラルコスメのパイオニアである化粧品原料会社アルバン・ミュラー・インターナショナル社社長は、唐津市のポテンシャルを高く評価し、唐津市への進出を決定。2015年6月、国内化粧品原料商社の株式会社マツモト交商との日仏合併会社「アルバン・ミュラー・インターナショナル・アジア」を設立することで基本合意した。

現在、JCCには、化粧品・美容関連、素材関連の企業を中心に177の会員が所属する（2016年8月現在）。JCCでは、化粧品業界に通じた専門人材を雇用し、化粧品の原材料・製品開発のための「産学連携」、企業誘致や海外販路開拓など、多角的にプロジェクトを推進している。フランスのコスメティックバレー以外にも、イタリア、スペインの業界団体と提携するほか、2016年8月には、台湾の化粧品産業団体「タイワン・ビューティー・バレー（TBV）」とも連携協定を締結。TBVとJCCの間では、相互の輸出入、製造受託、研究開発で連携し、巨大市場の中国、成長するアジア市場への展開を狙う。

また、外資誘致と平行して、化粧品の産業クラスターとして持続可能な体制を作り上げるべく、国内企業の誘致、ネットワーク化にも積極的に取り組む。地域には、ツバキ油やみかん、白きくらげ、お茶の実、トウキなど、ナチュラルコスメに代表される美容健康商品の原料植物があり、唐津市を原料供給基地とする考えだ。また、化粧品の製造後、海外市場に販路を開拓していくには、検査認証や輸出入代行、国際物流の機能が必要となってくる。唐津市は、JCCに国内企業を巻き込むことで、こうした機能の充実を図り、産業クラスターとしての構造的な課題の解決に努めている。地域にこうした化粧品産業のエコシステムを形成することは、地域における持続可能な体制の整備につながるだけでなく、外資系企業の地域への定着にもつながる。

唐津市のこうした先進的な取り組みはまだ始まったばかりであり、課題もあるが、地域による外資誘致の一つの事例として非常に示唆に富む。国内化粧品市場は成熟しており、競争も激しく、市場の成長率は平均4%とそれほど期待できない。しかし、成長するアジア市場では、10年間で約220%の成長が期待でき、訪日観光客が日本でこぞって化粧品を買って帰るように、日本の安心安全な「Made in Japan」の製品に対する人気は根強い。よって、唐津で製造された化粧品原料や製品については、国内市場もさることながら、成長著しいアジア市場へ展開していくことが一つの鍵になる。こうしたビジネスモデルが定着すれば、「アジア市場のゲートウェイ」として唐津を位置づけ、欧米企業も含めた海外企業の誘致をする際のPRポイントにもなる。

唐津市は、地域の特性を的確に把握し、ターゲット業種を特定し、国内企業も巻き込みながら、産業クラスターの形成にとって必要な海外企業の誘致に取り組んでいる。海外ブランドの製品に対して日本の優れた製造技術や製品開発力、品質管理によって、付加価値を付与し、アジア市場へ展開していくというビジネスモデルは、今後、日本の他の地域が外国企業誘致をしていく上でも参考になる。

2. 外資に特化した自治体の優遇措置等

各地方自治体が外国企業を誘致するため、事務所賃料や人件費の補助、登記費用や研究開発費の助成といった様々なインセンティ

ブを用意している。以下の図表は、外資系企業に特化した自治体の優遇措置の一覧である。

<詳細はジェトロウェブサイトを参照>

<https://www.jetro.go.jp/invest/support.html>

図表 6-3 外資系企業に特化した自治体の優遇措置

2016年8月現在

自治体	補助金名	概要
福島県	外資系進出企業投資支援事業	賃借料、コンサルタント委託費、拠点設立にかかる経費（登記、在留資格取得等）の一部を補助。（補助率 3/4、上限 2,800 万円 / 社）医薬品、医療機器、再生可能エネルギー、ロボットのいずれかの関連産業で、福島県内に初めて製造、研究開発、販売等の施設を立地する企業が対象
千葉県	千葉県外資系企業オフィス等賃料補助金	賃料補助（1/3 × 1 年間、上限金額は、従業員数 1 ～ 5 人未満は 60 万円、5 人以上は 180 万円）
千葉市	千葉市賃借型企業立地促進事業補助金（外資系企業賃借立地事業）	賃料補助（1/2 × 3 年間 ※累計 300 万円上限）、法人市民税減免（1/2 × 3 年間）
東京都	アジアヘッドクォーター特区 拠点設立補助金	拠点設立等の経費の一部を補助（行政書士等の専門家、人材紹介会社に支払う経費の 1/2 以内、1 社当たり 500 万円上限）
	外国人創業人材受入促進事業	東京都内で創業を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）
神奈川県	企業誘致促進賃料補助金	工場、研究所、事務所などの賃料補助（1/3、600 万円上限）
	外国企業立上げ支援補助金	会社設立手続き等に係る経費への補助（1/2、上限 200 万円）
静岡県	外資系企業等事務所賃借料補助金	賃料補助（1/2 以内 × 1 年間、限度額 50 万円）
新潟県	外資系企業等立地促進事業補助金	賃料補助（1/2 × 3 年間、300 万円上限（年間 100 万円を限度に 3 年間通算））
	外資系企業等進出促進補助金	登記費用（上限額 1 件 15 万円）および賃借料（1/2 × 2 年間、上限月 5 万円）
新潟市	新潟市国家戦略特別区域 「外国人創業活動促進事業」	新潟市内で創業を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）
愛知県	G N I C 外資系企業立上支援制度	グレーター・ナゴヤ地域に進出する外資系企業の立ち上げ支援 （1. 会社登記、ビザ取得に際して要する専門家の経費 2. 人材募集広告費または人材仲介手数料 3. 不動産仲介手数料） 1、2、3 の合計に対し、投資予定金額 1,000 万円以上は上限 50 万円、500 万円以上 1,000 万円未満は上限 30 万円、500 万円未満は上限 20 万円
岐阜県		
三重県		
名古屋市		
三重県	外資系企業アジア拠点立地補助金	外資系企業の製造拠点（工場）設置に対して投下償却資産額の 20% を補助（補助限度額 5 億円）、賃料補助（1/2 × 3 年間、年 500 万円上限）
大阪府	大阪府企業立地促進補助金 （外資系企業等進出促進補助金）	大阪府内に新たに本社機能やアジア拠点等を設置する外資系企業等に対し、投資額等の一部を補助。（家屋取得費用の 5%、または家屋賃料等の 1/3。限度額あり。）
	O-BIC 外資系企業進出支援事業	費用負担（登記費用上限 10 万円、在留資格取得費用上限 5 万円）
	法人事業税軽減	法人税軽減（1/3 × 5 年間）
兵庫県	オフィス賃料に対する補助	賃料補助（1/2 以内 × 3 年間、1,500 円 / ㎡・月、年 200 万円上限）
	新規正規雇用者に対する補助	新規正規雇用者 30 万円 / 人（一部促進地域は、新規正規雇用者 60 万円 / 人、新規非正規雇用者 30 万円 / 人）（3 億円上限）
	市場調査、法人設立等に対する補助	費用の 1/2 を補助（市場調査経費等上限 100 万円、法人登記経費等上限 20 万円）
神戸市	外国・外資系企業向けオフィス賃料補助	〔兵庫県・神戸市協調〕賃料補助（1/2 以内 × 3 年間、1,500 円 / ㎡・月、年 200 万円上限） 〔神戸市上乗せ〕賃料補助（1/4 以内 × 3 年間、750 円 / ㎡、年 900 万円上限）
福岡県	福岡訪問助成金	渡航費用の一部助成（対象：自動車、IT・半導体、バイオ、環境、ロボット等の分野の外資系企業で、福岡県への進出を検討している企業） 1. 福岡県以外の国内地域からの渡航 1 社 10 万円上限、 2. 欧米を除く海外地域からの渡航 1 社 15 万円上限、3. 欧米地域からの渡航 1 社 20 万円上限
	日本法人等設立支援交付金	登記費用の一部助成（対象：自動車、IT・半導体、バイオ、環境、ロボット等の分野の外資系企業、登記費用の 1/2 負担、上限 15 万円）
福岡市	福岡市立地交付金 （外国・外資系企業の オフィス向け交付金）	1. 賃料補助〔基準型〕（1/4 × 1 年間、限度額 1,500 万円）、〔大規模型〕（1/4 × 2 年間、限度額 2,500 万円） 2. 雇用補助〔正社員〕福岡市民 50 万円 / 人、福岡市民かつ研究員 100 万円 / 人、福岡市民以外 10 万円 / 人、〔その他の常用雇用者〕福岡市民 15 万円 / 人、福岡市民以外 5 万円 / 人（限度額 5,000 万円） 3. 設立費用（市場調査、通訳、各種許認可の取得、登記等に要する経費、拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等）の 1/2 を補助（限度額 300 万円）
	スタートアップ賃料補助 （外国人創業環境形成事業補助金）	賃料補助（1/2 × 1 年間、住居は上限月 7 万円、事業所は上限月 5 万円）
	スタートアップビザ （外国人創業活動促進事業）	福岡市で創業活動を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）

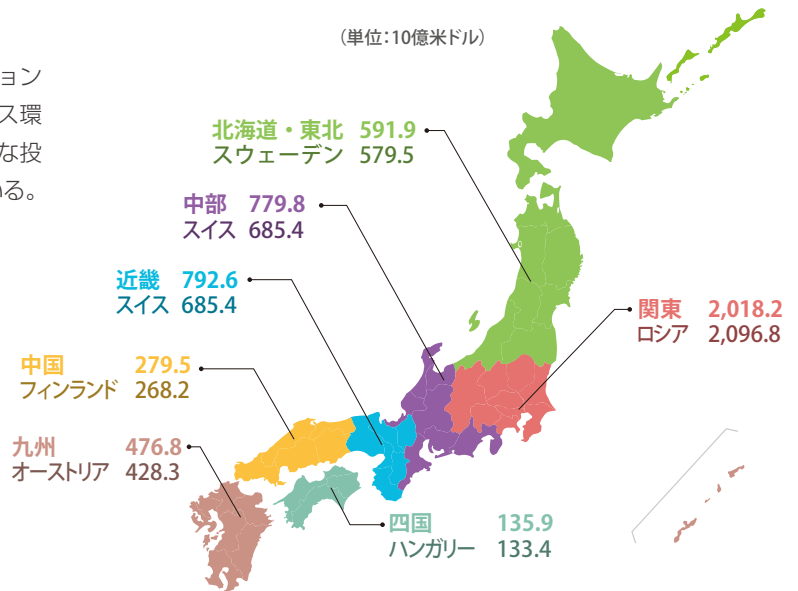
〔出所〕各自治体等ウェブサイトより作成〔注〕外国企業・外資系企業に特化した自治体の優遇措置のみを掲載

3. 地域の投資環境の魅力： ビジネスチャンスが眠る日本の地域

日本の地域には、豊富なビジネス資源があり、イノベーションを生み出す多くのパートナーが存在し、企業に優しいビジネス環境を有している。日本の地域は、外国企業にとっても魅力的な投資環境となっており、様々なビジネス展開の可能性を秘めている。

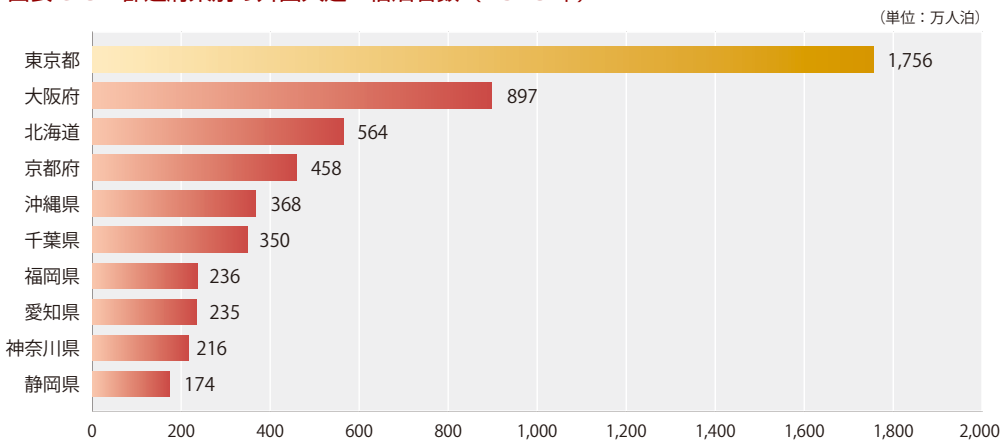
日本の地域は、巨大で魅力的なマーケット。
1地域で、国家レベルの GDP を有している。

図表 6-4 日本の域内総生産（名目）の国際比較（2013 年度）



〔出所〕内閣府「平成 25 年度県民経済計算について」（2016 年度発行）

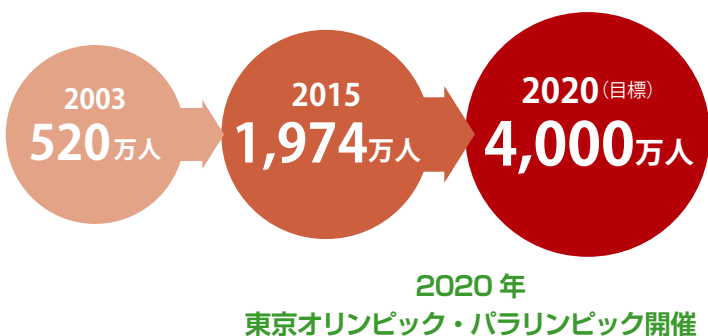
図表 6-5 都道府県別の外国人延べ宿泊者数（2015 年）



多くの外国人旅行者が
地方にも拡大
全国：6,561 万人泊

〔出所〕観光庁「宿泊旅行統計調査（平成 27 年）」

図表 6-6 急激に増加する訪日外国人旅行者



〔出所〕日本政府観光局（JNTO）

図表 6-7 急速に高まる健康予防、生活支援関連産業の市場規模

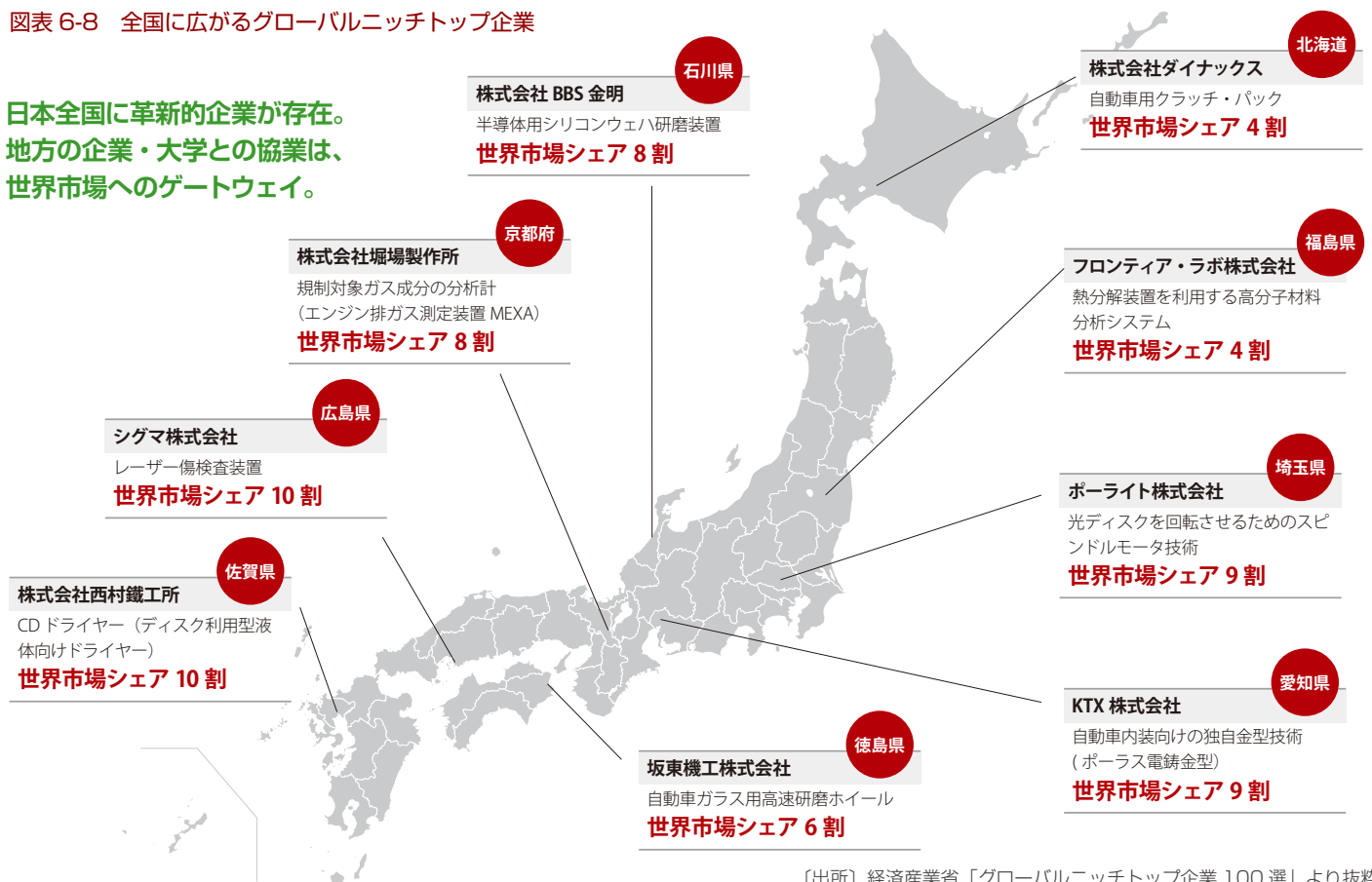
2020年 10 兆円

課題先進国・日本の
地域ヘルスケアビジネスが注目

〔出所〕首相官邸「日本再興戦略 -JAPAN is BACK- H25.6.14 閣議決定」より作成

図表 6-8 全国に広がるグローバルニッチトップ企業

日本全国に革新的企業が存在。
地方の企業・大学との協業は、
世界市場へのゲートウェイ。



図表 6-9 関西国際空港からアジア主要ビジネス地区へのフライト圏内



図表 6-10 首都圏と比較して廉価な地方のビジネスコスト

アジア主要都市（上海、香港、台北、ソウル、シンガポール）
と比較しても、安価な日本の地方の不動産コスト

(単位:米ドル)

	東京	仙台	名古屋	横浜	大阪	広島	福岡	上海	香港	台北	ソウル	シンガポール
事務所賃料（月額） （m ² あたり）	25	29	36	33	29	25	23	51	156	12	51	76
店舗スペース/ ショールーム賃料（月額） （m ² あたり）	49	43	38	59	30	24	37	145	389	43	21	239
駐在員用住宅借上料 （月額）	2,532	958	1,676	2,971	2,539	1,215	786	1,688	3,161	1,864	1,936	5,193

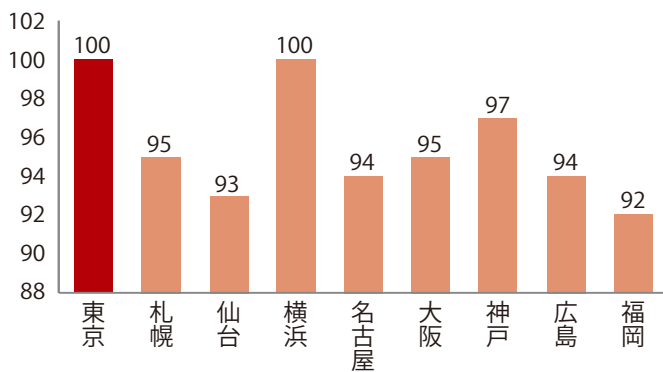
〔出所〕「第 26 回アジア・オセアニア主要都市 地域の投資関連コスト比較（2016 年 6 月）」より作成

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/42952cecddce53c3.html>

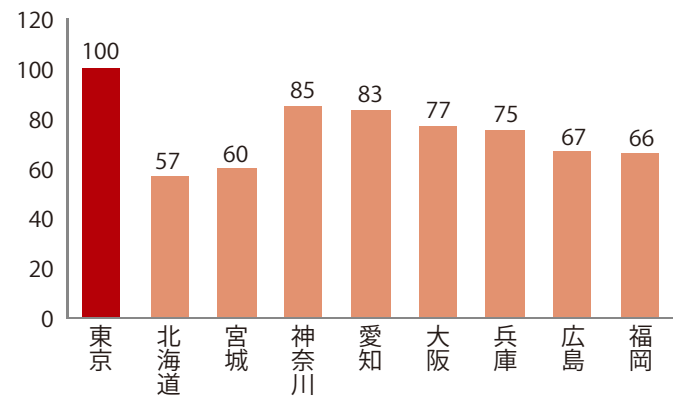
※積算根拠となる価格は、物件の立地条件等が都市により若干異なります。詳細はウェブサイトでご確認ください。

図表 6-11 東京での物価を 100 とした場合の各都市との比較

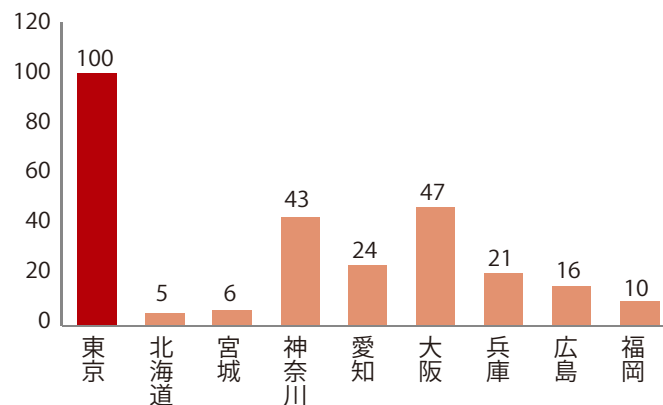
①消費者物価地域差数



②年間給与額（製造業）



③工業地地価



〔出所〕

①政府統計の総合窓口 (e-Stat) 「平成 25 年平均消費者物価地域差指数」より作成。

②厚生労働省「平成 26 年度賃金構造基本統計調査」より作成。

③国土交通省「平成 26 年度都道府県 地価調査」より作成。

政府の取り組みとジェトロ対日投資促進活動 14 年間の変遷

2003年	1月	「2001 年末の対日直接投資残高から 5 年間で倍増する」政府目標を設定
	5月	Invest Japan のスローガンを掲げ、関係府省庁に「対日直接投資総合案内窓口」(Invest Japan office) を設置 ジェトロに「対日投資・ビジネスサポートセンター」を設立 (対日投資に関する情報のワンストップ・センター)
2006年	3月	「2010 年末に対日直接投資残高をGDP比でさらに倍増 (5%程度) にする」政府目標を設定
2007年	5月	会社法の「合併等対価の柔軟化」(三角合併) の規定施行
2010年	6月	「新成長戦略」閣議決定 (「ヒト、モノ、カネの日本への流れ倍増」を目標に設定)
2011年	1月	アジア拠点化立地補助金を創設 (ジェトロに事務局を設置)
	8月	総合特別区域法を施行 (地域における税制・規制緩和などの特例措置により産業を集積)
	12月	東日本大震災復興特別区域法を施行 (被災地への投資に対する税制・規制緩和等のインセンティブ)
	12月	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」決定 高付加価値拠点の増加、外資系企業による雇用者数倍増などについて目標を設定
2012年	4月	法人実効税率の引き下げ (40.69% → 38.01%)
	5月	高度人材に対するポイント制による出入国管理制度の優遇を開始
2013年	6月	「日本再興戦略」を閣議決定 (「2020 年における対内直接投資残高 35 兆円」を目標として明記 ジェトロにおける産業スペシャリスト機能の強化、対日投資相談ホットラインについて記載)
2014年	3月	復興法人税を廃止 (法人実効税率 38.01% → 35.64%)
	4月	対日直接投資推進会議発足
	6月	「日本再興戦略」改訂 2014 を閣議決定 (在外公館とジェトロの連携、地方自治体の誘致支援を明記)
2015年	3月	第 2 回「対日直接投資推進会議」を開催 安倍総理が、外国人のビジネスや生活環境を改善させる「5つの約束」を発表
	4月	国家戦略特区の東京圏下に、「東京開業ワンストップセンター (TOSBEC)」開設 (ジェトロ東京本部内)
	6月	「日本再興戦略」改訂 2015 を閣議決定 (在外公館・ジェトロ・自治体の連携による広報・情報発信の強化、重点分野へのプロモーション)
	9月	強い経済、子育て支援、社会保障に重点を置いた、「新 3 本の矢」を発表
2016年	2月	グローバルイノベーション拠点設立等支援事業 (補助金) を創設 (ジェトロに事務局を設置)
		法人実効税率の引き下げ (32.11% → 29.97%)
	4月	第 3 回「対日直接投資推進会議」を開催 海外から日本に重要な投資をした企業に対し副大臣等を相談相手につける「企業担当制」が始動
	5月	第 4 回「対日直接投資推進会議」を開催、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」 および「規制・行政手続見直しワーキング・グループの設置」を決定
	6月	「日本再興戦略 2016」を閣議決定 (ジェトロの体制強化を通じた個別案件への営業と支援の強化)
	8月	第 1 回「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」を開催



ジェトロ本部 (東京・赤坂)



ジェトロ「対日投資ビジネスサポートセンター (IBSC)」

Talk to JETRO First

about business in Japan!

オンライン・フォームによるお問い合わせ

<https://www.jetro.go.jp/invest.html>

お電話によるお問い合わせ

ジェトロ対日投資部

拠点設立等のご相談：外国企業誘致課

Tel：03-3582-4684

事業拡大のご相談：外資系企業支援課

Tel：03-3582-8347

自治体向けサポート：対日投資課地域支援班

Tel：03-3582-5234

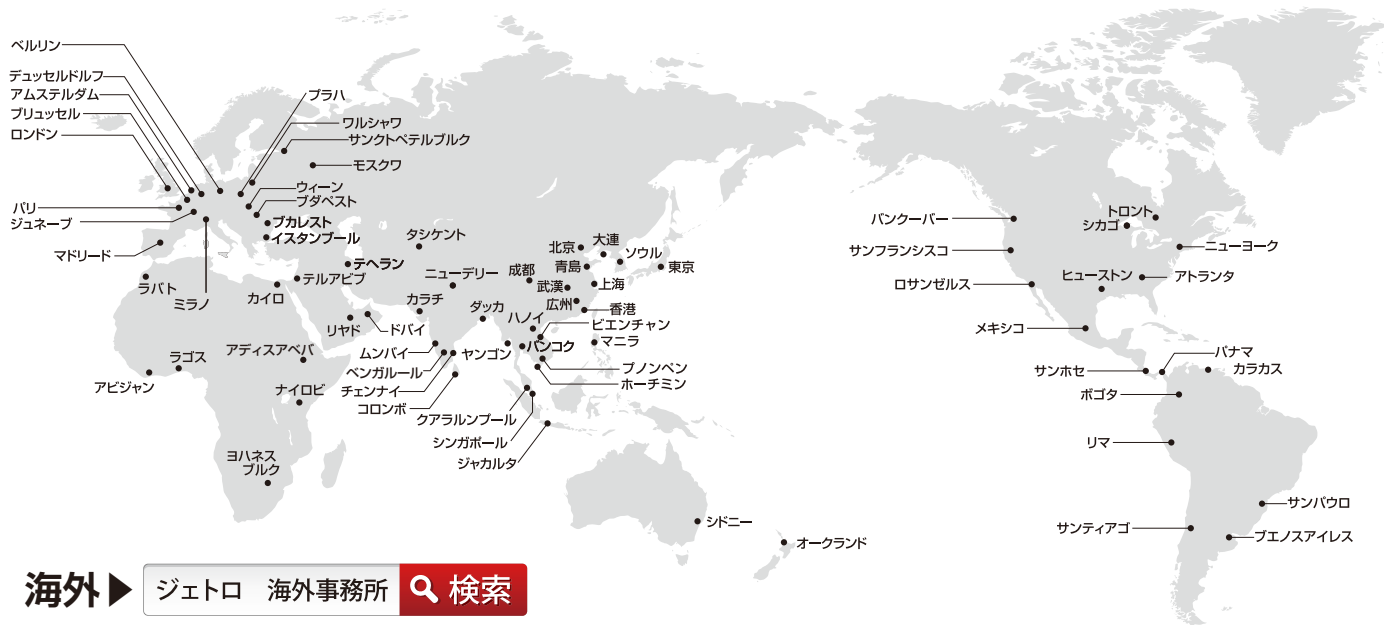
その他の対日投資に関するお問い合わせ：誘致プロモーション課

Tel：03-3582-5571

受付時間

平日 9 時～ 12 時 / 13 時～ 17 時（土日、祝祭日・年末年始を除く）

【世界に広がるジェトロ・ネットワーク】



JETRO

日本貿易振興機構（ジェトロ）

対日投資部 対日投資課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5234 FAX:03-3505-1990

www.investjapan.org